

# **社会・援護局関係主管課長会議資料**

**平成22年3月2日（火）**

**社会・援護局 福祉基盤課**

# 目 次

## (重点事項)

1 独立行政法人福祉医療機構について	
(1) 機構の業務について	1
(2) 社会福祉振興助成費補助金について	1
(3) 福祉貸付事業について	2
(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について	5
2 福祉・介護人材確保対策について	
(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題	8
(2) 平成21年度からの新たな福祉・介護人材確保対策について	8
ア 介護福祉士等就学資金に関する留意事項	10
イ 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の促進	10
ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金に関する留意事項	13
エ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携	14
(3) 既存の福祉・介護人材確保対策について	
ア 都道府県福祉人材センターにおける取組	14
イ 中央福祉人材センターにおける取組	17
ウ 福利厚生センターによる福利厚生事業	17
エ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成	18
オ 社会福祉事業従事者に対する研修等	19
(4) 「介護の日」について	21
3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	
(1) 現状	23
(2) 平成22年度の受入れ	23
(3) 候補者に対する日本語習得支援策(平成22年度予算案)	24
(4) 各自治体への情報提供	24
4 社会福祉法人について	
(1) 社会福祉法人の会計処理基準の一元化について	25
(2) 社会福祉法人の指導監査について	26
5 社会福祉施設の運営等について	
(1) 社会福祉施設の運営	30
(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	32
(3) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について	33
(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について	34
(5) 社会福祉施設等の防災対策について	34
6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて	
(1) 福祉サービス第三者評価推進事業	36
(2) 苦情解決事業	38

## (参考資料)

1 独立行政法人福祉医療機構貸付事業	3 9
2 民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	4 1
3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業	4 3
4 福祉・介護人材確保対策事業の実施状況	4 4
5 都道府県における福祉人材センター・バンク担当課一覧	6 8
6 都道府県福祉人材センター・バンク一覧	6 9
7 都道府県福祉人材センターにおけるハローワーク（HW）との連携状況	7 1
8 平成21年度 都道府県福祉人材センター・バンク事業実施状況	7 2
9 福利厚生センター関係資料	8 1
10 中央福祉学院・平成22年度 社会福祉研修実施計画（案）	8 4
11 国立保健医療科学院・平成22年度研修一覧	8 6
12 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等	8 7
13 社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧	8 9
14 都道府県社会福祉士会等職能団体名簿名簿	9 0
15 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受け入れ(概要)	9 3
16 社会福祉法人の新会計基準（素案）について	9 7
17 社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案	11 8
18 社会福祉法第56条に基づいた法人の改善措置等の流れ（例示）	12 0
19 第三者評価の受審件数（都道府県別）	12 1

# 重 点 事 項

# 1 独立行政法人福祉医療機構について

## (1) 機構の業務について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接にかかわる多様な事業を適正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を支援しているところである。各都道府県におかれでは、機構の業務運営について、引き続き十分な理解と活用を図られるとともに、連携とご協力をお願いしたい。

## (2) 社会福祉振興助成費補助金について

長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金を返納し、社会福祉振興助成費補助金を新たに創設することとしたものである。

社会福祉振興助成費補助金は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自分らしい生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的として、これまで、長寿・子育て・障害者基金で培ってきた助成のノウハウなどの一定の部分は継続しつつ、新たな政策課題への対応ができるよう事業内容を見直しすることとしている。基本的な枠組みは、別添（案）のとおり検討中であり、今後の検討過程で変更することもあることに留意願いたい。

また、廃止する長寿・子育て・障害者基金による助成金についての来年度分の交付要望は既に受付を終えているところであるが、これらの取扱いについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなし取扱うこととし、かつ、既に提出した助成金交付要望を取り下げ、あるいは要望内容を変更して、社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない取扱いとする予定であるので、管内の社会福祉法人、特定非営利活動法人等に周知方をお願いしたい。

(3) 福祉貸付事業について（参考資料1参照）

ア 22年度福祉貸付の貸付規模

資金交付額 2,487億円（うち福祉貸付 1,263億円）

イ 貸付条件の見直しについて（22年度新規分）

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融資改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で社会福祉施設整備等のニーズに応えるため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図るとともに、厳しい経営環境の中で、社会福祉法人等が福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供できるよう更なる融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

また、機構主催で、平成22年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が開催される予定（別途機構通知）であるので積極的な参加をお願いしたい。

(ア) ユニット型特別養護老人ホームに係る建築資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長

借入額が高額となるユニット型特別養護老人ホームについて、毎年の償還額を縮小し、サービス提供体制が軌道に乗るまでの間の経営が安定するよう、償還期間及び据置期間の延長を図る。

償還期間：20年以内→25年以内 据置期間：2年以内→3年以内

(イ) 保証人の免除

社会福祉法人が希望する場合にあっては、保証人の取り扱いについて、個人による保証ではなく、貸付利率に一定の利率を上乗せするオンコスト方式（平成22年度オンコスト金利：0.05%）を導入する。なお、無担保による貸付けには適用しない。

(ウ) 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、現行の居室面積基準や職員配置基準等を緩和し、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整

備を行う場合においても、新たに融資の対象とする。

(エ) 整備促進特別対策事業で対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設（平成23年度まで）

都市部等での用地取得が困難な場合に、用地確保のために定期借地権を設定し、施設経営者が土地所有者に借地代の前払いとして一時金を支払った場合に要する費用について、土地取得資金の中で融資の対象とする。

(オ) 児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大  
貸付の相手方に、一般社団法人及び一般財団法人を追加する。

(カ) 共同生活介護事業（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）  
に係る貸付金の種類の拡大

貸付金の種類に、経営資金を追加する。

(キ) 融資率の見直し

以下の障害者関連事業の旧法施設について、融資率の引き下げを行う。

- ・ 対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設
- ・ 融資率の引き下げ：75%→70%

ウ・引き続き実施する優遇措置について

前記の条件の見直しのほか、次の事項については平成21年度に引き続き実施することとしている。

(ア) 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇

平成19年度から実施してきた療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・ 融資率の引き上げ：70%・75%→90%
- ・ 貸付利率の引き下げ：財政融資資金借入金利と同率

(イ) 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大等

平成20年度から実施してきた障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大（特定非営利活動法人の追加）及び優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：80%→90%

(ウ) 保育所及び放課後児童クラブに係る融資条件の優遇

平成21年度から実施してきた保育所及び放課後児童クラブに係る融資条件の優遇（融資率の引き上げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：（保育所）80%→90%
- （放課後児童クラブ）75%→90%

(エ) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇

平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%→75%、75%→80%
- ・貸付利率の引き下げ：通常の貸付利率から0.05%～0.4%引下げる

(オ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇

平成18年度から実施してきた耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%→75%、75%→80%

エ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料2参照）

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成22年度予算（案）（参考資料3参照）

① 給付予定人員 74,480人

② 給付総額 909億円

イ 平成22年度単位金額

平成22年度の単位金額については、平成22年度予算が成立次第、告示にてお知らせすることとしているので了知されたい。

ウ 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところ。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成21年度分に係る補助金の交付が完了していない県におかれでは、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成22年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

## 社会福祉振興助成費補助金概要(案)

※本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである

## 事業目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とする。

## 補助金の規模・交付先

平成22年度予算額(案) : 3,047百万円 交付先: 独立行政法人福祉医療機構

## 助成対象事業

独立行政法人福祉医療機構は、次の事業を実施するものとする。

## (1) 先進的・独創的活動支援事業

社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や施策を補完・充実させる事業

## (2) 地域活動支援事業

社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

## (3) 障害者スポーツ支援事業

スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

## 助成対象事業者

社会福祉法人、一般社団又は財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉の推進に寄与する事業を行う法人又は団体

## 助成額

地域活動支援事業は、助成額上限を300万円とし、その他の活動は、上限を設定しない。ただし、50万円に満たない事業は、助成の対象としない。

## 募集期間及び募集方法

募集期間、募集手続等の詳細は、別途お示しする予定であるが、およそそのスケジュールは以下を想定しているところ。

## 【既に受付済み分(平成21年10月31日までに応募済みの事業)】

・助成事業の内定 平成22年4月上旬(22年度予算案が21年度内に成立した場合)

## 【新規・内容変更分】

・募集要領配付及び応募期間 平成22年6月中

・助成事業の内定 7月

## その他

(1) 長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成2.2年度から新たに補助金を創設することとした。

(2) 長寿・子育て・障害者基金による助成金交付要望を既に提出されているものについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととする。

ただし、既に提出している助成金交付要望を取り下げ、あるいは、要望内容を変更して社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない。

(3) 他の補助制度による補助対象となった場合は、社会福祉振興助成費補助金(仮称)の助成の対象とはならない。

なお、助成対象事業の分野横断的な取組、複合的な取組及び複数年助成の取扱いについては、現在検討中である。

(4) 補助事業の採択は、外部有識者により構成する委員会で審議・決定するとともに、助成事業終了後、事後評価を行う。

(5) 補助金適正化法を適用し、実績報告が遅延する事業は返還させことがある。

## 【先進的・独創的活動支援事業】

- ① 高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業
  - ・地域で生きがいをもって普通の暮らしをすることを支援する事業
  - ・高齢者等の健康保持事業の促進、団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業
  - ・認知症高齢者を地域で支え、受け入れていくための支援事業
  - ・高齢者・障害者の住環境問題に関する事業
- ② 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業
  - ・生活保護のボーダーにある低所得者を支援する事業
  - ・ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業
  - ・発達障害や医療的ケアが必要な状態にある者とその家族への支援
  - ・刑務所出所者への福祉的支援
  - ・へき地等におけるサービス提供
- ③ 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
  - ・福祉・介護分野に従事する者の資質の向上に関する事業
  - ・福祉・介護分野に従事する者の定着支援に関する事業
  - ・福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
- ④ 地域や家庭における子育て支援に関する事業
  - ・子育て支援のネットワーク作りや安全・安心な子育て環境作りを支援する事業
  - ・児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業
  - ・ひとり親家庭等への相談・就労等を支援する事業
  - ・青少年の非行防止・健全育成に関する事業
- ⑤ 高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業
  - ・介護知識の提供・介護技術の習得を支援する事業
  - ・地域で介護を担う家族の一時的な休息、見守り等を支援する事業
  - ・在宅で安心して生活できる環境をサポートするネットワーク事業

- ⑥ 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業
  - ・就労支援のための場の提供、ネットワークづくり等を支援する事業
  - ・虐待・消費者被害等高齢者・障害者の権利擁護のため相談・支援する事業
- ⑦ 日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業
- ⑧ その他全国又は広域的な普及・波及効果が期待できる事業

## 【地域活動支援事業】

- ① 上記の①～⑥に掲げる事業
- ② その他地域に密着したきめ細かな事業

## 【障害者スポーツ支援事業】

- ① 障害者スポーツの育成・強化に関する事業
  - ・選手、競技団体、指導者等の育成・強化を図る事業
  - ・競技力向上のための研究開発・調査研究事業
- ② スポーツを通じた障害者の社会参加を推進する事業
  - ・スポーツ大会等開催事業
- ③ その他障害者スポーツに関する事業

## 2 福祉・介護人材確保対策について

### (1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

福祉・介護人材の確保については、昨今の厳しい経済情勢による他産業における雇用情勢の悪化を受け、その動向に一定の改善が見られるものの、依然として労働環境の厳しさ等から、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高く、また、地域や事業所によっては人材確保が困難な状況にある（特に都市部においては、依然として人手不足感が強い）
  - ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じている（定員充足率 55.1%（平成 21 年度））
  - ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している（全国で約 20 万人）
- などの様々な課題を抱えている。

このような状況の中、質の高い福祉・介護人材の安定的確保は喫緊の課題であり、平成 19 年 8 月に見直された「福祉人材確保指針」を踏まえつつ、福祉・介護人材確保のため、総合的な取組を進めているところである。

※介護職員の将来推計 124 万人（平成 19 年度（2007 年））

→ 212 万人～255 万人（平成 37 年度（2025 年））

### (2) 平成 21 年度からの新たな福祉・介護人材確保対策について

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、関係部局の連携の下、平成 21 年度介護報酬改定等による介護従事者の待遇改善や雇用管理改善等に関する各種助成制度、介護福祉士等の資格取得を希望する離職者等への職業訓練、働きながら資格を取得する介護雇用プログラムのほか、当局においては以下の取組を行っている。

これらについては、貴都道府県管内の関係団体等とも連携を図りつつ、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

事業名	事業内容	事業の実施主体	措置年度・予算額 (案)・補助率
介護福祉士等修学資金貸付事業 (10 頁)	介護福祉士等の養成施設へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県が適当と認める団体 (都道府県社会福祉協議会等)	平成 20 年度補正予算 320 億円 10/10
進路選択等学生支援事業 (10 頁)	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談・助言を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等への補助)	
潜在的有資格者等養成支援事業 (11 頁)	潜在的有資格者等の再就労を促進するための研修を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等への補助)	平成 20 年度補正予算 205 億円 (障害者自立支援対策臨時特例交付金の内数) 10/10
複数事業所連携事業 (11 頁)	小規模事業所が連携して、合同採用や合同研修等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県 (ユーティネット業務委託可)	
職場体験事業 (12 頁)	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府県福祉人材センター等へ委託可)	
福祉・介護人材マッチング支援事業 (12 頁)	都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を設置し、個々の求職者に相応しい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を実施。	都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)	平成 21 年度補正予算 98 億円 (障害者自立支援対策臨時特例交付金の内数) 10/10
キャリア形成訪問指導事業 (13 頁)	養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して職員のキャリアアップや施設の向上等のための研修を行った場合の経費を助成。	都道府県(介護福祉士養成施設等への補助)	

#### 福祉・介護人材確保緊急支援事業

福祉・介護人材定着支援事業 (13 頁)	就職して間もない従事者に対する巡回相談等の実施。	都道府県 (委託可)	平成 22 年度予算案
実習受入施設ステップアップ事業 (13 頁)	一定の要件を満たす優良な実習施設が中心となって、地域の実習施設と連携を図りつつ、講習介や実践事例報告会等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県 (委託可)	セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数 1/2
企画委員会設置・運営事業 (14 頁)	都道府県と関係団体が連携し、福祉・介護人材の動向や課題等について協議を行う。	都道府県	

## ア 介護福祉士等修学資金貸付事業に関する留意事項

介護福祉士等養成施設においては、近年著しい定員割れが生じており、介護福祉士等福祉・介護分野の中核を担う若い人材の参入が減少している状況にあるため、昨年度、貸付条件の緩和を図るとともに、貸付原資等を大幅に拡充し、質の高い人材の確保・定着を図ることとしたところである。

各都道府県においては、現在、事業に取り組んでいるところであるが（参考資料4参照）、次年度以降も計画的な貸付けをお願いするとともに、貸付希望者に対して入学時等必要な時期に必要な資金が交付されるよう、貸付審査時期の前倒しなど貸付希望者の利便性に配慮した事業運営をお願いしたい。

## イ 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業に関する留意事項

本事業は、平成23年度までの緊急的な取組であり、ほとんどの都道府県において、すでに事業が実施もしくは実施予定となっているが、一部の自治体においては、事業実施に遅れが見られるところである。

平成22年1月末現在の各事業の実施状況については、下記や参考資料4のとおりとなっているので、これらを参考に積極的かつ効果的な取組を行い、福祉・介護人材確保対策をより強力に推進して頂きたい。

### ①進路選択等学生支援事業（20年度補正）

対象養成施設のうち、本事業に取り組んでいる養成施設の割合は平成22年度1月末現在 59.5%となっている。福祉・介護人材確保に関する各種事業が実施される中、事業に従事できる教員等も限られるため、本事業への取組を行わない養成施設も見受けられる。

しかしながら、本事業により学校訪問を行った結果、進路指導担当から個別の相談を受けたケースや福祉職場のイメージ向上活動により進学希望者数の増加傾向が見受けられるケースも出てきているところである。

また、学校訪問等の際には、事前に各自治体の教育委員会を訪問し説明するなど円滑な実施を図ったり、学校等での説明時には教員だけではなく、先輩職員や学生からの助言、修学資金貸付制度の話なども行うことにより、

学生が進路選択を考える上でよい動機付けになっているなど、効果的に事業を実施しているケースも見受けられる。

このため、事業未実施の養成施設に対しても、積極的に本事業に取り組むよう依頼されたい。

## ②潜在的有資格者等養成支援事業

本事業に取り組んでいる実施主体数は全国で 298 カ所であり、研修延べ約 1,900 回、定員延べ約 8 万人が実施もしくは実施予定となっている。

特に、潜在的介護福祉士が 22 万 5 千人（平成 19 年 9 月現在）いる中ににおいて、これらを対象とした研修の定員は約 7 千人（全定員の 8.7%）と極めて低調な結果となっており、全く実施しない自治体も散見されるため、これまで以上に積極的に取り組まれたい。

また、実施済みの研修のうち、潜在的有資格者再就業支援研修における受講後の福祉・介護分野への就職・求職状況については、471 人 (29.4%) となっているものの、特になし・不明が多くなっている。

受講者から研修後の就職・求職状況や福祉・介護分野への関わりについて報告を求めたり、フォローアップ調査等を行うなど、研修効果が上がるよう実施主体に対し指導願いたい。

なお、本事業の実施は、養成施設に限らず他の関係機関・団体における実施も可能であるので積極的な取組みをお願いするとともに、受講者の研修後における就職・求職活動が円滑に行われるよう福祉人材センターやハローワークとの連携についても積極的に取り組まれたい。

## ③複数事業所連携事業

本事業の参加施設・事業所は下表のとおりとなっており、43 都道府県において、コーディネーターを設置し実施しているところである。

	施設・事業所		養成施設	
	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数
合同求人活動	751	91	13	1
合同職員研修	2,295	281	12	2
合同学校説明会	151	17	54	5
人事交流	136	16	0	0
その他	183	20	5	2
計（延べ数）	3,516	425	84	10

本事業の実施により、合同面接会を実施し職員採用に結びついたり、研修の企画運営に取り組んだ事例や他の事業所との交流の中から職員の悩みなどが解消された事例が見られるなど、その効果が現れている。

また、本事業が成功している事例を見ると、例えば、コーディネーターが、事業所を戸別訪問し参加を働きかけているものや事業内容に照らし参加事業所が適したユニットを組めるよう支援しているもの、職場体験事業等他の事業と連携して本事業を実施しているものなど、様々な工夫が見受けられるので、実施が低調な自治体においては、これらを参考に積極的に取り組まれたい。

#### ④職場体験事業

本事業を行う施設・事業所数は5,154カ所となっており、これまで参加した人数は延べ2,773人、うち福祉・介護分野に就職した人数は、判明している分だけで延べ185人となっており、事業成果が見始められているところである。

具体的な実施方法については、都道府県によって差異があるものの、好事例として、体験前に事前学習会を開催し施設の概要や体験時のマナーなどを伝えたり、また、体験希望者のニーズに応じられるよう、日時や受入施設の選定等について事前に連絡調整等を行っているようなところもある。

本事業が円滑かつ効果的に実施されるためには、体験希望者と受入施設間の連絡調整等を積極的に行うことはもちろん、体験終了時には、体験参加者からの報告を求め今後の周知広報等に活用するとともに、就労希望者には福祉人材センターへの求職登録等を勧めたり、体験後の就労・求職状況を把握し事業効果を検証することが必要である。

#### ⑤福祉・介護人材マッチング支援事業

本事業は、都道府県福祉人材センターに委託し実施されているところであるが、事業の中核を担うキャリア支援専門員については、ほぼ全県で配置され1県当たり平均3.4人（予定含む）となっている。

なかには、本事業を効果的に行うため、キャリア支援専門員をエリア担

当制とし、当該エリアの求人施設の特性など個別の情報を求職者に説明したり、出張相談の時間帯を求職者の多い午後にするなど、積極的な取組が見受けられる。

また、事業所向けに専門的なアドバイスを行う事業者アドバイザーについては、26県において配置もしくは配置予定となっており、公認会計士や社会保険労務士のほか、中小企業診断士や税理士、弁護士等となっている。

求職者や事業所側のニーズに応じたきめ細かい指導や助言等を行うためには、上述のような取組を行ったり、土日のイベント開催についてハローワークの協力を得たりするとともに、ハローワーク以外でも、市町村役場や市区町村社会福祉協議会、公民館、大型商業施設等にも積極的に出向  
き、より効果のあがる事業運営をお願いしたい。

#### ⑥キャリア形成訪問指導事業

事業実施予定の養成施設数等は80カ所となっており、これまで実施された研修・講座数は235、研修プログラム作成数は55となっている。

いくつかの自治体においては、養成施設側の教員数に余裕がないところもあるため、思うように事業が進んでいない状況が見受けられるが、本事業は養成施設に限らず他の関係機関・団体における実施も可能であるので、積極的な取組みをお願いするとともに、事前に事業所からの研修要望等を聴取し、これを踏まえて各養成校において対応可能な研修プログラムを作成し、各事業所に案内通知を送付するなどにより本事業を効率的に実施していただきたい。

#### ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金に関する留意事項

福祉・介護人材定着支援事業は、自治体の負担感もあることから、その取組みが低調なものとなっている。

平成22年1月末現在の実施都道府県数（実施予定含む）

福祉・介護人材定着支援事業 8

実習受入施設ステップアップ事業 7

福祉・介護人材定着支援事業を実施しているところでは、毎週定期的に窓

口相談や巡回相談日を設置するほか、事業所に対し定着支援に向けた取組例の情報提供を行うなど、きめ細かいサービスを提供しているところがあったり、単独で事業所を訪問し指導・助言を行うことが難しい場合は、他の支援事業と共同で実施するなどの工夫をしているところもある。

また、実習受入施設ステップアップ事業についても、優良実習施設による講習会等により、先進的な介護のあり方や実習指導者としての注意点などの具体的なアドバイスを教授することにより、実習指導技術の向上を図っているようなところもあるので、事業未実施の自治体においてはこれらを参考に本事業を積極的に活用されたい。

## エ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

上記各種事業の実施に当たっては、地域の実情を踏まえた対応が不可欠であり、また、各種助成制度や職業訓練が拡充されたことに伴い、これらの福祉・介護人材確保に関する事業を実施している関係機関等との情報交換や連携がより極めて重要である。

各都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上、広域的な視点に立って、市区町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等との連携の下、福祉・介護人材確保に関する関連施策を積極的に促進されるようお願いしたい。

なお、各事業の具体的な内容の調整や関係団体との連携方策等に関する協議の場（企画委員会）の設置・運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているので、積極的な活用をお願いしたい。

## （3）既存の福祉・介護人材確保対策について

### ア 都道府県福祉人材センターにおける取組

#### （ア）ハローワークとの連携

各都道府県の一部のハローワークでは、今年度より、福祉分野での労働力のマッチング体制及び機能の強化を図るため、「福祉人材コーナー」を

設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施しているところである。

これに関連して、平成21年10月に「福祉人材センター等とハローワーク等との効果的な連携のあり方について」(一部改正通知)を発出し、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策をお示ししているところであるが、今年度の連携状況をみると、福祉人材センターの約83%が就職説明会等を共催し、また約9割が、ハローワークに対し福祉人材センターが行う事業の周知・広報依頼を行っている。

一方、福祉人材センター等とハローワークで所有している求職者情報の情報交換は4割を下回っており、相互の情報を活用した就職斡旋や求人・求職者情報の分析が十分に行われていない状況が見受けられる。

求人者・求職者の視点に立ち、両組織のいずれからでも適切な情報を得ることができるよう、例えば、求人情報の共有についてホームページのリンク機能を活用するなど、情報の相互乗り入れについて検討をお願いしたい。

また、福祉人材センターは福祉・介護分野に特化した情報・知見を豊富に有し、他方、ハローワークでは幅広く求人・求職に関する情報が集約されるなど、それぞれの機関が独自の特性を有していることから、これを活かすことができるよう、相互の人材活用、事業の共同実施など、さらに連携の強化に取り組んでいただきたい。

#### 「福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況」詳細は参考資料参照

	行っている	行っていない
就職説明会等の共催等	83.0%	17.0%
ハローワークへの求職者情報の提供	31.9%	68.1%
「介護就職デイ」への参加、協力	63.8%	36.2%

なお、各福祉人材センターに対し「ハローワークと相違している長所」を確認したところ、都道府県社会福祉協議会内に全国社会福祉施設経営者協議会や全国老人福祉施設協議会等の種別協議会があるため法人や施設・事業所に関する情報量や参考資料が多いという意見が最も多く、次に、福祉・介護の仕事内容や関連資格取得についてきめ細かく相談できる体制が整っているなどの意見も多くなっている。

これらのノウハウや情報量を十分に活用し、ハローワークをはじめ関係機関・団体との連携を積極的に図って頂きたい。

#### (イ) 福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは現在、全国で 75 カ所あり、従来から福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修などに取り組んで来ており、新たに創設された前述の都道府県事業においても、コーディネーター役を積極的に行うなど、福祉・介護人材確保対策全体が円滑かつ効果的に実施されるよう、各種関連事業の調整や推進役も期待されており、その活動如何によって、管内の対策事業全体の効果が左右されると言っても過言ではない。

平成 21 年度における各都道府県福祉人材センター・バンクの実施体制や実施状況について、下記や参考資料 8 のとおり取りまとめているので、これらを参考に福祉人材センター・バンク事業のより一層の推進をお願いしたい。

##### ① 実施体制

福祉人材センター等の職員数は 1 カ所当たり実人員で平均 5.6 人となっているが、その配置人数は都道府県により、かなりの違いが見受けられる。

また、求職者の利便性を考慮し、土日も開設しているところは 21 カ所 (28.0%) となっており、これらのセンター等における 1 カ所当たりの 1 ヶ月平均来所者数は 295 人となっており、平日のみ開設している 1 カ所当たりの 1 ヶ月平均来所者数 82 人と比べ、約 3.6 倍の開きが見受けられる。

これは、学生や転職希望者等のニーズが土日に多く見られるためと考えられる。

##### ② 職業紹介事業等

平成 21 年 4 月から 12 月における福祉人材センター・バンクでの有効求人倍率については、昨今の厳しい雇用情勢により全国平均 0.99 となっており、平成 20 年度の有効求人倍率 1.44 に比較し、0.45 ポイ

ント下がっている。（参考資料8参照）

しかしながら、都市部を抱える都府県及びその周辺府県の有効求人倍率は全国平均を上回っているところが多く、一方で、北海道・東北、中四国、九州地方の多くは、全国平均を下回っている状況にあるなど、求人・求職動向に地域差が見受けられるところである。

ただし、管内の地域や事業所によっては依然として人材確保が困難な状況にあり、他産業に比べ依然として離職率が高い状態であることなどを踏まえると、それぞれの福祉人材センター・バンクにおいて、無料職業紹介事業等の一層の充実が求められるところである。

なお、就職説明会・フェアについては、平成21年4月から12月で189回実施され、これらの1回当たりの参加者数は約180人となっており、研修・講習会については、同期間に167回実施され、1回当たりの参加者数者は約36人となっている。

#### イ 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターでは、都道府県福祉人材センターや福祉人材バンクに対し、各種研修やブロック会議の開催、メールニュース等による各種事業についての助言、参考となる取組事例の紹介を行うとともに、求人・求職情報システム（ホームページ「福祉のお仕事」<http://www.nw.fukushi-work.jp/index.html>）の運営や福祉人材確保に関する各種情報の収集・提供等を行っているので、各自治体においては、これらの事業も合わせて各種事業を強力に推進願いたい。

#### ウ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることが重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図ること」を目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施

設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、事業の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の充実が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されている。（業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は参考資料9参照）

## エ　日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的・社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

### 【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）

　　社会福祉士養成課程（1年7月）

　　精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）

　　精神保健福祉士短期養成課程（9月）

〔問い合わせ先〕　日本社会事業大学　総務課

　　東京都清瀬市竹丘3-1-30

　　TEL 042-496-3000　　<http://www.jcsw.ac.jp/>

## （ア） 福祉専門職大学院

　　福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サ

サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院が、平成16年度から設置されている。専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（2名）、東京都（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣について積極的に検討願いたい。なお、派遣院生は宿舎の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には働きながら学べる2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

【第Ⅱ期入学試験】

平成22年1月24日（日）（出願期間12月14日（月）～1月9日（土））

【第Ⅲ期入学試験】

平成22年3月6日（日）（出願期間1月29日（金）～2月20日（土））

（イ）社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るために、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関が処遇困難事例の対応策を学ぶことができる「福祉マイスター道場」や福祉経営に携わる職員向けに総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスにおいて、専門職大学院の教員が中心となり実施しているので、各都道府県においてリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

オ 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められており、平成22年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、中央福祉学院（ロフォス湘南）及び国立保健医療科学院において実施することとしている。

#### (ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者や施設長・指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成22年度は以下の研修を予定している。

##### ○ 中央福祉学院における研修事業（案）

###### [委託事業]

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ・社会福祉主事資格認定通信教育課程       | 2,000人 |
| ・社会福祉施設長資格認定通信教育課程      | 300人   |
| ・社会福祉法人経営者研修課程          | 600人   |
| ・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 | 80人    |
| ・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 | 80人    |

###### [補助事業]

- |                        |      |
|------------------------|------|
| ・児童福祉司資格認定通信課程         | 200人 |
| ・社会福祉施設指導職員特別研修課程      | 240人 |
| ・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程 | 50人  |

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

#### (イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方

自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成22年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業

- ・都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修
  - a 社会福祉法人・老人福祉施設担当 100人
  - b 社会福祉法人・児童福祉施設担当 100人
  - c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 100人
  - d 生活保護担当 70人
- ・福祉事務所所長研修 70人
- ・生活保護自立支援研修担当育成研修 30人
- ・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修 60人
- ・介護保険指導監督中堅職員研修 200人
- ・都道府県障害程度区分指導者研修 150人
- ・要介護認定都道府県等職員研修 150人
- ・要介護認定調査員指導者研修 150人

[問い合わせ先] 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

T E L 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

#### (4) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に11月11日を「介護の日」と定め、本年度で二回目を迎えたところである。

また、本年度から、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「福祉人材確保重点実施期間」を介護の日前後二週間（11月4日から11月17日まで）としたところである。

本年度は、厚生労働省においても「介護の日」当日に大臣出席のもとで、『「介護の日」フォーラム』を開催するなど、様々な取組を行ったところであり、各

自治体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。本年度は、全国で699件の「介護の日」あるいは「福祉人材確保重点実施期間」関連の活動等が実施された。昨年度に引き続いで様々な啓発活動を実施していただいたことに関して、厚く御礼を申し上げる。

なお、本年度の各自治体等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考されたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html>)

来年度以降、各自治体から寄せられた御意見や御要望も参考にしつつ、これまで以上に介護に対する啓発を図るべく、厚生労働省としても、様々な取組に努めていきたいと考えているところである。各自治体においても今後とも、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力をお願いしたい。

### 3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

#### (1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

##### ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ（昨年1月末から受入施設で就労・研修を開始）
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ（本年1月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

##### イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

###### ・ 平成21年度

【就労コース】 190名の候補者を受入れ（うち途中帰国者等2名を除く188名の候補者が昨年11月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

【就学コース】 27名の候補者を受入れ（現在、日本語研修を受講中であり、本年4月から養成施設で就学を開始する予定）

#### (2) 平成22年度の受入れ

##### ア インドネシア

平成22年度においては、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、インドネシア側において希望者を募集し、マッチング等を経て、本年7月頃から日本語研修を開始する予定である。

##### イ フィリピン

平成22年度においては、当初2年間の受入最大人数である600人から今年度の受入人数（217名）を差し引いた、最大で383人を受け入れる予定である。

就労コースについては、インドネシア同様、先般、日本側の受入施設の募集を行ったところであり、今後、フィリピン側において募集された希望者とのマッチング等を経て、本年4～5月頃から日本語研修を開始する予定である。

### (3) 候補者に対する日本語習得支援策（平成22年度予算案）

候補者については、日本語能力が十分ではないことが多い、受入施設側の負担となっている場合が多いという現状を踏まえ、平成22年度予算案において、新たに、候補者の日本語習得を支援するための事業に必要な経費を盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、受入施設日本語習得支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施することとしている。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に新たな財政負担を求めるものではない。

#### ア 受入施設日本語習得支援事業

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援する。

〔 補助率 定額（10／10）  
候補者1人当たり年間235千円以内（国1／2、施設1／2相当） 〕

#### イ 日本語定期研修事業

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示などを行う。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語を習得できるよう支援する。

### (4) 各自治体への情報提供

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を行っているところである。

これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、平成22年度の候補者受入説明会の案内等をさせていただいた。

今後も、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

自治体の中には、独自に、EPAに基づき入国した外国人介護福祉士候補者や受入施設に対する支援策に取り組んでいただいているところもある。今後とも、①受入れの仕組み自体の円滑な運用、②候補者の適切な就労・研修の促進に御協力を願いしたい。

## 4 社会福祉法人について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手としてこれまで活動してきたところであるが、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、法人に対するニーズも拡大、多様化している。

また、平成12年の介護保険制度の導入を機に、福祉の分野に多様な主体が参入しつつある中で、法人については、地域福祉の主たる担い手として、地域福祉への積極的・献身的な貢献や、地域福祉を支える人材の育成など、公益性・公共性の高い法人であるからこそ実施できる事業への積極的な取組が、これまで以上に強く期待されているところである。

このような様々なニーズに対応すべく、法人から所轄庁への相談等が寄せられることも多いと考えられるが、各都道府県等におかれでは、法人が期待される役割を適切に果たすことができるよう、引き続き、必要な助言等をお願いしたい。

### （1）社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」や「介護老人保健施設会計・経理準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っている。

その概要は参考資料16のとおりであり、見直しに当たっては、都道府県・指定都市・中核市及び福祉関係団体等からの意見等を踏まえつつ進めていくこととしている。

昨年末に送付した素案に関し、都道府県・指定都市・中核市からは350件を超える意見が寄せられたところであり、これらの意見や福祉関係団体からの意見を参考に中身を精査し、パブリックコメント等所要の手続きを経て関係通知を発出する予定であるのでご承知願いたい。

## (2) 社会福祉法人の指導監査について

### ア 法人の指導監査の実施について

(ア) 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

(イ) 平成21年度における問題発生時の対応事例として、法人の内部調査により発覚した運営費着服の報を受け、所轄庁が特別監査を実施し、改善命令を発出した事案を、参考資料17「社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

なお、社会福祉法第56条に基づく法人の改善措置等の流れについてまとめたものを例示として添付するので、改善命令等の手続きの参考とされたい。

## イ 社会福祉法人の役員について

社会福祉法人の役員（理事、監事）については、「社会福祉法人の認可について」（局長通知）において、「社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者」を加えることとされており、この「学識経験を有する者」は、「社会福祉法人の認可について」（課長通知）において、具体的な例示のひとつとして「社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者」が示されているところである。

この意味するところは、長年、その地域に密着して社会福祉行政に従事したことで培われた豊富な知識・経験を法人運営に活用することにより、法人の適正な運営と社会福祉事業の推進に資することを目的とするものであり、法人役員に退職公務員を加えなければならないものではない。また、実際に運営に参画できない者を慣習で名目的に選任することは厳に慎むべきであり、安易に退職公務員のいわゆる受け皿とするような趣旨ではないので、ご了知願いたい。

### （参考）

- 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法第 45 号）

第 61 条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 (略)

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 (略)

- 社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知）

### 第 3 法人の組織運営

#### 1 役員

(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。

#### 2 理事

(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

#### 3 監事

(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

- 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局企画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知）  
第3 法人の組織運営
  - (1) 次のような者は、「社会福祉事業について学識経験を有する者」であること。  
ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

#### ウ 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられる。法人の中には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切と思われるものが見受けられた。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

- 役員、評議員、運用担当者における当該金融商品のリスク等についての理解
- 定款の変更（定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか）
- ガバナンスの徹底（当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等）

## エ 現況報告書の活用について

法人は、社会福祉法第59条に基づき、毎年6月末日までに現況報告書を所轄庁に届け出しなければならないこととされ、この現況報告書には、法人役員、実施する事業などの事項のほか、前年度末現在の「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」などの経営状況を示す計算書類を添付しなければならないこととされている。

所轄庁においては、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

## 5 社会福祉施設の運営等について

### (1) 社会福祉施設の運営

#### ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

#### イ 感染症の予防対策等

(ア) 平成21年春以降、世界中で流行している新型インフルエンザ（A／H1N1）については、政府対策本部で定める「基本的対処方針」のもと、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであり、都道府県におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

#### (参考)

- ・「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（平成21年12月14日）

事務連絡)

- ・「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について(再更新)」(平成21年10月8日 事務連絡)
- ・新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>
- ・新型インフルエンザ対策関連情報 (自治体の方々へ)  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/info\\_local.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/info_local.html)

(イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ & A  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第0725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

## （2）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

### 《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

#### イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとしている（詳細は、1の（3）のウの（エ）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇を参照）。

#### （3）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

平成21年度第1次補正予算において創設した「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下、「基金」という。）」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するものである。

特に、消防法施行令改正に伴い、275m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満の社会福祉施設についてもスプリンクラー設備を平成23年度末までに設置することが義務付けられていることから、整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知を図るとともに、適切な指導をお願いしたい。

また、基金の執行については、補正予算の執行見直しが行われたことに加え、施設側の事情による設計変更、都道府県内における事業の採択基準の策定に時間を要したことなどの様々な影響から、基金の執行が遅れているものと思われるが、緊急経済対策の主旨に鑑み、早期執行に努めていただきたい。

なお、当該基金の執行状況については、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」に基づき、半期毎に基金執行状況等報告書の提出を求め、公表することにしているので留意願いたい。

##### 《参考通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日雇児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」（平成22年2月9日社援基発0209第1号社会・援護局福祉基盤課長通知）

#### (4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

#### (5) 社会福祉施設等の防災対策について

##### ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消火対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社援第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

## 6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

### (1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は、個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料19参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、評価基準の策定・更新や都道府県推進組織間での意見交換等を行うことにより、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、各都道府県における評価調査者の養成に資するため、「評価調査者指導者養成研修」を実施しているところである。

#### イ 都道府県推進組織について

各都道府県に設置されている都道府県推進組織におかれては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いしたい。

なお、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取り組み等により、事業者への受審勧

奨に努められるようお願いしたい。

(参考)

○ 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-08.pdf> (パンフレット)

また、都道府県推進組織で実施している福祉サービス第三者評価受審への取組事例を紹介するので、事業推進の参考としてしていただきたい。

○熊本県における福祉サービス第三者評価受審促進策

(ア) 県健康福祉部が所管する社会福祉施設整備補助金における取扱い (平成21年度~)

- ①施設整備審査基準において、第三者評価受審法人に対する配点割合を高める
- ②施設整備補助金により施設を整備する法人等に対して、施設整備後に第三者評価の受審を求ることとした

(イ) 介護報酬上の取扱い (平成21年度~)

特定事業所集中減算の特例として位置づけた

(ウ) 社会福祉法人監査における取扱い (平成21年度~)

社会福祉法人に対する指導監査について、4年に1回の実施とする基準の一つに、受審し、結果を公表することを位置づけた

(エ) 受審認定証の交付

初年度である平成18年度については、交付式を開催 (知事からの交付)

(オ) 受審事業所を紹介した普及啓発パンフレットの作成

(カ) 制度概要を紹介した事業者向けパンフレットの作成

(キ) 受審促進セミナーの開催

県内にある地域振興局 (県庁出先機関) にて、評価機関や受審をした施設から、第三者評価事業について説明及び感想を聞く機会を作る

(ク) 受審事業所の一覧について、県ホームページで紹介

ウ WAM NET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAM NET」において、都道府県推進組織が評価結果を登

録することや、WAM NET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、管内における第三者評価事業の広告・啓発を通じた普及・定着のため、第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri2.nsf/aHyokaTop?OpenAgent>

## (2) 苦情解決事業

- ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

平成20年10月1日現在における「事業者段階における苦情解決の取組状況」については、7月開催予定の平成22年度都道府県運営適正化委員会委員長・事務局長会議にて公表する予定である。

- イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

# 參 考 資 料

## 独立行政法人福祉医療機構貸付事業

### ○貸付契約額、資金交付額及び原資

(単位：億円)

	平成21年度予算額	平成22年度予算案	差引増減
<b>貸付契約額</b>	<b>3,237</b>	<b>2,598</b>	<b>△639</b>
うち福祉貸付	1,627	1,250	△377
うち医療貸付	1,610	1,348	△262
<b>資金交付額</b>	<b>3,018</b>	<b>2,487</b>	<b>△531</b>
うち福祉貸付	1,535	1,263	△272
うち医療貸付	1,483	1,224	△259
<b>原 資</b>	<b>3,018</b>	<b>2,487</b>	<b>△531</b>
財政融資資金	2,828	2,083	△745
自己資金	190	404	214
(うち財投機関債)	400	330	△70

### ○貸付条件の改善内容

- (1) ユニット型特別養護老人ホームの建築資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長  
 債還期間：20年以内→25年以内  
 据置期間：2年以内→3年以内
- (2) 社会福祉法人に対する貸付けの場合の保証人徴求免除  
 社会福祉法人が希望する場合は、個人による保証ではなく、貸付利率に一定の利率を上乗せするオンコスト方式を導入する。  
 (平成22年度オンコスト利率 0.05%)
- (3) 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資  
 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、現行の居室面積基準や職員配置基準等を緩和し、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資を行う。
- (4) 整備促進特別対策事業で対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設  
 都市部等での用地取得が困難な場合に、用地確保のために定期借地権を設定し、施設経営者が土地所有者に借地代の前払いとして一時金を支払った場合に要する費用について、土地取得資金の中で融資対象とする(平成23年度まで)。

(5) 児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大  
貸付の相手方に、一般社団法人及び一般財団法人を追加

(6) 共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）  
に係る貸付金の種類の拡大  
貸付金の種類に、経営資金を追加

(7) アスベスト対策事業に係る優遇措置

融資率の引き上げ（70%→75%、75%→80%）  
貸付利率の引き下げ（0.05%～0.4%引下げる）

(8) 融資率の見直し

障害者関連事業の旧法定施設に係る融資率を以下のとおり引き下げを行う。

対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設

融資率の引き下げ：75%→70%

## 民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

### 1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

### 2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

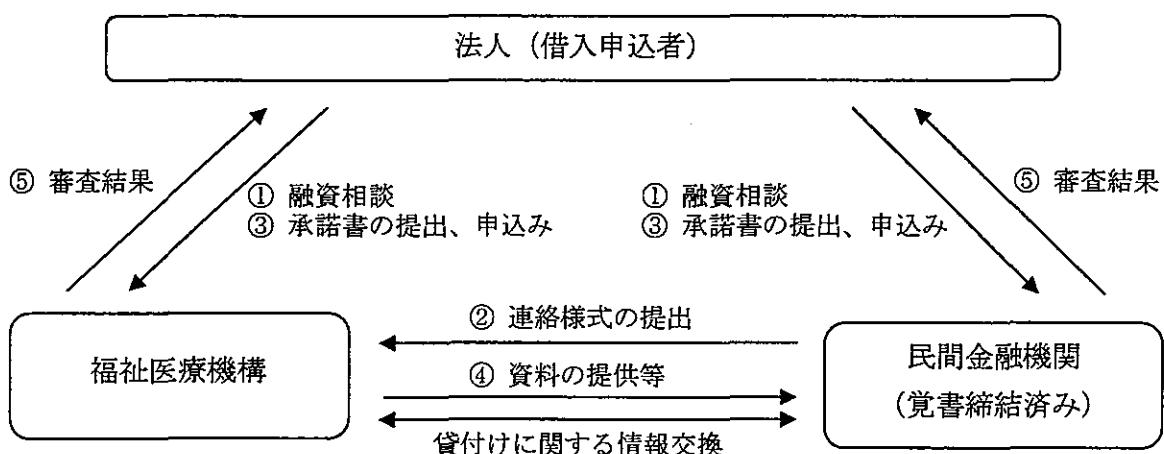
### 3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

### 4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

### 5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくことがあります。

## 県別 協調融資貸書締結金融機関一覧

平成22年2月15日現在

	金融機関名							
都銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫
青森	みちのく銀行	青森銀行						
岩手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合	花巻信用金庫	一関信用金庫	
宮城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫			
秋田	秋田銀行	北都銀行						
山形	庄内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫			
福島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫
	会津信用金庫							
茨城	常陽銀行	茨城県信用組合	関東つくば銀行	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫		
栃木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫				
群馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫
埼玉	埼玉県信用金庫	飯能信用金庫	武藏野銀行	青木信用金庫	東京東信用金庫			
千葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房總信用組合	君津信用組合	千葉信用金庫		
東京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行	三笠東京UFJ信託銀行	東京スター銀行	多摩信用金庫
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	亀有信用金庫				
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ横浜協同組合	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫
新潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫
富山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫		
石川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫				
福井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農交協同組合				
山梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会					
長野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫				
岐阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫			
静岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しづおか信用金庫	掛川信用金庫	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫
	浜松信用金庫	富士宮信用金庫	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静消信用金庫	静岡県医師信用組合
愛知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫
	中京銀行	いちい信用金庫	名古屋銀行	海部中央農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫		
三重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫				
滋賀	滋賀銀行	びわこ銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫			
京都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府農業信用組合連合会			
大阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫	浜津水都信用金庫		
兵庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなど銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫
	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合	但陽信用金庫					
奈良	南部銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫				
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫						
鳥取	鳥取銀行	米子信用金庫						
島根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いすゞ農業協同組合	島根銀行				
岡山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫	おかやま信用金庫	備前信用金庫	
広島	広島銀行	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫				
山口	山口銀行	西京銀行	しまなみ信用金庫					
徳島	阿波銀行	徳島銀行						
香川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫					
愛媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫					
高知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫					
福岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫			
佐賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行						
長崎	十八銀行	親和銀行						
熊本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫				
大分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫					
宮崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行						
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫			
沖縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行					
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫						
合計								

## 社会福祉施設職員等退職手当共済事業

### ○ 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

(21年度予算額) (22年度予算額(案))  
 25,922,887千円 → 25,617,137千円  
 (△305,750千円【△1.2%】)

#### 【要旨】

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、民間社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業（児童自立生活援助事業等）に従事する職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金の支給を行うものである。

#### 【事業の概要】

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 実施主体       | 独立行政法人福祉医療機構  |
| 2 事業開始       | 昭和36年10月  |
| 3 対象者        | 社会福祉法人が経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業（児童自立生活援助事業等）に従事する職員及び当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設等以外の施設・事業（以下、「申出施設等」という。）に従事する職員。<br>※18年度より、介護保険制度対象の高齢者関係の施設・事業の職員について「特定介護保険施設等」として定義。 |
| 4 財政方式       | 賦課方式  |
| 5 支給財源       | 共済契約者と国、都道府県の三者均等負担<br>(共済契約者1/3、国1/3、都道府県1/3)<br>※ ただし、特定介護保険施設等、申出施設等については共済契約者3/3負担  |
| 6 退職手当金      | <u>計算基礎額 × 被共済職員期間 × 支給率</u><br>↓<br>退職前6か月間の本俸月額の平均額を基準として定める<br>62,000円から360,000円までの20段階の区分した額  |
| 7 平成22年度予算案  |   |
| (1) 給付総額     | 89,910,261千円 → 90,853,890千円 ( 943,629千円 1.0%)   |
| (2) 補助金算定対象額 | 77,768,661千円 → 76,851,411千円 (△ 917,250千円 △1.2%)   |
| (3) 国庫補助額    | 25,922,887千円 → 25,617,137千円 (△ 305,750千円 △1.2%)   |
| (4) 給付予定期員   | 75,120人 → 74,480人 (△ 640人 △0.9%)  |
| (5) 給付平均単価   | 1,197千円 → 1,220千円 ( 23千円 1.9%)  |

福祉・介護人材確保対策事業の実施状況

(参考資料4)

平成22年1月末現在

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	認定路線認定者 ※既存事業者	潜在的有資格者 ※既存事業所	認定事業所 ※既存事業者	職場体験事業 ※既存事業者	福祉・介護人材 マッチング支援事 業	高齢形成訪問 ※既存事業者	その他事業 ※既存事業者	福祉・介護人材 定着支援事業 ※既存事業者	実習受入施設 ステップアップ事 業	企画委員会設置 運営事業	介護福祉士等 修学資金貸付事 業
1 北海道	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
2 青森県	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
3 岩手県	-	○	○	○	○	○	▲	-	-	-	-
4 宮城県	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
5 秋田県	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
6 山形県	-	-	○	○	△	-	-	-	-	-	-
7 福島県	▲	△	△	○	○	▲	-	-	-	-	-
8 茨城県	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
9 栃木県	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
10 群馬県	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-
11 埼玉県	△	○	○	△	○	-	-	-	-	△	-
12 千葉県	○	○	○	○	△	-	○	-	-	-	-
13 東京都	○	○	○	○	○	-	△	○	-	○	-
14 神奈川県	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
15 新潟県	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
16 富山県	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
17 石川県	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
18 福井県	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
19 山梨県	-	▲	-	○	○	-	▲	-	-	-	-
20 長野県	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-
21 岐阜県	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
22 静岡県	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
23 愛知県	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
24 三重県	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
25 滋賀県	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
26 京都府	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-
27 大阪府	○	○	○	○	△	-	○	-	-	△	-
28 兵庫県	○	○	○	○	△	-	○	-	-	-	-
29 奈良県	○	○	○	○	△	-	○	-	-	-	-
30 和歌山县	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-
31 鳥取県	○	○	-	○	○	-	○	-	-	△	-
32 島根県	○	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-
33 岡山県	○	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-
34 広島県	○	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-
35 山口県	○	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-
36 徳島県	○	○	-	○	△	-	○	-	-	▲	-
37 香川県	○	○	-	○	○	-	○	-	-	▲	-
38 愛媛県	○	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-
39 高知県	○	○	-	○	○	-	△	-	-	-	-
40 福岡県	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-
41 佐賀県	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-
42 長崎県	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-
43 熊本県	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-
44 大分県	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-
45 宮崎県	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-
46 鹿児島県	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	○	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-

○実施中、△実施予定、▲検討中、-実施予定なし

平成21年度介護福祉士等修学資金貸付事業実施状況

平成22年1月末現在

	貸付校数(校)			貸付決定人員(人)			貸付決定金額(千円)		
	計	介護福祉士養成施設	社会福祉士養成施設	計	介護福祉士養成施設	社会福祉士養成施設	計	介護福祉士養成施設	社会福祉士養成施設
北海道	37	32	5	347	302	45	248,638	218,798	29,840
青森県	8	8	0	40	40	0	30,470	30,470	0
岩手県	4	4	0	50	50	0	40,000	40,000	0
宮城県	11	10	1	108	107	1	82,765	81,965	800
秋田県	3	3	0	22	22	0	16,810	16,810	0
山形県	8	7	1	17	16	1	12,180	11,380	800
福島県	10	8	2	20	18	2	12,100	11,100	1,000
茨城県	14	14	1	55	52	3	42,860	40,700	2,160
栃木県	9	9	0	58	58	0	43,600	43,600	0
群馬県	26	23	3	94	90	4	73,200	70,400	2,800
埼玉県	19	12	10	114	93	21	79,760	66,350	13,410
千葉県	25	20	5	87	76	11	69,496	59,496	10,000
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	21	15	6	147	123	24	111,600	92,720	18,880
新潟県	15	12	3	79	74	5	53,770	50,060	3,710
富山県	7	7	0	21	21	0	16,800	16,800	0
石川県	7	7	0	39	39	0	28,450	28,450	0
福井県	7	5	2	26	24	2	18,600	17,900	700
山梨県	3	3	0	11	11	0	8,100	8,100	0
長野県	20	18	2	93	91	2	72,740	71,640	1,100
岐阜県	20	16	4	87	80	7	67,038	62,338	4,700
静岡県	10	10	0	156	156	0	123,000	123,000	0
愛知県	26	22	4	213	174	39	166,300	137,600	28,700
三重県	14	12	3	30	26	4	23,420	20,800	2,620
滋賀県	6	6	0	40	40	0	32,000	32,000	0
京都府	21	17	4	71	67	4	54,956	52,060	2,896
大阪府	32	26	6	134	97	37	101,260	74,800	26,460
兵庫県	19	14	5	119	92	27	85,760	68,070	17,690
奈良県	4	4	0	24	24	0	19,600	19,600	0
和歌山県	6	4	2	16	14	2	11,848	11,180	668
鳥取県	4	4	0	15	15	0	11,110	11,110	0
島根県	9	9	0	42	42	0	33,800	33,800	0
岡山県	10	9	1	48	47	1	39,050	38,250	800
広島県	17	15	2	106	92	14	79,870	69,500	10,370
山口県	11	11	0	41	41	0	30,340	30,340	0
徳島県	3	3	0	17	17	0	13,600	13,600	0
香川県	6	6	0	29	29	0	24,000	24,000	0
愛媛県	4	4	0	27	27	0	21,400	21,400	0
高知県	5	3	2	20	18	2	16,000	14,400	1,600
福岡県	33	30	3	123	118	5	98,332	95,032	3,300
佐賀県	9	5	4	38	33	5	28,400	25,000	3,400
長崎県	7	7	0	30	30	0	21,150	21,150	0
熊本県	12	11	1	44	38	6	30,810	26,450	4,360
大分県	5	4	1	28	23	5	23,800	18,800	5,000
宮崎県	7	6	1	51	49	2	40,850	38,850	2,000
鹿児島県	10	8	2	51	48	3	38,960	37,000	1,960
沖縄県	5	4	1	28	24	4	24,000	20,000	4,000
合計	569	487	87	3,056	2,768	288	2,322,593	2,116,869	205,724

※「貸付校数」には、重複している養成施設を含む。

## 平成21年度 福祉・介護人材確保対策事業の実施状況(障害者自立支援対策臨時特例交付金)

進路選択等学生支援事業			潜在的有資格者等養成支援事業										
	対象養成施設数 (定員充足率60%未満の施設数)	うち事業実施養成施設数	事業実施主体数		各研修の実施状況(実施予定含む)								
			養成施設数	養成施設以外数	潜在的有資格者再就業支援研修		高齢者等参画支援研修		福祉・介護サービスチャレンジ教室		障害者就労支援研修		
					回数	定員	回数	定員	回数	定員	回数	定員	
1	北海道	29	27	8	63	1	30	33	2,730	43	2,005	4	170
2	青森県	5	5	2	2	3	91	1	30	2	40	1	5
3	岩手県	0	0	1						1	40		
4	宮城県	4	4	8		1	10	2	40	11	350		
5	秋田県	0	0		2	3	120						
6	山形県	0	0	2		6	101	5	152	9	442	2	100
7	福島県	0	0		1					1	20		
8	茨城県	8	8	8		8	52	7	41	6	33		
9	栃木県	7	4	6		2	40	2	40	29	870		
10	群馬県	9	2	4	6	2	70			8	462		
11	埼玉県	11	8	4	2	11	275	3	70	5	120		
12	千葉県	13	0	2	5	2				4	290		
13	東京都	41	14	5		1	20	1		20	420		
14	神奈川県	6	6	5		42	154	31	355	1	50	7	94
15	新潟県	9	3			16	160						
16	富山県	2	2	1		2	300			15	790		
17	石川県	4	4	5	2	6	132	23	484	4	270	3	15
18	福井県	3	3	2	3	4	57	1	20	3			
19	山梨県	1	1										
20	長野県	6	6	6	3	13	250	1	60	11	386	2	40
21	岐阜県	7	3	1									
22	静岡県	4	4	4	5	5	132			1	8		
23	愛知県	16	12	9	1	15	1,015	24	665	29	740	8	340
24	三重県	6	5	4	1	4	150	1	30	6	210		
25	滋賀県	4	1	1	1	2	60			97	2,570		
26	京都府	8	5		1	2	60						
27	大阪府	32	18	4	4	12	620			3	130	7	12
28	兵庫県	8	3	5	13	5	368	5	347	57	2,202		
29	奈良県	2	2	2		1	100			1	15		
30	和歌山県	2	2	2		4	230						
31	鳥取県	2	2	1	1	5	750			15	700		
32	島根県	4	2	3		6	495			3	180		
33	岡山県	6	0	2				2	300				
34	広島県	12	7	5	2	11	220	10	210				
35	山口県	5	2	2	8	1	30			1	500		
36	徳島県	2	0	2				1	200	1	50		
37	香川県	6	3	2	3			1	30	1	20		
38	愛媛県	0	0	3		4	190			4	104		
39	高知県	3	3	2		2	65			0	1	30	
40	福岡県	13	10	5				5	90	7	430		
41	佐賀県	4	1	4						1	30		
42	長崎県	7	3	6	1	8	260			5	120		
43	熊本県	3	2	4	14	2	80	1	20	28	1,803		
44	大分県	5	3	3		1	30	1	37	2	77		
45	宮崎県	7	5	2									
46	鹿児島県	3	3	5	2	3	80	3	30	16			
47	沖縄県	4	1										
計		333	199	152	146	216	6,797	164	5,981	451	16,477	35	806

※平成22年1月末現在において、把握できている数値を計上

		潜在的有資格者等養成支援事業										
		各研修の実施状況(実施予定含む)						受講後の動向				
		キャリアアップ支援研修		その他都道府県が認めた研修				潜在的有資格者等養成支援研修のみ				
		回数	定員	回数	定員	回数	定員	研修受講者数	受講後の動向			
									就職した人数	求職活動に至った人数	特になし・不明	
1	北海道	228	13,660	13	655	322	19,250					0
2	青森県	5	261	1	20	13	447	21		10		11
3	岩手県					1	40					
4	宮城県	25	849			39	1,249					
5	秋田県	6	400			9	520	60				60
6	山形県	7	300	22	1,832	51	2,927	110	3	101		6
7	福島県					1	20					
8	茨城県	6	215			27	341					
9	栃木県	1	20			34	970					
10	群馬県	36	1,500			46	2,032	4				4
11	埼玉県	24	635			43	1,100	60	10			50
12	千葉県	8	80	3		17	370					
13	東京都	3	40	1	20	26	500					
14	神奈川県	11	306			92	959	34				34
15	新潟県					16	160	75				75
16	富山県	1	250			18	1,340	11				11
17	石川県	64	2,686	30	898	130	4,485	20		1		19
18	福井県	15	437	20	1,790	43	2,304	68		7		61
19	山梨県					0	0					
20	長野県	28	1,140			55	1,876					
21	岐阜県	7	170			7	170					
22	静岡県	16	1,810			22	1,950	30				30
23	愛知県	20	800			96	3,560					
24	三重県	8	380			19	770					
25	滋賀県	114	2,900	1	20	214	5,550					
26	京都府					2	60	37		18		19
27	大阪府	14	475	31	216	67	1,453	368				368
28	兵庫県	94	7,285	11	40	172	10,242					
29	奈良県	2	130	1	400	5	645	35				35
30	和歌山県	1	60			5	290	230				230
31	鳥取県	1	200			21	1,650	272	14	258		
32	島根県	3	132			12	807					
33	岡山県	5	210			7	510					
34	広島県					21	430	17				17
35	山口県	14	1,140			16	1,670					
36	徳島県	1	200			3	450					
37	香川県	10	730			12	780					
38	愛媛県	6	259			14	553	37				37
39	高知県	2	287			5	382	25				25
40	福岡県					12	520					
41	佐賀県					1	30					
42	長崎県	11	292			24	672	52	10	28		14
43	熊本県	16	1,791			47	3,694	29	10	1		18
44	大分県	1	36			5	180					
45	宮崎県	13	390			13	390					
46	鹿児島県	54	50			76	160	14				14
47	沖縄県					0	0					
計		881	42,506	134	5,891	1,881	78,458	1,609	47	424		1,138

		複数事業所連携事業													
		コーディネーター		実施状況											
				ア合同求人活動					イ合同職員研修					ウ合同学校説明会	
		有	無	施設・事業所		養成施設		施設・事業所		養成施設		施設・事業所		養成施設	
				参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数
1 北海道	○			229	20			729	77						
2 青森県	○											4	1	1	1
3 岩手県		○													
4 宮城県	○							6	1						
5 秋田県	○							34	2						
6 山形県	○			19	10			95	10						
7 福島県	○							10	1						
8 茨城県	○			10	1			10	1						
9 栃木県	○							18	2						
10 群馬県	○							5	1						
11 埼玉県	○			5	1			93	10						
12 千葉県	○							10	1						
13 東京都	○														
14 神奈川県	○			46	8			139	24						
15 新潟県		○						5	1						
16 富山県	○			5	1			11	2						
17 石川県	○							53	5						
18 福井県		○		108	6			15	3						
19 山梨県	○							10	2						
20 長野県	○			12	1			127	14	11	1	11	1		
21 岐阜県	○			6	1			69	5						
22 静岡県	○			5	1			53	8						
23 愛知県	○			5	1			15	3						
24 三重県	○			17	3			17	3						
25 滋賀県	○			12	1			123	14						
26 京都府	○											96	9		
27 大阪府	○			157	23			93	12						7
28 兵庫県	○			13	2			237	36			5	1		
29 奈良県	○			8	1	13	1								
30 和歌山県	○							53	7		11	1			
31 鳥取県															
32 島根県	○							12	1						
33 岡山県															
34 広島県	○			55	4								46	4	
35 山口県	○			33	5										
36 徳島県	○														
37 香川県	○							10	1						
38 愛媛県	○							18	3						
39 高知県	○														
40 福岡県															
41 佐賀県	○							32	4						
42 長崎県	○							10	2						
43 熊本県	○							123	16	1	1				
44 大分県	○			6	1			31	5			24	4		
45 宮崎県	○														
46 鹿児島県	○							29	4						
47 沖縄県															
計		40	3	751	91	13	1	2295	281	12	2	151	17	54	5

		複数事業所連携事業											
		実施状況											
		工人事交流				その他				計			
		施設・事業所		養成施設		施設・事業所		養成施設		施設・事業所		養成施設	
		参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数	参加数	ユニット数
1	北海道					16	2			974	99		
2	青森県									4	1	1	1
3	岩手県							4	1			4	1
4	宮城県									6	1		
5	秋田県									34	2		
6	山形県	32	4			95	10			241	34		
7	福島県									10	1		
8	茨城県					10	1			30	3		
9	栃木県									18	2		
10	群馬県									5	1		
11	埼玉県									98	11		
12	千葉県					5	1			15	2		
13	東京都									0	0		
14	神奈川県									185	32		
15	新潟県									5	1		
16	富山県												
17	石川県									53	5		
18	福井県									123	9		
19	山梨県									10	2		
20	長野県	33	3			31	3			214	22	11	1
21	岐阜県	14	2			9	1			98	9		
22	静岡県									58	9		
23	愛知県									20	4		
24	三重県	17	3							51	9		
25	滋賀県									135	15		
26	京都府					4	1	1	1	100	10	1	1
27	大阪府					13	1			263	36	7	
28	兵庫県									255	39		
29	奈良県									8	1	13	1
30	和歌山県									64	8		
31	鳥取県												
32	島根県	12	1							24	2		
33	岡山県												
34	広島県									55	4	46	4
35	山口県									33	5		
36	徳島県												
37	香川県									10	1		
38	愛媛県									18	3		
39	高知県												
40	福岡県												
41	佐賀県									32	4		
42	長崎県									10	2		
43	熊本県	30	3							153	19	1	1
44	大分県									61	10		
45	宮崎県												
46	鹿児島県									29	4		
47	沖縄県												
計		138	16			183	20	5	2	3,502	422	84	10

		職場体験事業				福祉・介護人材マッチング支援事業				キャリア支援専門員	
	実施施設・事業所数	募集人数等			(参考)			キャリア支援専門員			
		募集人数等	うち実際に参加した人数	うち福祉・介護分野に就職した人数	ハローワーク数 ※出張所等含む	福祉人材コーナー設置HW	一般HW	予定人数	うち配置済み人数		
1	北海道	356	71	52	4	39	1	38	3	3	
2	青森県	56	制限無し	85	2	9	1	8			
3	岩手県	365	制限無し	54	6	12	1	11	5	5	
4	宮城県	22	48	33	0	10	1	9	3	1	
5	秋田県	22	26	4	0	11	1	10	2		
6	山形県	86	50	49	3	8	1	7	2	2	
7	福島県	59	57	57	不明	14	1	13	4	4	
8	茨城県	96	300	96	不明	13	1	12	3	1	
9	栃木県	181	1,600	59	不明	12	1	11	1		
10	群馬県	173				12	1	11	1		
11	埼玉県					15	1	14	6	3	
12	千葉県	50	36	21	1	13	3	10	5		
13	東京都	118	3,317	148	47	20	3	17	2		
14	神奈川県	43	30	23		15	1	14	8	4	
15	新潟県	4	20			16	1	15	2	2	
16	富山県	46	80	70	5	7	1	6	2	1	
17	石川県	28		24	4	9	1	8	2	2	
18	福井県					6	1	5	4	2	
19	山梨県	41	28	22	1	7	1	6	2	2	
20	長野県	304	170	170		14	1	13	4	2	
21	岐阜県	220	114	72	1	10	1	9	3	2	
22	静岡県	354	197	162	23	18	3	15	1	1	
23	愛知県	218	112	68	5	18	1	17	3	3	
24	三重県	269		46	4	9	1	8	3	3	
25	滋賀県	49	300	27	2	7	1	6	1	1	
26	京都府	123	83	32	18	14	1	13	10	5	
27	大阪府	572	1,919	180	年度末把握	18	2	16	10	7	
28	兵庫県	420		444	不明	22	1	21	3		
29	奈良県	92		92	17	5	1	4	4	3	
30	和歌山县	67	90	34	1	8	1	7	3	3	
31	鳥取県	122	50	11	3	4	1	3	3	1	
32	島根県	31	540	90	11	9	1	8	2	2	
33	岡山県	56	659	2	2	13	1	12	3	3	
34	広島県					15	1	14	3	3	
35	山口県	30		61	3	10	1	9	3	5	
36	徳島県	55	50	24	1	8	1	7	2		
37	香川県	7	87			7	1	6	4	3	
38	愛媛県	4	60	8		8	1	7	3	6	
39	高知県	97	3			6	1	5	1	1	
40	福岡県		550			19	1	18	2	2	
41	佐賀県					6	1	5	4	4	
42	長崎県					10	1	9	3	3	
43	熊本県	31	154	142	12	10	1	9	2	2	
44	大分県	141	131	116	9	7	1	6	4	4	
45	宮崎県	96	133	110		7	1	6	3	3	
46	鹿児島県	32	90	85		14	1	13	7	7	
47	沖縄県	18	91			5	1	4	5	2	
計		5,154	—	2,773	185	549	54	495	156	113	

		福祉・介護人材マッチング支援事業					キャリア形成訪問指導事業						
予定人 数	うち配 置済み 人数	事業者アドバイザー					実施養成施設 数	実施回数					職員の能 力評価方 法
		アドバイザーの専門分野や資格等						研修・講座回数		研修プログラム 作成			
		公認会 計士	社労士	中小企 業診断 士	その他 弁護 士、税 理士等	養成施 設数	養成施 設以外 数	A 研修・ 講座数	B 受講事 業所数	C 実施回 数	D 作成数	E 提供事 業所数	F 提供事 業所数
1 北海道	5	5	○	○		2							2
2 青森県													
3 岩手県	4	4	○										
4 宮城県	3	○	○		○	3							3
5 秋田県	未定	○	○		○								
6 山形県	1	1			○								
7 福島県	3	3	○	○	○								
8 茨城県	未定					2							2
9 栃木県													
10 群馬県								4	4	13	4	4	29
11 埼玉県						2							2
12 千葉県	1			○									
13 東京都						6		6	8	9			29
14 神奈川県						3							3
15 新潟県	2	2	○	○	○								
16 富山県	2	○		○									
17 石川県													
18 福井県	3												
19 山梨県	2	2	○	○		3		8	94	17			122
20 長野県		4		○	○	○	2	3	55				60
21 岐阜県	2						4		4	7	7	4	33
22 静岡県	1	1	○				4		12	14	39	7	91
23 愛知県							1		10	4	10	4	33
24 三重県	3	3	○	○	○								
25 滋賀県	2	2	○										
26 京都府	5												
27 大阪府	1	1	○										
28 兵庫県							5	3	60	84	84		236
29 奈良県	検討中					検討中							
30 和歌山県	4	○	○	○	○								
31 鳥取県													
32 島根県							1	2	6	6	19		34
33 岡山県	3	3	○	○	○	○	2		5	7	10	1	26
34 広島県	1						5	2					7
35 山口県							4		18	18	38	18	96
36 徳島県	3	○	○		○								
37 香川県	未定	○	○				7	2	32	3	3		47
38 愛媛県			○				1				2		3
39 高知県	1	1			○		1		2	2	6	2	15
40 福岡県							3		2	2	8	1	17
41 佐賀県													
42 長崎県	5	1	○	○			1	1	2	2	2	2	12
43 熊本県	13	13	○	○	○		2		7	31	11	9	31
44 大分県	1	1	○				1	1					2
45 宮崎県							1		1	3	3		8
46 鹿児島県	5	4	○	○					1	1	3	1	1
47 沖縄県	2				○								
計	78	51	15	19	7	12	66	14	235	290	282	55	62
													1,004

(1) 進路選択等学生支援事業 事業成果、改善点・工夫した点

	事業成果	改善点・工夫した点
10 群馬県		各養成校を訪問し、積極的な事業活用について依頼。
11 埼玉県	2月、3月で実績報告を提出する学校が多いため、現在は確認中	
14 神奈川県	学校説明会への参加者数の増、学校案内資料の請求数の増など	中学生や高校1年生に対しては、体験を中心に福祉の仕事に興味をもってもらえるよう、また、高校2~3年生に対しては、学費や奨学金等に関する説明を中心に進学に関して具体的なイメージを持ってもらえるよう工夫した。
17 石川県	学校訪問をしたことにより、次年度のカリキュラムに取り入れたいとの意向を示す学校が多く、来年度以降は相当数の説明会実施依頼があるものと思われる。また、学校で以前から行っていた催しの内容変更のきっかけとなり、今後、計画的に実施したいとの反応が多くあった。	中学校訪問の際は、事前に各市町の教育委員会を訪問し、直接事業内容を説明のうえ教育委員会を通して事業を進めた。地域住民等への出張講座を設けることで、より多くの機会を提供できるようにした。(これまででは参加者を招請していた)
18 福井県	従来の同種のイベント等よりも多数の参加があり、介護職への関心を深めてもらえた。	-
19 山梨県	-	・他の養成施設・関係機関にも働きかけを行い、当該養成施設のみならず、県全体での福祉・介護人材の魅力をPRできるよう連携を図った。
20 長野県	-	-
21 岐阜県	街頭相談等活動(参加人数:約330人)	・街頭相談・啓発活動への学生の参加 ・事業所等の職員だけでなく、学生の声(介護の魅力、進路動機等)を説明会等で紹介
22 静岡県	事業を実施している養成施設のうち、2施設については、来年度入学者の定員を応募者数が上回っている(2/4施設)	県の主催により各養成施設の専門員による連絡会議を実施し、養成施設間の連携を図った。
23 愛知県	・この事業を実施したことにより、介護福祉士等養成施設の教員(専門員)が地域に出向く機会を提供することができた。(従来は高校のみであった) ・従来は介護と接点のなかった他の専門学校卒業予定者にまで介護の魅力をアピールしたりするなど、進路専門員が活動の場を飛躍的に広げることができた。	・従来は介護と接点のなかった他の専門学校卒業予定者にまで介護の魅力をアピールすることで介護分野への参入をいろいろのところから図ることとした。
24 三重県	・本事業により高校訪問を強化的に取り組んだことで、高校の進路指導担当の先生方とのコントクトがとれ、個別に相談があるなど、専門員が足を運ぶことでネットワーク体制がとれたと考える。「先輩が語る介護の仕事」は初めて実施したが、高校生の年代に近い先輩から介護の仕事の魅力を伝えいただいたことで具体的な将来像がもてたとの感想があり、30名以上の高校生及び保護者の参加があった。「介護福祉フェア」には多くの地域住民の参加があり、全体で約200名の参加人数となった。 ・学校訪問回数の増、きめ細かい進路選択支援が可能となった。このため、就職が困難な経済情勢にも追い風を受け、推薦入学の指定校も増え、21年度の新入生は5人だったが、22年度の新入生は18人(1月末現在の見込み)と大幅に増加する見込みである。 ・進路指導教員、高校生への直接的な働きかけにより介護の仕事について、悪いイメージがありましたが、今回の支援事業によりある程度払拭できたように感じます。生徒・保護者への説明会は150名(予定130名)、その他のイベントでは250名程(予定220名)の参加がありました。それなりの成果があった。 ・この事業により、介護福祉士法の改正や介護保険の改正、介護処遇改善交付金など法律改正の説明などをを行うことで、介護福祉士の状況などを説明する機会を持つことができた。 ・各説明会、相談会において、介護福祉士等修学資金貸付制度を詳しく説明することにより、本学で介護福祉士を目指す新たな志望者が出てきた。	・高等学校の先生との信頼関係を構築するよう期間をあけずに多くの高校を回った。なお、教育委員会のような組織に直接アプローチできるとより良かったと考える。また、介護の仕事の魅力を伝えるためにあえて教員が指導をしたり誘導するのではなく、年齢の近い先輩に「生の声」を語っていただく機会は有効であったと考える。 ・「介護福祉フェア」に多くの地域住民の参加があり、多くの機関・団体等とのタイアップできたのは本事業ならではの取り組みであったと思う。 ・国からの事業方針が早期に示されなかつたため、計画する時間が無く、事業実施を工夫して行った。 ・体験入学の開催日程を多くすることで、より多くの技術を学んでいただく機会を作ることができた。また福祉現場の見学を薦めることで、現場を知るきっかけになった。 ・介護福祉士等修学資金貸付制度について児童養護施設にも説明に伺い、本制度が高校生の進路選択の幅を広げる一助となる旨を特に訴えた。 ・介護福祉士養成を強調したチラシやクリアファイル等を作成し、高校や施設訪問の際に重点的に養成校の広報を行った。
25 滋賀県	具体的な数値については、不明	地域住民に対しては、学校独自の接点がないため、市町の職場説明会等とタイアップ
27 大阪府	○オープンキャンパスにて福祉現場で働く卒業生からのメッセージなどによるリーフレットを作成・配布するとともに、パネル展示を行い興味を喚起。	○修学資金貸付事業との連携による学生へのPR ○キャリア支援専門員の活用による、事業手法の紹介・伝授 ○教育委員会、私学課との連携による学校の受け入れ体制整備
28 兵庫県	22年度は、介護福祉士資格制度の変更(国家試験受験せず資格が取得できるのは、22年度入学者が最後)を見込んで駆け込み受験が多いという社会背景がある上に、委託就業訓練事業や「介護雇用プログラム」など学生の定足率に影響のある事業もあり、この事業の効果を把握するのは難しい。単に各養成校のセールスにしなっていないと評価されることを危惧する。	
29 奈良県	近畿地方、中国地方、四国地方、三重県、福井県の高校を訪問し、介護福祉コースの授業内容や介護福祉士修学資金制度の説明を行った。また、進学企業が実施する高校内進学相談会やホテル、会館等での説明会・相談会に出席し、介護福祉コースの特徴や就職の良さ等をアピールした。地域の方が来る大学祭では、介護福祉を紹介したパネル等を掲示し説明ブースを設置し、ボールペンを配布しブース訪問者を誘った。	高等学校等で行った介護福祉士の説明では、生活福祉コースと福祉専攻のリーフレットを大学案内以外に作成し、説明を行うとともに、日本介護福祉士養成施設協会が作成した資料も参考に配布した。
31 鳥取県	○近年と比較して、イベント参加者数が増加(昨年度同時期と比較し、2~3倍程度) ○学校訪問等による福祉職場のイメージ向上活動により、進学希望者数が増加傾向にある ○近年と比較して、介護志願者数が増加(昨年度同時期と比較し、1.5~3倍程度)	○福祉分野のイメージアップ
32 島根県	学生や地域住民の資質と意欲の向上(就職率等の数値については年度末に集計予定)	
35 山口県	・高校説明会を実施した高校の生徒4名が介護の仕事を目指すことになり、本年4月より養成校へ進学することになった。	・実施養成校において事業内容を検討する際、進路選択支援となるように介護福祉士の啓発になるような企画をしてもらった。また、高校等説明の際には、介護福祉士修学資金についてもあわせて広報し進路選択の一助となるようにした。
37 香川県	・養成施設の来年度の入学者数は今年度を上回る予定	

		事業成果	改善点・工夫した点
38	愛媛県	各校1回講演会が終了したところであるが、5校において、687名の高校生の参加を得ており、講演会終了後の生徒と講師による意見交換会においては、高校の授業では得られない現場での知識や、先輩介護福祉士からの助言等により、高校生が進路選択を考える際の動機づけに、効果が得られていると思われる。	養成校においては、平成21年度から福祉人材確保に関する各事業が実施される中、事業に従事できる教員等も限られているため、県直営事業として実施している。 教育委員会と養成校の連携がなされていない中、県が実施することにより、教育委員会との調整が図りやすく、授業の一環として講演会等を開催することができた。 また、「福祉教科関係指導職員研修会・連絡会」において、教育委員会と養成校の連携を図りつつ、今後、養成校が実施主体として本事業を実施するための足がかりとする場が設けられた。
39	高知県	昨年より、養成機関受講者数が増加している。 定員160名に対し、昨年度定員充足率が3校で50%だったが、今年はあと2回入校試験を残した段階で53%に達している。	新聞広告等で、福祉・介護の仕事の魅力を紹介し、多くの若者にPRしている。
42	長崎県	○専門員の活動を通じて、介護福祉士養成施設と中学・高校等教育機関との連携強化に繋がった。また、県や県社協による関係事業(介護福祉士等修学資金制度等)の周知が図られた。 ○本事業単独の効果ではないが、上記3養成施設においては、次年度入学希望者数が前年度に比べ、増加傾向にある。	○県教育庁及び市町教育委員会、並びに県内全ての中学校及び高校に対して事業周知を行った。 ○今年度事業の分析及び次年度事業の検討を図るため、福祉・介護人材の育成確保対策等に関係する機関の実務者を対象に、会議を開催予定。
43	熊本県	・福祉の仕事に興心がある生徒や地域住民にとっては、福祉現場の理解や職業選択のための材料を提供できている。 ・介護体験や高齢者・障がい者の疑似体験などを通して、福祉・介護の意義を理解するとともに、介護の実際や支援をする上で大切なことを学ぶことができたとの声をいただいた。	・介護体験を伴う授業の場合、できるだけ人数を分けて、少人数のグループで実施するようにした。 ・説明をする場合は、福祉・介護の魅力や意義を分かりやすく伝えることができるよう、できるだけ具体例をあげながら話を進めている。 ・高等学校に対して、定期的な情報提供に努めている。
44	大分県	・智泉ライセンスカレッジにおいては昨年度(社、介とも22人)を上回る入学者数が想定される。 ・智泉ライセンスカレッジにおいては、個別相談会の参加者が昨年の2倍となつた。 ・入学に関する問い合わせも、昨年を上回っている。	・福祉職場の職員や利用社の協力を得て、分かりやすいパンフレットやDVDができ、介護・社会福祉士への関心の広がりが見られた。
45	宮崎県	・1月末時点での入学希望者の増加(事業実施課程別に平成20年と比較すると、23人増、15人増、12人増、11人増、2人増という状況。1課程は11人減)	・学校以外に、介護施設等も訪問し、当事業のPRを行い、介護施設を通して利用者の家族及び介護職員に対する周知活動も行っている。 ・体験内容にも工夫を凝らし、食事・入浴・移動等を現実に実体験させることによって、現状理解を深めてもらうよう努めた。 ・過去の国家試験情報(合格率・難易度・試験傾向と対策)を提示し、授業カリキュラム・英習等々具体的に説明することで、イメージし易いように取り組んだ。 ・就職状況、可能な就労の場、業務内容等について説明し、資格の有用性に理解を深めてもらう工夫をし、興味を膨らませた。 ・できるだけ個別面談を実施し、資格の理解度(認知度)アップに努めた。 ・福祉施設においては、現在就労している職員に対して、仕事と両立できる通信課程の内容説明を実施。施設管理者に対してスクーリング・施設について特段の配慮をしていただくようお願いし、容易に受講できる環境整備を整えるよう実習期間の勤務体制を整えるよう依頼した。 ・高等学校の進路担当教員に対して、資格の取得方法・教育課程等々具体的な事例を示し、資格のニーズ・安定した就職等、現状理解を深めて戴くよう努めた。
46	鹿児島県	・事業により教員による学校訪問時の説明等が十分になされた結果、入学予定者が定員に達した。(H21年入学生31名→H22年入学予定40人) ・国家試験に対する意欲の向上、介護に対するイメージの改善	・地域住民への説明会については、「介護の日」の関連行事としてPRも兼ねて周知に努めた
47	沖縄県	訪問事業で介護の仕事に関心を示した学生に、本校で実施する相談事業への参加を促し、結果、本校への願書を提出した。	

(2)潜在的有資格者等養成支援事業 事業成果、改善・工夫した点

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
6	山形県	潜在有資格者再就業研修においては、受講生の態度が良く、講師として指導してくださった施設側から採用希望の申し出が複数あった。	求職者を取り巻く状況の変化に対応すべく、即戦力を高める講義内容を充実させた。参加者の中には採用困難な方々も多く、面接時におけるコミュニケーションの取り方の工夫や履歴書に考えるをまとめる方法などから想切丁寧な説明を心がけた。
7	福島県		福祉・介護関係施設を有するが、従業員が不足している社会福祉法人に実施を呼びかけた。
10	群馬県		潜在研修では、県マンパワーセンターと連携し、就職支援も実施
12	千葉県		県内を12地域に区分し、地域の実情に併せて実施
13	東京都	終了した研修が少ないため、実績が出ていない。	潜在的有資格者再就業支援研修については、福祉人材センター及び職場体験事業も連携し、実施している。
14	神奈川県	(高齢者等参画支援研修)講義や見学実習などにより現場のイメージが明確化され、2名の就労に結びついた。(障害者就労支援研修)仕事への意識を深めることができ、受講後、ヘルパー研修に参加する受講者もいた。	(高齢者等参画支援研修)福祉・介護の仕事の魅力をしっかりとイメージしてもらえるよう、なるべく介護現場の人に直接講義等してもらうこととした。(障害者就労支援研修)受講者の集中力を維持するため、視覚に訴える教材を使用したり、適度な動作を伴う活動を取り入れるなど工夫した。
15	新潟県	受講者に対する受講後の状況等については現在アンケートを実施中。 ただし、把握できる範囲で8名の受講者が福祉・介護分野に就職している。	-
17	石川県	-	研修に参加しやすくするために夜間や土日に開催するなど曜日や時間帯を工夫した。
18	福井県	高齢者等参画支援研修については、体験研修などにより受講者中3名が福祉介護分野に就職した。	-
23	愛知県	・養成施設が従来にない視点で研修を実施することができた。 ・従来は接点のなかった地域住民を対象とした各種事業を実施することができた。	・今まで関わりのなかった地域住民を対象とした各種事業を実施したこと。
24	三重県	事業成果については、年度末まで未定	-
25	滋賀県	具体的な数値については、不明	キャリアアップ研修については、福祉施設・事業所への出前研修を行ったことから積極的な活用が図られた。
26	京都府		(改善点)「潜在的有資格者再就業支援研修」府内4地域に分けて募集・実施したが応募が少なかったため、府内全域での募集を開始、実施も地域統合を検討中。 (工夫した点)「潜在的有資格者再就業支援研修」及び「障害者就労支援研修」研修終了後、福祉人材センターの出張登録及び就職相談等の就労支援を実施。
27	大阪府	国の事業計画では、実施主体を主として養成施設としているが、養成施設は、教員等厳しい人員体制で運営されていることから、積極的に取り組むところが少なかった。事業を展開させるため、実施を働きかけ、また、国の了解を得て福祉団体も対象として事業を実施したところ、福祉団体は、従前は自主財源・参加費で実施していた研修をとりやめ、この補助金を活用して内容を充実させて実施している。	
32	島根県	職員や地域住民の資質と意欲の向上(就職率等の数値については年度末に集計予定)	

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
33	岡山県		(キャリアアップ支援研修)・各研修において情報交換のできるグループワークを取り入れ、アンケートからも好評だった。
34	広島県	介護職体験セミナー(高齢者等参画支援研修)については、セミナー終了時に、見学施設等の求人情報を提供するなどにより、受講者中11名が福祉・介護分野に就職した。	
35	山口県	・2月に実施予定の介護福祉士を対象とした潜在的有資格者支援研修については、希望者が出来るだけ就業に結びつくよう人材センターを活用し支援することとしているが、他は地域住民向けセミナーやキャリアアップ支援研修のため就職ということにはならなかった。地域住民向けのセミナーは、多くの方に参加いただいたので啓発につながったと考えている。	・事業初年度であったため、本事業について研修実施可能な団体等に個別に訪問説明し、研修を企画実施してもらった。
36	徳島県	有資格者でありながら現在、介護職から離職している者が、「また、介護の世界に戻りたい」と話したり、「初心に戻ることができた」、「施設の研修として来年も参加したい」等の声が聞かれ、介護福祉の質の向上及び介護の関心を高める事業ができた。資格を持っていない者が資格取得を目指したいという声も聞かれた。	①介護福祉士養成校の特徴を活かし、卒業生を中心にアプローチを行った結果として、有資格者でありながら、介護職についていない人を誘って研究会に参加してくれたり、友人の発表や教授の顔を見たいと参加してくれたりした。 ②新聞に日時等を載せたことにより、一般の方や施設でまだ資格を持っていない方が資格を取得することや、介護の仕事に興味関心を持っていただけだと考える。 ③チラシを作成し、配布も行った。
37	香川県	現場で求められている技術についての研修会で、従事者から好評であった	研修案内については、養成校3校で合同のパンフレットを作成し、潜在的有資格者や施設、関係団体に送付した。
39	高知県		潜在的有資格者再就業研修については、チラシを作成し、ハローワーク等に設置。 また、新聞の折り込み広告に入れ、高知市内全世帯への配布も行った。 キャリアアップ支援研修は、人が集まるような講師を準備。
42	長崎県	○福祉・介護サービスチャレンジ教室及びキャリアアップ支援研修については、定員充足率が90%を超えており、ニーズの高さが窺える。なお、具体的な研修ニーズや成果等については今後、分析予定。	○県ホームページに研修一覧及びチラシ等を掲載。また、県発行の全世帯広報誌を通じて、本事業の概要を紹介した。 ○市町やハローワーク、福祉人材センター等の関係機関を通じて、事業周知を行った。また、長崎労働局と協議し、雇用保険受給資格者が本事業を受講した場合、ハローワークにて失業認定を受ける際の求職活動実績として認められるようにした。 ○今年度事業の分析及び次年度事業の検討を図るため、福祉・介護人材の育成確保対策等に関係する機関の実務者を対象に、会議を開催予定。
43	熊本県	・潜在的有資格者再就業支援研修受講者の就職状況については、年度末までに取りまとめることとしているが、現時点で受講者29人のうち10人の就職を確認している(高齢者関係施設7人、障がい者関係施設2人、医療施設1人)。 ・福祉・介護サービスチャレンジ教室では、介護の体験を通じて福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらっている。 ・キャリアアップ支援研修のアンケートでは、今後介護の専門職としてキャリアアップしながら勤務を続けていくうえで、大変勉強になったとの声が寄せられた。	・潜在的有資格者再就業支援事業では、研修の開催ができるだけ広く周知できるよう、介護福祉士等有資格者名簿や養成施設の卒業生名簿を活用した。 ・福祉・介護サービスチャレンジ教室では、体験型の研修や認知症劇等を実施し、福祉・介護ができるだけ身近に必要性を体感してもらい、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらっている。 ・キャリアアップ支援研修では、介護従事者のキャリアアップを図るのみでなく、従事者自らが介護の仕事の魅力を再認識し、その魅力を発信することも考慮して開催している。 ・できるだけ幅広く参加いただけるよう研修日程等の設定を行っている。

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
45	宮崎県	・受講者に対するアンケート調査では、講座の内容が大いに役に立った(大変参考になった)と回答した者が7割を超えるものもあり、好評を得ている。	・介護現場からの要望が多かった認知症の理解及び自立支援の介護技術をテーマに実施している。 ・受講者は在職中であることから、昼間の講座への参加が難しいことから、比較的参加しやすい夜間に実施した。 ・会場(収容人数)関係で、定員に限界があるので、少しでも多くの人が参加可能となるよう、テーマごとの受講に配慮した。
46	鹿児島県		・「福祉・介護人材マッチング支援事業」との連携を密にし、キャリア支援専門員が研修会に参加し、就職支援のための説明や求職登録を勧めるほか、就職面談会の案内をするなど、人材確保の各種事業の説明や推進を図った。

(3)複数事業所連携事業 事業成果、改善・工夫した点

	事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
2 青森県		県内事業所へチラシ
6 山形県	近隣の事業所との交流が無く、職員の定着や内部研修の行い方に困っていた事業所が近隣の他事業所と連携したことにより研修の企画運営に積極的に取り組んだり、他の事業所との交流の中から職員の悩みなどが解消された事例が見られた。	改善点としては国の予算面でコーディネーターの活動費が見られておらず、丁寧な事業所支援を行おうとすればするほど委託を受けた側の負担が大きくなる。よってコーディネーターの活動費等について改善する必要がある。 工夫点としては現状地域にあるネットワークを生かしながらその中に孤立している事業所を組み込むようにコーディネートを行い、事業が円滑に進むように心がけた。
8 茨城県	大規模事業所にも参加してもらい求人活動のノウハウも取り入れた。	ユニット代表者は事務負担を考え、大規模事業所などを選定した。
11 埼玉県	合同面接会の実施により職員採用に結びついた。	講演会等について地域住民にも参加を働き掛け、地域の福祉に対する理解にもつながった。
12 千葉県		県内を12地域に区分し、地域の実情に併せて実施
14 神奈川県	(事業成果事例)研修会等にユニット内事業所以外の事業所へも積極的に参加呼びかけを行い、より多くの職員が参加することで、職員間の交流や情報の共有ができた。研修等に同一職種だけではなく、多職種参加させることで、協働で考え、取り組んでいく関係づくりにつながる。	(工夫した点)申請書の記載例や補助対象経費の内容、留意点等を具体的に提示した。事業所が申請書類等の作成に慣れていないため、本申請の前に計画書を提出させる等、事業内容や経費内訳等の確認を行い、その上で補助金申請を行うことで事務のスムーズ化を図った。
19 山梨県	-	事業所種別ごとのユニットとして研修内容を絞りこみやすくするとともに、園域にも配慮し、移動時間を少なくすることにより柔軟な研修日程を組めるようにした。
21 岐阜県	-	・ユニット参加事業所以外の事業所に対しても合同研修への参加を呼びかけ、地域における事業所間連携を強化 ・事業所間において事業実施におけるノウハウ等を共有化 ・事業者団体及び大規模事業者へ事業の推進を依頼 ・事業案内のチラシを作成し、関係団体・機関へ周知を依頼 ・NPOセンターに事業周知を依頼
22 静岡県	(全てのグループで事業実施中)	各種機会において制度を周知(団体への説明等)
23 愛知県	・小規模の事業所は資金が少なく研修を補助することで職員の資質向上につながる。	・コーディネーターが補助金の申請事務をアドバイスすることで適正な事業所の職員の事務負担の軽減を図った。
24 三重県	これまで、企画検討が主であり、12月から活動に入ったところ	コーディネーターが講師となって、効果的な合同事業の実施について勉強会を行っている。参加事業所が一堂に会し、それぞれの取組などを紹介、アイデアの共有をしている。コーディネーターが事業のwebサイトを設置し、情報共有をしている。
25 滋賀県	具体的な数値については、不明	福祉人材・研修センターや市町担当課との連携による効果的な事業の展開を図った。
27 大阪府		市、市社協、社会福祉施設及び養成施設が実行委員会を設置し、合同求人説明会及び学校説明会を同会場で実施したことにより集客・連携を図った。
28 兵庫県	この事業を受けて新たに連携した事業所よりも、従前から合同研修を実施するなど連携してきた事業所が事業充実のため活用している事例が多く、「事業所間連携による新たな経営モデルの構築」という目的にどれほどつながっているのか、その成果を把握していく。	
30 和歌山県	○ 一事業所では対応できなかった利用者について、他事業所と連携を組むことにより、サービス利用につながる結果となった。 ○ 優良施設の調査から、これまでとは異なった視点で事業所を見直していく必要を痛感した。	日々の業務に直接関係する内容を事前に話し合い、その専門性を高めるための研修内容に重点を置いた。
32 島根県	複数の事業所の職員の資質と意欲の向上(成果指標となる数値等は特になし)	

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
35	山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業所や養成施設が合同で事業を実施することにより、人材確保に関する共通の課題を認識できた。</li> <li>・人材確保に関する効果的な施策を検討・実施していくという意識が高まった。</li> <li>・合同求人活動(求人面接会)による採用実績:5人</li> </ul>	
37	香川県	小規模作業所10事業所がユニットを組み、実施中である。職員2~3名という事業所で、予算的にも職員研修を実施したくてもできない状況だったので、事業所の方には喜ばれた。	
39	高知県	1月末時点で、応募ユニットなし。	研修への要望は多く、県社協等の研修への受講傾向は高まっているが、介護現場等の実務担当者が実際に研修を企画したり、補助申請を行うことに不慣れで、実施に結びついていない。
43	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら研修等を実施することが難しい小規模事業所の従事者に研修の場を提供し、それらの者のキャリアアップを通じて人材の育成が図られている。</li> <li>・これまで連携して取り組むことが少なかった事業所が、ユニットを組んだことを機会に、構成事業所がお互いのいい点を学びながら、全体のレベルアップが図られている。</li> <li>・具体的なテーマでの研修において、実践的・実務的な事例検討等を通じて、現場で求められている技術の習得等に資している。</li> <li>・研修の内容によって、ユニット参加事業所職員以外の参加も認めて実施したことにより、幅広い福祉・介護従事者のキャリアアップを図ることができている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターが積極的に種別協議会や事業所等を訪問し、事業所等への働きかけ及び事業所間のマッチングを支援している。</li> <li>・福祉・介護人材マッチング支援事業及び職場体験事業等他の事業とも連携して取り組んでいる。</li> <li>・職種別や階層別の研修を実施することにより、多くの職員に研修の場を提供することができ、それらの者が真に必要としている研修により人材育成を支援している。</li> <li>・継続的に内部研修ができるよう、合同研修の内容を取りまとめた冊子を作成することとしている。</li> </ul>
44	大分県	複数の小規模事業所が連携し、種別・地域ごとに目的を持ち事業を展開することにより、新たな事業の展開や人材の確保が期待でき、また人材の育成面でも成果が見られている。	県内の施設等を個別に訪問し、地域の実情や各施設におけるニーズを把握したうえで、連携事業による活動にむけての支援を行った。
45	宮崎県		年度途中からの呼びかけ(ホームページ等による広報)でなかなか申し込みがなかつたが、年末より事業所訪問を行うことで、参加事業所が増えた。
46	鹿児島県		・人材育成に力を入れたユニットが多く、人材確保(共同求人活動等)への取組も今後促進していく。

(4) 職場体験事業 具体的な実施内容、事業成果、改善・工夫点

		具体的な実施内容 (実施方法等)	事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
1	北海道	<p>○実施施設種別 児童福祉・老人福祉・介護保険・障害者自立支援の各施設、事業所</p> <p>○体験日数 1~10日 体験者の希望に合わせて設定</p> <p>○体験内容 施設利用者の介護、介助の補助 施設利用者との交流(話し相手)、学習活動の援助、授産活動 レクリエーションや運動会等の施設が実施する行事の補助 掃除や洗濯等の日常業務の補助</p>	<p>○体験者の終了報告に「福祉・介護への就職は考えていないかったが、今後考慮していく」という意見が多く見られる。</p> <p>○事業所から、「新しい人が事業所に加わることにより、利用者さんにも良い刺激・良い影響を与えることができる。」という声がある。</p> <p>○実際に体験することで、就職に結びつかなくとも、福祉職場への理解が深まった。</p>	<p>○体験者への周知のために、各種研修会等にチラシを配布する。</p> <p>○「福祉職場説明会」において、職場体験受付窓口の設置</p> <p>○「介護新聞」へ、体験者募集の掲載</p> <p>○「アルバイト情報誌」のWEB上に、体験者募集の掲載</p>
2	青森県	学校からの希望者を取り、夏休み等を活用して職場体験を実施。 また、離職者については、職安において介護分野に興味・就労意思がある方へ事業をPRしてもらい、希望を取っている。	85名のほとんどは高校生となっているが、離職者10名のうち、介護分野への就職が決定した者は2名いる。	
3	岩手県	<p>【実施種別体験者数】 ・高齢者施設(特養19名、老健3名、養護2名、デイ10名、グループホーム8名、その他訪問介護4名) ・障害者施設(8名) 体験希望者の希望内容に基づき、概ね3~5日間、一日あたり6~8時間の施設実習を実施。 体験の内容は、体験者が職場への理解を深められるように、実際の仕事の流れに沿つたものとするよう留意している(具体的には、入浴介助、食事介助、レク活動、機能訓練、カンファレンス見学など)。</p>	<p>体験者中6名が就職(認知症高齢者グループホーム、デイサービス、障害者支援施設等)。</p> <p>体験後、無資格者(4名)がヘルパー2級の資格取得講座の受講を開始した。</p>	<p>求職者が希望する時期に体験できるよう、申込を隨時受け付け、個々の希望に合った体験実施に努めている。</p> <p>なお、来年度は、受入施設担当者の説明会を開催し、仕事への理解を深めるための体験内容の標準化(提案)などを行うことを検討している。</p>
4	宮城県		体験受入調整を1月より開始、就労実績はなし。	体験参加希望者に対して面接を行い、体験受入施設の調整を実施している。(体験参加希望者のニーズに応じた体験施設の開拓)
5	秋田県	訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応グループホーム等		
6	山形県	<p>体験前に事前学習会(1日研修)を開催。介護施設の概要と高齢者の特徴についてと体験時のマナーについての講義と車いすの介助体験等の学習を行った。</p> <p>その後、3日間の職場体験を実施。体験中は記録票の作成をしてもらい、終了後提出していただいた。</p> <p>その記録をもとに体験報告会(半日研修)を実施。グループワークを行い、体験内容や感想等を体験者同士で発表し合い情報交換を行った。</p>	<p>体験者中3名が介護福祉施設へ就労(うち1名は体験先施設での採用)。また、1名がヘルパー2級を取得中。体験後、介護職への就労をあきらめる方もいた。</p> <p>また、まだいったことのない小規模多機能型施設に体験にいって勉強したい等、スキルアップを目的にした有資格者の参加申込みも多数あった。</p>	<p>介護職への就職希望する相談が多いため、今年度は対象施設を介護福祉施設に限定して職場体験を実施。</p> <p>開始前に、受入登録事業所を集めて説明会を実施、事業の主旨や現在の求職者の傾向、受け入れにあたっての諸注意を説明した。</p> <p>また、体験者には自分が職場体験に行く施設はどのようなサービスを行っているのかを自覚してもらうため、事前学習会を実施。体験後も他の参加者がどのような施設でどんな体験をしてきたのか等情報を交換するために体験報告会を行った。</p>
7	福島県	<p>上記③の受入登録施設の中から県民が地域・種別等を考慮し自己選択することではじまる。</p> <p>体験日数は1日~5日で本人の希望による。体験内容は、1日おむね6時間程度として受入施設のプログラムによる。</p> <p>体験においては、有資格者(ヘルパー2級等)があることで身体介護の体験が可能な状況にある。</p> <p>上記①の期間においてのべ57名が平均3日間程度の体験で175日の実績。</p>	<p>職場体験者の就労等については現在不明(就職連絡なし)であるが、福祉・介護への就労誘導的な取り組みとしては成果あり。(他事業からの転職希望者等が、施設等での体験を通じて自分自身の福祉・介護の適応等について判断できるとともに、現場の正確な理解を促すことにつながる)</p> <p>体験者の資格の有無状況においては、無い者が多い。体験においてヘルパー2級等の資格</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受入施設の増を図るため今後も施設及び事業所等への働きかけを実施。</li> <li>2. ハローワーク等との連携において、ハローワークから紹介され体験するケースもあるため、事業PRのため各種機関との連携強化。</li> <li>3. 体験者が人材センターへの登録により、求人情報を得て就職活動に活かされている。</li> <li>4. マッチング支援事業との連携において更に多くの県民の体験が期待できる。</li> </ol>
8	茨城県	研修2日	職場体験者96名(体験延べ日数173日)	細菌保菌検査等が必須・自費であり、希望者のハードルとなっている
9	栃木県	1~3日		

		具体的な実施内容 (実施方法等)	事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
12	千葉県	原則2日間、1日6時間 体験内容:介護、介助、自立支援等などの介護体験。散歩の付き添い、行事参加、交流体験等。	体験後の感想としては、「良い経験になった。」との声が多くった。また、体験先に就職に結びついた者は1名、福祉系進学者1名である。	事業案内をハローワーク、介護労働安定センター等に送付し、求職者や研修受講者に広く周知してもらった。 体験期間を2日間とし、対象者の限定を緩めて参加しやすい事業とした。 体験レポートを提出してもらい、業務に対する感想などを広報材料として活用した。
13	東京都	・実施施設種別:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム ・研修日数:10日以内 ・体験内容:実施内容は各施設の判断により、また、介護・福祉施設での勤務経験の有無、ホームヘルパー等の資格の有無などによっても異なるが、通常施設のオリエンテーション及び見学を行った後、担当者の指導のもと、食事補助・散歩の付き添い・話し相手等の簡単な業務を体験してもらっている。	職場体験者148名中39名が実際に体験を行った施設に就職し、8名が他の施設に就職した。また、2名が体力不足等の問題で就職はしなかったが施設にボランティアとして登録した。 14名の体験者が2つ以上の施設で職場体験を行っており、そのうち8名が2回目以降の施設に就職した。	・研修可能日数を1人あたり1日から10日までの任意の日数とし、体験者の希望に柔軟に対応できるようにした。 ・事業周知用チラシの配布先を見直し、都内ハローワークに設置したところ、ハローワークで事業を知った求職者からの問い合わせが多く寄せられた。 ・福祉保健局生活福祉部「潜在的有資格者再就業支援事業」、「TOKYOチャレンジ介護事業」と連携し、各事業の対象者の受け入れを行った。
14	神奈川県	実施体験の内容については、受入施設と相談のうえ決める。 (例)・高齢者、障害者の介護・介助補助 ・スポーツ、リハビリ、余暇活動などの交流等 ・利用者との交流 ・その他、福祉施設の業務・作業の補助等	未経験者の参加が大半であり、就労への意識付けが強まつたように見受けられる。	○人材センターに実際に求人票をだしている事業所のうち、「教員免許取得希望者に対する介護等体験」の受入施設を本事業の対象施設としたこと。 ○ハローワーク等などに広く広報を行ったこと。
15	新潟県	○実施施設:原則として福祉人材センターに求人登録をしている社会福祉施設 ○実施期間:通年で実施 ○体験日数:5日間以内(休職者、社会福祉施設の都合により2~4日間も可)	-	-
16	富山県	特別養護老人ホーム、デイサービス、グループホーム、小規模多機能型事業所ほか 知的障害者更生施設、就労継続支援B型ほか 保育所	-	-
17	石川県	実施施設:高齢者、障害者、児童関連の社会福祉施設及び事業所、研修日数:1人あたり10日以内、体験内容:施設・事業所での仕事体験(オリエンテーション、介護・介助・交流体験)	職場体験者 24名中 4名が就労(就職先:特別養護老人ホーム3名、障害者施設1名)	体験者の受入は、福祉職場の魅力をアピールし、福祉分野への関心を高める機会として重要な役割を果たすことから、受入施設・事業所に一定の要件を設定した。(受入責任者設置、体験プログラムの整備、実習生やボランティアの受入実績があることなど)
19	山梨県	施設種別=高齢者、児童擁護、障害児・者 研修日数=(1日~10日まで)延べ98日 体験内容=介護、介助等の対人援助、散歩の付き添い、清掃等補助的業務など。	-	就職フェアやその他既存事業も通じ、周知を実施。
20	長野県	実施施設 高齢者関係施設、障害者関係施設、児童関係施設等、研修日数 短期コース(3日間)、長期コース(10日間)、体験内容 利用者との交流、配膳、清掃等作業補助、利用者の介護・介助	-	-
21	岐阜県	・介護職員の配置がある介護サービス事業所・施設を対象 ・研修日数は1日~10日 ・職場体験希望者は、岐阜県社会福祉協議会へ申し込みを行い、岐阜県社会福祉協議会において事業所とマッチング	-	・介護員養成研修実施事業者と連携を図り、研修修了者の職場体験から就労へ向けた支援を実施

		具体的な実施内容 (実施方法等)	事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
22	静岡県	実施施設種別:高齢者施設、障害者施設、児童施設、救護施設 研修日数:3日から10日の間で調整 体験内容:利用者との交流、介護・介助、作業補助	職場体験の参加者のうち23名が就労 就職先は概ね高齢者施設(特別養護老人ホーム、グループホーム)	体験日数を原則として3日以上とした。 (1日体験等の単発的なものは避け、体験の充実を図る)
23	愛知県	【体験実施期間】平成21年8月～平成22年2月までの間で原則5日間。 【体験実施施設】高齢者施設 31ヶ所(55人) 障害者施設 9ヶ所(12名)児童施設 1ヶ所(1名) 【体験内容】介護、介助、自立支援、療育、養護、養育などの介護体験。散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験。掃除、洗濯などの職員の補助業務体験等。	職場体験事業参加者68名中5名が体験後に福祉関連職種に就職。 高齢分野3名、障害分野2名(体験後のアンケートにより確認)	《改善点》 ・体験希望者の当日キャンセルが何件かあり、職場体験事業に対する本人の理解を促す必要がある。 ・受入施設によって健康診断や検便結果を必要とし、本人負担が生じる場合があり、受入施設との調整が必要。 ・受入施設によって体験内容が大きく異なり、受入施設との調整が必要。 ・職場体験後の効果的な就職支援方法の検討。
24	三重県	実施種別:高齢者分野、障害分野、児童分野 研修日数:10日を限度に希望により調整 体験内容:概ね6時間 体験される分野や施設によって内容はことなるが見学・経験などの介護体験	体験者46名中アンケート送付14名(回答7名のうち4名が福祉分野への就職) 就職者内訳(社協関係2名、高齢者施設2名)	職場体験終了後1ヶ月を目処にアンケート実施とともに、福祉人材センターの案内送付。
25	滋賀県	介護保険サービス、障害福祉サービス事業者 2日間コース等 職場見学、車いす等の体験、職員との意見交換など	具体的な数値については、不明	職場説明会での職場体験相談コーナーの設置や介護系の学校以外の学生の職場体験を受け入れるなどにより、職場体験の利用の促進を図った。
26	京都府	○実施施設種別: 社会福祉施設、介護保険事業所、障害者サービス事業所 ○研修日数: 原則3日間 ○体験内容: 利用者とのコミュニケーション体験、食事・移動などの介護補助、	18名が介護・福祉関係事業所に就職	○健康診断、障害等保険加入を必須要件とし、事前に一括実施(本人負担なし) ○「福祉・介護の仕事」について半日程度のオリエンテーションを実施 ○就業に結びつけるため、受入登録事業所を求人事業所のみに限定
27	大阪府	実施施設種別:高齢、障害、児童の福祉・介護施設全般 研修日数:1日から10日までの間で自由に設定 体験内容:利用者とのコミュニケーションから入浴介助まで体験希望者と受入事業者との調整により実施 実施方法:①体験希望者及び受入希望事業者は、予め大阪府福祉人材センターに登録を行なう。 ②福祉人材センターはHP等で受入事業所一覧を提供し、体験登録者はその中から希望する施設に直接連絡し体験を申し入れる。 ③体験後、体験者はレポートを受入事業者に提出し、事業者はそのレポートをもって福祉人材センターに受入費を請求する。	就労状況については年度末の実績報告で求めているため、正確な就労人数は把握していないものの、就職につながった事例は何件か報告を受けている。	大阪府では、職場体験登録者数は多いものの、自ら直接施設にアプローチしないといけないため、実際の体験につながりにくく実績がのびなかったため以下の改善点を講じた。 ①電話マニュアルを作成し、体験登録者に提供 ②職場体験相談コーナーを福祉人材センターに設置しマッチング等を支援 ③職場体験ナーの設定等、イベントとして実施⇒一日に19名の参加があつたため定期的に開催する事とする。
28	兵庫県	受入施設・事業所:県に事前登録(児童分野124ヶ所、高齢分野221ヶ所、障害分野75ヶ所) 研修日数:1事業所10日以内で体験希望者と受入施設・事業所間で合意した日数 体験内容:施設・事業所ごとに体験プログラムを作成(対人援助、交流、職員の補助業務等)	ボランティアや教育の一環として職場体験している者との区分が難しく、「円滑な就労の支援」という緊急対策としての目的達成にどのような効果があったか判断が難しい。	
29	奈良県	◇実施施設種別:社会福祉施設・事業所(介護保険事業所、障害者自立支援法に基づく事業所を含む) ◇研修日数:原則3日以上10日以内で各施設の定める日数 ◇体験内容:利用者との交流、職員の業務の補助	◇職場体験者中、10名が体験先施設で就労(高齢分野8名、障害分野2名) ◇他、7名が体験先以外の福祉職場で就労(高齢分野5名、障害分野1名、複合法人1名)	◇体験参加者には、体験先が決まった時点で、プロフィール(※)を作成いただき、体験開始日までに体験先施設へ連絡した(※職歴、体験に対する希望、自己PR、体験に関する質問) ◇体験参加者には、体験終了後に必ず人材センターへ報告いただくこととした(体験後の感想の把握、就職活動の継続支援)

		具体的な実施内容 (実施方法等)	事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
30	和歌山県	・実施施設・種別:各分野(老人・障害者・児童)の施設・事業所 ・研修日数:5日間を1コースとする。 ・体験内容:事業所の担当職員の指導により、オリエンテーション・職場体験	・職場体験者34名中、学生(高校生)が30名、学生以外の一般の方が4名である。 ・学生(高校生)は、最終学年の方には福祉人材センター及び求職登録の案内をし、それ以外(最終学年以外)の方には福祉人材センターの情報提供を行う。 ・一般の方4名のうち、3名が求職登録し、そのうち1名はヘルパー2級資格取得後、訪問介護事業所に就職した。あと1名は、福祉職場への適性を試したいとの動機で体験されたが、求職登録はしなかった。事前に体験することで、その方の職業選択(ミスマッチ防止)に役立つことはできた。	・体験申込受付の際、日程や場所の希望を聞いたうえで事業所と連絡調整し、体験者の希望に添った体験日時・場所を設定した。 ・広報のため、体験に参加した方の感想等を県社会福祉協議会の広報紙に掲載した。
31	鳥取県	実施施設種別 高齢者関係:特別擁護老人ホーム、老人デイサービスセンター、擁護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、グループホーム 障がい者関係:身体障害者授産施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者デイサービスセンター、知的障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者援護施設、小規模作業所、地域活動支援センター 児童関係:保育所、障害児デイサービスセンター、知的障害児施設、児童擁護施設 その他:救護施設 研修日数 3日間 体験内容 受入施設・事業所における職場体験		
32	島根県	○対象者:福祉の仕事に关心があり、求人事業所へ応募する意志のある方(求職登録者) ○体験日数:ご希望の1~10日間 ○体験施設:島根県福祉人材センターに求人を出している島根県内の受入可能な福祉施設 ○体験内容:体験する分野・施設によって、実習時間・体験内容は異なる。 (施設に一任)	・職場体験者中11名が福祉現場へ就労(うち9名が体験施設へ、2名がその他の福祉施設へ) ○内訳:高齢者分野9名、障害者分野2名 ○状態:一般 8名、学生 3名・大学生が夏休み等を利用して、職場体験後に採用試験に挑戦し採用された。	・求職者と求人事業所のマッチングに重点を置き、参加対象を求職登録者、対象施設を人材センターに求人を出している事業所に限定した。 ・応募検討中の求職者へ職場体験に参加するよう勧めた。 ・求人事業所へ職場体験事業を案内し、採用の際に事業を活用するよう促した。
33	岡山県	・就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所(2法人、2事業所) ・3日 ・オリエンテーション(障害者の特性、接し方等)、利用者とともに作業、コミュニケーション、反省会	参加者2名が当該事業所で就労(非常勤等)	
35	山口県	職場体験の施設、内容、日数などは、本人の意思を尊重し、受入施設と調整し決めているため不特定である。(平均4日程度の体験)主として、介護老人保健施設が多い。介護現場への就職を前提として介護現場での体験を中心として実施。	職場体験中に本人の知識や技能が認められ、2名が体験施設に就職もしくは内定した。体験施設以外に1名が就職した。	・体験希望者と受入施設との調整をする際に、就職意欲の高い者には出来るだけ求人登録をしてる施設において体験ができるようしている。 ・求職者を職場体験へ誘導する際には、職場体験可能な人物か判断し、受入施設内での体験が円滑にすむように努めている。(職場体験希望者の中には、意欲の薄い者やコミュニケーションが苦手な者もいるため)
36	徳島県	・実施施設種別:特養、デイ、老健、児童擁護、知的障害者更生、障害者支援、障害者授産、身障療護、養護、知的障害児通園 他 ・研修日数:高校・大学生3日以内、一般5~	フェア参加高校生が職場体験を行い、4月1日から就職。	パンフレット等HPに掲載、機会をとらえて広報している。
37	香川県	種別:特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・介護老人保健施設 研修日数:2日~5日 体験内容:食事介護等	検証中だが、参加者に職場の様子を知つてもらう効果があつた	

		具体的な実施内容 (実施方法等)	事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
38	愛媛県	施設種別 研修日数 体験内容（参考例） 身体障害者施設 3日 オリエンテーション、情報の収集、環境整備、水分補給、排泄援助、食事の援助、コミュニケーション、車椅子の援助、入浴介助、食事介助の実際、手浴、足浴、シーツ交換、レクリエーションの参加、ふりかえり、求人説明 デイサービス グループホーム		
39	高知県	登録事業所は多いが、参加者の応募がない状況	1月末時点で、体験者なし。	
40	福岡県	・実施施設種別…社会福祉施設(高齢者、障害者、児童)、介護保険施設 ・研修日数…1日、3日、5日、最大10日まで可能 ・体験内容…介助補助、レクリエーションなど		
42	長崎県	・複数事業所連携事業においてユニットを形成した事業所に受入を打診し、受入可能な事業所に職場体験を依頼する。 ・職場体験者の募集については、ハローワークに「職場体験者募集のお知らせ」を置いてもらう。又、該当地域において地元新聞に折り込みを依頼する方法を考えている。		
43	熊本県	・職場体験募集は、福祉人材センター及び就職フェア等でのチラシの配布、ホームページ及び情報誌への掲載等で周知 ・体験日数…約465日/142人(平均3.27日) ・体験参加者年齢…10代～70代 ・体験受入申込事業所種別分野…高齢分野(19事業所)、障がい分野(8事業所)、児童分野(4事業所)	就職した12人のうち8人が職場体験をした事業所に就職。さらに、2月以降の就職も現時点で2名内定している。 “1月末までに就職した12人全員が、福祉の職務経験なし。 職場体験で福祉の現場を経験し、福祉の職場への就職活動を行った。” 就職先施設種別は、高齢者分野11人、障がい分野1人。	職場体験参加希望者に、職場体験受入事業所への事前の職場見学を義務付けている。 ・事業所は、事前に体験希望者と会うことにより、職場体験の受入れの可否を判断し、その上で、その人に合った実施計画の作成が可能となっている。 ・参加希望者は、事業所の施設見学や、担当者との面談を行うことで安心して体験に取り組めるようになっている。
44	大分県	【実施施設種別】特養老人ホーム、グループホーム、介護老人保健施設、デイサービスセンター、知的障がい者施設、身体障がい者施設 等 【研修日数】1日～3日 【体験内容】各施設における業務全般、職員との意見交換 等	職場体験者116名中、9名が就労に結びついた。 【就職した方の職場体験参加時の職業】学生、主婦、無職 【就職先の施設種別】老人デイサービスセンター、特養老人ホーム、身体障がい者療護施設、知的障がい者授産施設	・参加者募集のパンフレットを配布依頼先に持参するとともに事業内容の説明を行うことで、効果的な広報となるように努めた。また県のHPにも掲載し参加者を募った。 ・第2回の募集パンフレットは、第1回の体験者(就職に繋がった方等)のコメントを挿入するなど、パンフレットの構成を改善した。 ・受入事業所、応募者との連絡を密にした。
45	宮崎県		今のところ就職者は見られていない。	ホームページでの広報及び関係機関に積極的に周知を図った。
46	鹿児島県	85人の体験者の延べ日数は448日 受入登録事業所32の種別は ①高齢者施設22 ②障害者施設5 ③児童施設5		・キャリア支援専門員がマッチング支援を行う過程で、求職者、求人施設・事業所に働きかけ実施した。(職場体験を通じての採用実績の詳細は調査中)
47	沖縄県	実施施設種別:老人(特別養護老人ホーム)・障害者(知的障害者更生施設)・保育(保育園)の3種別の施設を地区別で指定した。(3種別×6地区=18カ所) 研修日程:1回の職場体験は連続した2日間。原則1人1回限り。但し、種別の異なる職場を体験する場合は3回まで可能。(例:老人施設と保育施設を体験する場合) 体験内容等:見学・研修1日、職場体験1日の各6時間2日間とし、「見る・学ぶ・体験する」を中心としたカリキュラムを基本に各受入施設の実施する体験内容とする。	新型インフルエンザの蔓延に伴い、受入施設側から実施困難との意見が相次ぎ、事業中止とした。また、再開については、新型インフルエンザの終息やワクチンの充足が確認された上で判断することとした。	実施施設の選定に関して、実施プログラムの検証ができるよう、指定施設として受入依頼を行った。 参加者の募集に際しては、ハローワークの窓口や求人情報誌、新聞広告・折込チラシ等を活用した。

(5)福祉・介護人材マッチング支援事業 事業成果、改善点・工夫した点

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
1	北海道	○ハローワーク小樽 出張相談3回 相談人数16人 うち2回はセミナー同時開催 セミナー参加人数29人 ○ハローワーク千歳 出張相談3回 相談人数13人	○出張相談の実施に当たっては、事前の打合せにおいて各ハローワークの施設の状況や要望を踏まえ、実施内容や日程を決定した。 ○各ハローワークが所管する福祉・介護の求人情報を確認し、また、求職者の個別の事情(通勤可能な距離など)や地域ごとの事情を考慮した上で求職者の相談に応じた。
3	岩手県	・関係機関訪問:109件(H21.12末現在 関係機関:職安、自治体、市町村社協等) ・福祉施設等の訪問:68件(H21.12末現在) ・相談取扱件数:求職者92名、求人事業所28件(H21.12末現在)	(1) キャリア支援専門員について、県全体をカバーするため広域圏毎に活動拠点をおき配置した。 ①県央地区(岩手県福祉人材センター)2名 ②県北地区(久慈市社会福祉協議会)1名 ③沿岸地区(釜石市社会福祉協議会)1名 ④県南地区(いわて求職者総合支援センター)1名 (2) キャリア支援専門員のスキルアップと情報交換のため、人材センターに毎月1回は研修及び情報交換の場を開催している。
4	宮城県		・「福祉の仕事フェア」では未就労者の面談会の他講演会を開催予定、現職者も参加対象とし福祉の仕事のやりがいを再確認していただき、福祉職の定着促進を目指す。
6	山形県	○巡回訪問 11月 :訪問延べ6ヶ所 来所者 49名(男23・女26) 12月 :訪問延べ9ヶ所 来所者 104名(男39・女65) 1月 :訪問延べ12ヶ所 来所者 120名(男44・女76) ○就職面談会 利用者数 講演会参加 541名 面接会参加 459名 相談コーナー利 用者5名	○社協内部・外部機関との連携を密におこなった。 県老人福祉施設協議会、グループホーム協議会、県老人保健福祉施設協議会等との連携や ハローワーク山形・山形労働局・介護労働安定センター・市町村社協の協力をいただいている。
7	福島県	○相談会(ハローワーク等)等実績 ・出張相談会:24回、相談者数:126名 ○他機関主催就職ガイダンスへの参加 ・新聞社・中小企業団体等6回、100名相談対応。	・ハローワークにおける相談会は事前にハローワークとの調整により相談時間を1人おおむね30分間として、相談者の時間的便宜を図った
8	茨城県		事業内容が従来の県人材センターの事業と重複する部分があり、また、労働サイドでもハローワークに福祉人材コーナーを設けるなど、新規事業としての明確化を図るに苦慮している。
11	埼玉県	3名の就職に結びついた。	
12	千葉県		利用者のアクセス等利便性の向上のため、より市街地に事業所を開設し、相談しやすい環境を整えるとともに実績向上を図る。
13	東京都	本格実施は、来年度のため、実績はなし。	東京労働局及び東京都福祉人材センターの間で、出張相談に関する覚書を締結して東京労働局に事業の協力依頼を行い、ハローワークへの周知を図る。
14	神奈川県	求人事業所が求める求職者像(有資格者希望等)を具体的に把握することができた。	ニーズの高いエリアにおいて重点的にきめ細やかな対応が図れるよう、横浜市社会福祉協議会にキャリア支援専門員を派遣し、事業連携を図りながら取り組むこととした。
17	石川県	出張相談回数 27回、相談件数 134件、施設訪問 44か所	出張相談の時間帯を午前から求職者の多い午後に変更した。出張相談の際、効率的に近辺の施設を訪問し求人開拓を行っている。
18	福井県	H22年1月5日 ふるさと企業魅力発見フェア(相談者44人) H22年2月11日 ふくい福祉就職フェア H22年2月13日 横南福祉就職フェア	-
19	山梨県	-	求人、求職を地域性でとらえ、きめ細かな要望等に対応できるよう、ハローワーク管内ごと就職セミナー、相談会を実施。
21	岐阜県	1月末時点の成果 ○相談会実施回数:110回 ○相談件数:318件 ○事業所等訪問件数:42ヶ所	ハローワーク以外の場所でも実施するよう調整中。1月より相談件数が少ないハローワークの相談回数を見直し、試行的にシティハローワーク各務原にて月2回の相談を開始
22	静岡県	ハローワークでの出張相談11日 施設・事業所訪問25日 就職フェアでの相談3日 高等学校の訪問等4日	
23	愛知県	①刈谷市でのセミナー参加者:67人 ②刈谷市での就職説明会入場者:188人⇒求職登録者33人 ③研修会参加者(1月14日:68人、1月25日:83人)	-
24	三重県	ハローワークにおける相談件数 58件、福祉施設事業所訪問 48件 アドバイザー派遣 6件	-
25	滋賀県	具体的な数値については、不明	県労働担当部局との連携により、福祉分野以外の職場説明会等に出張相談を行うとともに福祉重点ハローワークの連携体制構築のため、訪問等を行った。
27	大阪府	○他団体との共催セミナー及び就職面接会:5回、953人参加 ○出張相談の回数:19回、397人相談 ○無資格・未経験者向けセミナーの実施:5回、130人参加 ○大学、ヘルパー研修事業者等就職ガイダンス訪問:25箇所、353人相談 ○事業者訪問ヒアリング:40箇所	○キャリア支援専門員を配置することによって、各基金事業に求職側・求人側を誘導できるようになり、効率的にマッチングが行われるようになった。 ○効率的・効果的にマッチングを行うために各種助成金・制度等について研修を実施し、広く見識を深めてもらうよう努めた。

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
29	奈良県	◇④の給付説明会でのPR 実施回数=のべ30回 説明会終了後の個別相談=14件、後日センター来所=17件、求職登録9件、職場体験申込7件	【工夫した点】◇キャリア支援専門員をエリア担当制とした点 ④での出張相談時に、当該エリアの求人施設の特性など個別の情報を求職者に説明できる。また、近隣者からの応募を希望する求人施設には、より適確な人材を紹介できる。(地域密着型のマッチング促進)
30	和歌山県	・福祉の就職フェア 1回(来場者171名、内定者19名) ・「福祉の仕事」移動相談 3回(相談17件、求職登録3件) ・職員定着支援に係る事業所訪問 10事業所	・県内広く実施できるよう、キャリア支援専門員1名を紀南福祉人材バンク(田辺市社会福祉協議会)に派遣し、事業実施している。 ・福祉施設・事業所は、交通の利便性が悪い場所に設置されている場合が多いため、個々の求職者が事業所の状況を把握することは難しい。求職者が効率的に就職活動を行えるよう、貸切バスで1日数ヶ所の事業所を訪問し、見学、就職相談を行う訪問就職相談会を実施する。
32	島根県	○出張相談会(実施済) 15回(県内12回・県外3回) 参加者172名(一般125名・学生47名) ○求職者の希望に添った求人情報の提供(10月～1月:延べ3,676人へ提供) ○求人開拓(事業所訪問等)により、新たな求人登録を確保できた。 ○求人開拓(事業所訪問)を実施した結果、職員の定着状況、研修の実施状況、職員の年齢等構成など、事業所の詳細な情報を把握できることにより、求職者へ詳細な情報を提供することができた。	○求人の開拓を目的とした法人・事業所訪問については、ただ単に求人登録を獲得するにとどまらず、法人・事業所の人材確保や職員の定着・育成に向けた取り組み状況、職員構成、利用者の状況、法人・事業所のこだわっている事柄などを聞き取り、マッチングにおいて求職者に法人・事業所の情報を提供することとしている。
33	岡山县	ハローワーク等への出張相談は、次年度の本格実施に向けての準備期間としており、また事業そのものも開始したばかりなので未実施の事業もあり、具体的な成果はない。	経営者等を対象としたセミナーについては、就業して間もない従事者の離職防止、今後の人材確保支援等の共通課題の観点から、福祉・介護人材定着支援事業におけるフォローアップ会議と同日開催を予定している。
34	広島県		定期的な出張相談の実施について、公共職業安定所から「スペースがない」等受入れに難色が示されるなど、調整が難航している。
35	山口県	・職安の求人が、当センターに上がってない施設・事業所に訪問して、求人開拓を実施している。※施設・事業所に対し、「福祉のお仕事」のインターネットに求人登録及びミニフェアにおける求人面接会への参加協力 <1月31日現在> ・出張相談回数 延べ239日 ・「福祉人材相談コーナー」の相談件数 延べ272件 ・就職数18名・キャリア支援専門員の配置により、無料職業紹介所の存在感がアップするなど、施設・事業所や求職者から好評を得ている。また、当センター職員の意識向上にも、つながっている。	1 求職者に職安における「福祉人材相談コーナー」の場所を知らせるため、表示を行っている。 2 求職者かどうか分からず、待たせることがあるため、整理券を置いている。 3 管内放送がある職安は、定期的に放送していただいて、求職者に周知を図っている。
37	香川県	・出張相談した施設数 48施設	・職業紹介事業が手薄であった香川県西部地区において「福祉のしごとサポートフェア」を2月に開催予定。地区内施設の求人情報を重点的に集めている。 ・求職者に対しての求職情報を電話連絡に変え、情報伝達の迅速化を図った。(従来は郵便)
39	高知県	ハローワークにおいて、これまで12回のセミナーを開催し、134名の求職者が参加して、ハローワークの実施する介護訓練等につなげるケースが多くある。	ハローワーク、または担当する職員に意識差、温度差があり、県内に一律のサービスが提供ができない。 この点においては、本事業への取組みだけでなく、就職支援への取組み差も危惧されるところであり、行政サービスとして如何なものか。
41	佐賀県	・鳥栖市公共職業安定所 相談時間10時～16時 実施日12月21日相談者1名→後日求職登録者1名、1月25日相談者5名、後日求職登録者2名連携を図る中で、鳥栖市公共職業安定所より、12月17日実施の介護職合同就職面接会「介護就職デイ」へブース設置の依頼があり、2名体制で相談(相談時間13時半～15時半)を受け、相談者12名、後日求職登録者5名 ・唐津市公共職業安定所 相談時間9時～16時実施日 1月12日相談者5名、相談のみ、求職登録には至らない。 ・伊万里市公共職業安定所、相談時間10時～16時 実施日 1月5日相談者なし。統括職業指導官との情報交換のみ ・武雄市公共職業安定所 相談時間10時～15時 実施日 1月28日相談者1名、相談のみ、求職登録には至らない。 ・鹿島市公共職業安定所 相談時間10時～15時 実施日 1月26日相談者なし。統括職業指導官との情報交換のみ、出張相談で、1月末現在24名の相談を受け、後日求職登録いただいた方が、8名となっている。	県内一円、社会福祉施設から介護保険事業所等、くまなく巡回を行うことにより、各事業所の充足状況が把握でき、福祉人材センターのことが良く理解されていない事業所へ直接事業説明を行い、今度からは人材センターへも求人を出したいとの意見を多数いただきしており、今後の求人開拓につなげることができている。
42	長崎県	・施設訪問65か所・求人9件の提出・法人事務所1か所・求職登録者情報の活用2施設・市社協1か所訪問	センター・バンク事業、マッチング支援事業の説明や、今まで利用が少なかった求職登録者情報の活用について、施設訪問時に周知した。
43	熊本県	1.「あそ・福祉のお仕事就職面接会」10事業所(求人24名)、参加者49名、就職者数6名。 2.「天草・福祉のお仕事就職面接会」11事業所(求人55名)、参加者数107名、就職者1名(報告提出期限締切日が2月5日のため) 3.「ハローワーク出張相談8回で、相談人数9名(1月から実施のため、周知を行っている状況です)	1. 就職フェア(面接会)については、熊本県、熊本労働局、実施地ハローワーク、熊本県看護協会、実施地市町村及び地社会福祉協議会に協力(共催)を得ることで、面接会の周知を行うことができ、予想以上の多数の参加者を得ることができた。 2. 出張相談については、各地のハローワークとの協力体制を構築し、求職者の利便性を図るために、ハローワーク内で実施している。

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
44	大分県	10月20日から6ハローワークで毎週1回出張相談 相談者数 214人(1月末現在) うち就職者数 9人	ハローワークでの相談者は、住所、氏名などの個人情報を聞けない者が多い。また、無資格、中高年など就職困難な者が多く相談にきている。このため、今後はマッチングの可能性のある者の個人情報を把握し、求人情報の紹介・あっせんなど、アフターケア一できるような体制をとりたい。
45	宮崎県	○ 福祉の仕事相談会 ハローワーク6か所、ハローワークプラザ1か所、 その他2か所延べ20日間(2月～3月) ○ 県等就職説明会 10月～1か所～相談者29名～登録者20名 (内学生 3名)～就職者0名、2月～5か所 ○ 事業所訪問 101事業所(1月末まで:高齢者65、障害児者2 2 保育所5、その他9)	○ ハローワークにおける福祉の仕事相談会については、宮崎労働局と事前に打合せを行い、県内の各ハローワークに協力依頼の通知を出してもらった。 ○ ハローワークにおける福祉の仕事相談会については、2月から3月に実施するが、その状況を勘案しながら次年度の取り組みを検討したい。
46	鹿児島県	・ハローワークでの出張相談については、相談の実施が認知されるにつれ、相談者が増加しつつある。 ・エリアごとのミニ就職面談会の実施により、身近な職場での就職への期待が高まっている。(採用実績については現在調査中)	・エリア内にあるハローワークとは、共催のほか、相談コーナーでの対応を図るなど、緊密な連携がとれた。
47	沖縄県		1. 支援の対象を「事業所」としたことで、既存事業との事業や業務の整理を行った。 2. 事業策定にあたり、指針を策定したことで目的や対象が明確化できた。 3. アドバイザーを幅広く設置せずに、スーパーバイザーを1名配置することで、実施事業への指導・助言をいただきやすい環境を整備できた。

(6)キャリア形成訪問指導事業 事業成果、改善点・工夫した点

		事業成果が見受けられた事例や数値等	事業実施上の改善点や工夫した点
3	岩手県		本県では、養成施設から意見を聞いたが実施希望がなかったもの。そのため、マッチング支援事業と併せて人材センターへ委託し、求人開拓等で事業所訪問する際に併せて研修ニーズの把握を行い、研修講師派遣等の面で養成施設とできるだけ連携を図ることとしているもの。
10	群馬県		介護保険事業所運営法人に希望する研修テーマや時期を調査し、各養成校に提供
13	東京都		研修実施にあたり、養成施設に、研修実施が可能なプログラム一覧表を作成してもらった。 作成したプログラム一覧表を、施設等に郵送することによって、参加希望施設・事業所を募った結果多数の申し込みがきた。
19	山梨県	事業成果が見受けられた事例報告はないが、事業所における研修が事業所の業務終了後に設定されることにより、より多くの職員が参加できたとして、事業所から好評を博している。	山梨県では、対象となる養成施設が介護福祉士の養成施設に限られるため、介護福祉士が在籍する事業所に対し、研修要望調査を行い、訪問研修等を実施している。事業実施に際しては、介護福祉士の研修体制等を把握している山梨県介護福祉士会に事業所要望調査や養成施設と実施事業所の調整作業を業務委託し、事業の円滑な実施を図っている。
21	岐阜県		・事業所等の参考となるよう、各養成校において対応可能な研修プログラムを作成し、県ホームページに掲載 (プログラム以外の内容についても適宜対応) ・県内に介護サービス事業所を有する全事業者に対し、各養成校における研修プログラムを添付した事業の案内通知を送付
23	愛知県	・この事業を実施したことにより、介護福祉士等養成施設の教員(専門員)と事業所の担当者が現在の職場でかかえている問題に協同して取り組むことができた。	特に事業所から実施してほしい研修内容を聞き取り調査してプログラム作成をするため、事業所サイドから本当に必要な研修を実施することができると好評である。
24	三重県	未定	・事業経費の補助であり、養成校側のメリットが少ない
32	島根県	職員の資質と意欲の向上(成果指標となる数値等は特になし)	
35	山口県		・事業を実施する養成校の教員が授業等で余裕がなく(研修プログラム等をたてられるのは主として専任教員となる)研修可能数に限リがあるので、効率的に実施できるような工夫が必要と考えている。他県でよい事例があれば参考とさせていただきたい。
37	香川県	実際の研修実施が1月末からのため不明	予め登録された講師を選択するコースと施設が企画提案するコースを用意した
39	高知県		事業所の要望に応じ、外部講師を含めた研修実施を予定している。
40	福岡県	・“日々のレクリエーション活動の活性化や資料調査等職員の意識向上が見られる。 (施設からの報告)”	・職員が積極的に参加できるように施設と共同して日程調整を行った。
42	長崎県	研修終了後のアンケートで「成年後見制度」について理解が深まつたと言う意見あり。	・委託内容に、受講者へのアンケート調査を盛り込み、今後の研修実施の参考に反映できるようにした。
43	熊本県	(研修受講者からの意見) ・介護行為の意味を、介護従事者が自ら考える・意識することが大切で、今回の研修で自己の支援方法等の振り返りができ、気付きが深まった。 ・系統的な研修の機会が初めて与えられ、もっと学ぶ必要があるとの認識が得られた。 ・介護従事者は利用者にとって環境因子であることを、介護従事者が認識することの重要性に気付いた。	・事業所からの問い合わせ窓口を決めている。 ・研修の実施日及び時間帯はできるだけ事業所の都合に合わせるようにしている。 ・研修の際は、パソコンやプロジェクター等を利用し、分かりやすい研修を工夫している。
45	宮崎県	・ 研修後、学校に質問を持ってくるなど、学習意欲の向上が見られた。	・ 訪問事業所の定例会とタイアップし、参加しやすいように配慮した。 ・ 受講者の理解度を講師間で検討し、少数の事例で詳しく学習できるような講義方法にした。 ・ 施設の意向に配慮し、全職員が各1回受講できるよう設定した。

## 都道府県における福祉人材センター・バンク担当課一覧(平成21年度)

	部局	電話	FAX
北海道	保健福祉部福祉局福祉援護課	011-231-4111(内25-617)	011-232-4070
青森県	健康福祉部健康福祉政策課	017-734-9281(直通)	017-734-8085
岩手県	保健福祉企画室企画担当	019-629-5412	019-629-5419
宮城県	保健福祉部社会福祉課	022-211-2519	022-211-2594
秋田県	健康福祉部福祉政策課	018-860-1316	018-860-3841
山形県	健康福祉部健康福祉企画課	023-630-2256	023-630-2256
福島県	保健福祉部福祉監査課	024-521-7324	024-521-7917
茨城県	保健福祉部福祉指導課	029-301-3157(直通)	029-301-3179
栃木県	保健福祉部保健福祉課	028-623-3087	028-623-3131
群馬県	健康福祉部健康福祉課	027-226-2518	027-221-1121
埼玉県	福祉部社会福祉課	048(830)3221	048(830)4782
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課	043-223-2606	043-222-6294
東京都	福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課	03-5320-4049(直通)	03-5388-1403
神奈川県	神奈川県地域保健福祉課	045-210-4755	045-210-4755
新潟県	福祉保健部福祉保健課	025-285-5511(内線2628) 直通:025-280-5178	025-283-3466
富山県	厚生部厚生企画課	076-444-3197(直通)	076-444-3491
石川県	健康福祉部厚生政策課	076-225-1414	076-225-1409
福井県	健康福祉部地域福祉課	0776-20-0326	0776-20-0637
山梨県	福祉保健部福祉保健総務課	055-223-1443	055-223-1447
長野県	社会部地域福祉課	026-235-7114	026-235-7485
岐阜県	健康福祉部地域福祉国保課	058-272-1111(内線2522) 058-272-8261(直通)	058-278-2651
静岡県	厚生部福祉こども局地域福祉室	054-221-3525	054-221-3279
愛知県	健康福祉部地域福祉課	052-954-6262(直通)	052-954-6945
三重県	健康福祉部社会福祉室	059-224-2256	059-224-3085
滋賀県	健康福祉部健康福祉政策課	077-528-3512	077-528-4850
京都府	健康福祉部 介護・福祉事業課	075-414-4559	075-414-4572
大阪府	健康福祉部 地域福祉推進室地域福祉課	06-6941-0351(内線4506)	06-6944-6681
兵庫県	健康福祉部社会福祉局福祉法人課	078-362-4086(直通)	078-362-4086(直通)
奈良県	福祉部福祉政策課	0742-22-1101(内線2817) 0742-27-8503(直通)	0742-22-5709
和歌山县	和歌山県福祉保健部福祉保健総務課	073-441-2472(直通)	073-425-6560
鳥取県	福祉保健部福祉保健課	0857-26-7158	0857-26-8116
島根県	健康福祉部地域福祉課	0852-22-6822	0852-22-5448
岡山県	保健福祉部施設指導課	086-226-7321(直通)	086-224-2313
広島県	健康福祉局社会福祉部地域福祉課	082-513-3144(直通)	082-223-3572
山口県	健康福祉部 厚政課	083-933-2724	083-933-2739
徳島県	保健福祉政策課地域福祉支援室	088-621-2171	088-621-2839
香川県	香川県健康福祉部健康福祉総務課	087-832-3259	087-806-0209
愛媛県	保健福祉部管理局保健福祉課	089-912-2386	089-921-8004
高知県	健康福祉部保健福祉課	088-823-9625	088-823-9207
福岡県	福祉労働部福祉総務課	092-643-3243	092-643-3245
佐賀県	健康福祉本部地域福祉課	0952-25-7053	0952-25-7264
長崎県	福祉保健部福祉保健課	095(895)2416	095-895-2570
熊本県	健康福祉政策課福祉のまちづくり室	096-383-1111(内線7027) 096-333-2201(直通)	096-387-5992
大分県	福祉保健部地域福祉推進室	097-506-2622	097-506-1732
宮崎県	福祉保健課	0985-26-7075	0985-26-7326
鹿児島県	保健福祉部社会福祉課	099-286-2111(内2825)	099-286-5568
沖縄県	福祉保健部福祉・援護課	098-866-2177	098-866-2758

## 都道府県福祉人材センター一覧(平成21年12月1日現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 道立社会福祉総合センター内	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉研修・人材センター	〒330-8529	さいたま市針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材・研修センター	〒260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材研修センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材総合対策センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内6F	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-223-0408
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	三重県津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5F	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内1F	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材センター	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ピッグ棟6F	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-256-4848
山口	山口県福祉人材・研修センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ~あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戸375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市南千反畠町3-7 熊本総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3F	098-882-5703

福祉人材バンク一覧(平成21年12月1日現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館1F	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市民活動センター1F	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市宮園2-8-1	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-115	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-8718	太田市浜町2-35 太田市役所2F	0276-48-9599
神奈川	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市成子町140-8 浜松市福祉交流センター	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 静岡県東部地域交流プラザ(パレット)2F	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畠町115 新総合福祉センターあいトピア	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根	島根県福祉人材センター石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畠区汐井町1-6 ウエルとばた8F	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3F	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142

都道府県福祉人材センターにおけるハローワーク（HW）  
との連携状況

		有り	無し
HWとの連携による共催事業の実施	21年度	83.0%	17.0%
	20年度	74.5%	25.5%
福祉人材センターが行う都道府県運営委員会へのHW担当者の出席	21年度	72.3%	27.7%
	20年度	76.6%	23.4%
福祉人材センター等各種施策のHWへの周知・広報の依頼	21年度	93.6%	6.4%
	20年度	93.6%	6.4%
HWから各種施策の周知・広報の依頼	21年度	72.3%	27.7%
	20年度	55.3%	44.7%
HWへの労働市場情報の提供	21年度	44.7%	55.3%
	20年度	38.3%	61.7%
HWへの求職者情報の提供	21年度	31.9%	68.1%
	20年度	31.9%	68.1%
HWへの求人情報の閲覧、提供	21年度	74.5%	25.5%
	20年度	83.0%	17.0%
HWからの労働市場情報の提供	21年度	44.7%	55.3%
	20年度	53.2%	46.8%
HWからの求職者情報の提供	21年度	21.3%	78.7%
	20年度	17.0%	83.0%
HWからの求人情報の閲覧、提供	21年度	72.3%	27.7%
	20年度	70.2%	29.8%
HWの福祉人材確保対策担当者連絡会議への参加状況	21年度	80.9%	19.1%
	20年度	66.0%	34.0%
HW主催「介護就職デイ」への参加、協力	21年度	63.8%	36.2%

※平成21年度データ：平成22年1月調べ

## 平成21年度 都道府県福祉人材センター・バンク事業実施状況 (参考資料8)

	実施体制			実施状況				
	職員体制	土曜開設	日曜開設	来所者数(月平均)	就職説明会・フェア			
					内学生	回数	日数	参加者数
福祉人材センター								
1 北海道	6			186	15	1	1	599
2 青森県	6			5	1	2	2	130
3 岩手県	11	○		154	5	2	2	463
4 宮城県	5	○		208	10	2	2	546
5 秋田県	11	○		86	15	4	4	368
6 山形県	3			166	14	8	8	545
7 福島県	7			111	3	1	1	418
8 茨城県	5			73	11	3	4	241
9 栃木県	6	○		305	10	2	7	465
10 群馬県	5			210	5	2	2	282
11 埼玉県	13	○		1,643	14	3	3	1,324
12 千葉県	7	○	○	150	7	6	6	1,329
13 東京都	17	○		1,492	-	1	1	1,328
14 神奈川県	13	○	○	501	10	2	2	475
15 新潟県	3		○	134	5	1	8	436
16 富山県	8	○	○	56	2	2	2	613
17 石川県	8			160	0	3	3	335
18 福井県	6			176	1	6	6	467
19 山梨県	6			95	7	1	1	303
20 長野県	8			97	13	5	5	720
21 岐阜県	13			73	0	3	3	391
22 静岡県	8			107	10	6	3	1,254
23 愛知県	7	○		217	12	2	2	703
24 三重県	6			51	3	4	4	322
25 滋賀県	8	○		90	5	2	2	819
26 京都府	9			307	11	2	2	893
27 大阪府	6			278	13	1	1	3,267
28 兵庫県	8			90	7	5	5	1,855
29 奈良県	6	○		251	4	2	2	555
30 和歌山県	9			59	0	2	2	308
31 鳥取県	11			30	1	3	3	258
32 島根県	10			106	13	4	6	350
33 岡山県	7			56	4	1	1	397
34 広島県	4			64	4	6	6	1,021
35 山口県	8			17	4	1	1	141
36 徳島県	3			65	60	3	3	250
37 香川県	8	○		42	16	2	2	457
38 愛媛県	6			38	-	1	1	284
39 高知県	3	○	○	112	5	1	1	234
40 福岡県	6	○	○	15	1	2	2	2,237
41 佐賀県	7			20	1	1	1	186
42 長崎県	5			78	5	7	7	715
43 熊本県	13		○	80	8	2	2	373
44 大分県	10	○	○	304	5	2	1	887
45 宮崎県	8	○		139	5	1	1	340
46 鹿児島県	9			136	23	1	1	374
47 沖縄県	6			94	3	1	1	482
人材センター計	358	17	8	8,923	365	125	136	30,740

			実施体制		実施状況					
			職員体制	土曜開設	日曜開設	来所者数(月平均)		就職説明会・フェア		
						内学生	回数	日数	参加者数	
48	北海道	函館市	2			72	1	2	1	78
49		旭川市	2			19	1	1	2	70
50		釧路市	3			22	0	0	0	0
51		帯広市	2			11	0	0	0	0
52		北見市	4			23	0	0	0	0
53		苫小牧市	2			3	0	0	0	0
54	青森県	弘前	1			35	11	1	1	34
55		八戸	1			22	4	1	1	22
56	群馬県	高崎市	3			172	4	2	3	234
57		太田市	2			89	88	4	4	329
58	神奈川県	川崎市	5	○		50	2	1	1	110
59	福井県	嶺南	1			29	2	3	3	71
60	静岡県	浜松市	3			683	23	35	35	701
61		東部支所	3			207	4	0	0	0
62	愛知県	豊橋市	1			17	2	1	1	199
63		小牧市	3			39	0	2	2	162
64	兵庫県	姫路市	2			14	2	0	0	0
65	和歌山県	紀南	4			4	0	2	2	241
66	島根県	石見分室	0			0	0			
67	高知県	安芸	2			2	0	1	1	15
68		幡多	2	○		39	0	2	2	380
69	福岡県	北九州市	4			36	5	1	1	400
70		筑後地区	2			13	3	1	1	75
71		筑豊地区	1			27	0	1	1	67
72		京築地区	2			32	7	1	1	40
73	長崎県	佐世保	2			25	1	0	0	0
74	大分県	日田市	2			16	1	1	1	46
75	沖縄県	名護市	3			12	1	1	1	62
人材バンク計			64	1	1	1,710	162	64	65	3,336
合 計			422	18	9	10,632	527	189	201	34,076

「実施体制」は平成21年12月末時点の状況

「実施状況」、「福祉・介護人材マッチング支援事業」は平成21年4月から12月までの状況

	実施状況			福祉・介護人材マッチング支援事業			
	研修・講習会			出張相談			
	回数	日数	参加者数	ヶ所数	回数	ヶ所数	回数
<b>福祉人材センター</b>							
1 北海道	1	1	27	2	2	0	0
2 青森県	0	0	0	8	28	6	6
3 岩手県	0	0	0	2	5	10	11
4 宮城县	0	0	0	0	0	0	0
5 秋田県	0	0	0	0	0	0	0
6 山形県	26	177	572	7	27	0	0
7 福島県	0	0	0	2	4	2	2
8 茨城県	1	1	34	0	0	0	0
9 栃木県	0	0	0	0	0	1	1
10 群馬県	0	0	0	0	0	0	0
11 埼玉県	0	-	0	0	0	0	0
12 千葉県	0	0	0	0	0	0	0
13 東京都	64	172	416	0	0	0	0
14 神奈川県	0	0	0	0	0	3	3
15 新潟県	5	-	530	-	-	1	1
16 富山県	0	0	0	6	48	0	0
17 石川県	0	0	0	2	2	0	0
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県	5	5	240	0	0	0	0
21 岐阜県	0	0	0	9	88	0	0
22 静岡県	0	-	0	6	8	0	0
23 愛知県	2	2	157	0	0	0	0
24 三重県	1	1	20	8	12	0	0
25 滋賀県	0	-	0	1	1	4	9
26 京都府	0	0	0	0	0	7	8
27 大阪府	2	2	274	-	-	19	25
28 兵庫県	0	0	0	0	0	0	0
29 奈良県	1	1	12	0	0	0	0
30 和歌山县	2	2	9	0	0	2	2
31 鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	0	-	0	1	7	7	7
33 岡山県	0	0	0	0	0	0	0
34 広島県	1	1	28	3	3	0	0
35 山口県	0	0	0	8	91	0	0
36 徳島県	0	0	0	1	12	4	4
37 香川県	1	1	31	0	0	0	0
38 愛媛県	5	6	326	7	56	2	2
39 高知県	0	0	0	5	8	1	1
40 福岡県	0	0	0	0	0	0	0
41 佐賀県	0	0	0	1	1	0	0
42 長崎県	1	1	56	0	0	0	0
43 熊本県	0	0	0	8	24	0	0
44 大分県	1	4	16	6	56	0	0
45 宮崎県	0	0	0	0	0	9	9
46 鹿児島県	0	0	0	11	60	6	6
47 沖縄県	0	0	0	0	0	4	5
人材センター計	119	377	2,748	104	543	88	102

			実施状況			福祉・介護人材マッチング支援事業			
			研修・講習会			出張相談			
			回数	日数	参加者数	ヶ所数	回数	ヶ所数	回数
		福祉人材バンク							
48	北海道	函館市	2	2	71	0	0	0	0
49		旭川市	0	0	0	0	0	1	1
50		釧路市	0	0	0	0	0	0	0
51		帯広市	0	0	0	0	0	0	0
52		北見市	2	3	81	0	0	0	0
53		苫小牧市	0	0	0	0	0	0	0
54	青森県	弘前	0	0	0	3	3	-	-
55		八戸	0	0	0	3	9	0	0
56	群馬県	高崎市	0	0	0	0	0	0	0
57		太田市	0	0	0	0	0	0	0
58	神奈川県	川崎市	1	1	35	0	0	0	0
59	福井県	嶺南	1	1	14	0	0	0	0
60	静岡県	浜松市	0	0	0	0	0	0	0
61		東部支所	0	0	0	3	36	0	0
62	愛知県	豊橋市	0	0	0	0	0	0	0
63		小牧市	0	0	0	0	0	0	0
64	兵庫県	姫路市	1	1	9	0	0	0	0
65	和歌山県	紀南	2	2	98	0	0	3	3
66	島根県	石見分室							
67	高知県	安芸	0	0	0	0	0	0	0
68		幡多	3	3	73	0	0	0	0
69	福岡県	北九州市	0	0	0	0	0	0	0
70		筑後地区	12	12	229	0	0	0	0
71		筑豊地区	0	0	0	0	0	0	0
72		京築地区	20	7	2,400	0	0	0	0
73	長崎県	佐世保	3	3	238	0	0	0	0
74	大分県	日田市	1	18	20	0	0	0	0
75	沖縄県	名護市	0	0	0	0	0	0	0
		人材バンク計	48	53	3,268	9	48	4	4
		合 計	167	430	6,016	18	96	8	8

	福祉・介護人材マッチング支援事業						
	出張相談 ハローワーク以外			事業所指導助言		就職説明会	
	実施カ所			ヶ所数	回数	ヶ所数	回数
	合同就職面接会	市社協	その他				
<b>福祉人材センター</b>							
1 北海道				0	0	0	0
2 青森県			6	3	3	2	2
3 岩手県	10			28	28	0	0
4 宮城県						0	0
5 秋田県				0	0	0	0
6 山形県				0	0	4	4
7 福島県	2			0	0	0	0
8 茨城県						0	0
9 栃木県	1			0	0	0	0
10 群馬県				0	0	0	0
11 埼玉県				2	2	1	2
12 千葉県				0	0	0	0
13 東京都				0	0	0	0
14 神奈川県				12	12	0	0
15 新潟県	1		-	-	-	-	-
16 富山県				0	0	0	0
17 石川県				30	30	0	0
18 福井県	1			30	0	0	0
19 山梨県				0	0	0	0
20 長野県				0	0	2	2
21 岐阜県				35	35	2	2
22 静岡県				31	31	5	5
23 愛知県				3	3	4	4
24 三重県				48	48	1	1
25 滋賀県		4		25	25	6	6
26 京都府	2		5	60	1	2	2
27 大阪府	7	1	11	22	22	0	0
28 兵庫県				0	0	0	0
29 奈良県				0	0	0	0
30 和歌山県			2	10	10	1	1
31 鳥取県				0	0	0	0
32 島根県	7			0	0	4	4
33 岡山県				0	0	0	0
34 広島県				0	0	0	0
35 山口県				76	194	3	3
36 徳島県				0	0	3	3
37 香川県				48	48	1	1
38 愛媛県	2			3	5	3	3
39 高知県	1			43	43	1	1
40 福岡県				0	0	0	0
41 佐賀県				62	62	1	1
42 長崎県				2	2	0	0
43 熊本県				8	10	1	1
44 大分県				10	10	0	0
45 宮崎県	9			81	81	0	0
46 鹿児島県				417	457	0	0
47 沖縄県				66	66	1	1
	人材センター計			1155	1228	48	49

		福祉・介護人材マッチング支援事業						
		出張相談 ハローワーク以外			事業所指導助言		就職説明会	
		実施カ所			ヶ所数	回数	ヶ所数	回数
		合同就職面接会	市社協	その他				
		福祉人材バンク						
48	北海道	函館市			0	0	0	0
49		旭川市	1		0	0	1	2
50		釧路市			0	0	0	0
51		帯広市			0	0	0	0
52		北見市			0	0	0	0
53		苫小牧市			0	0	0	0
54	青森県	弘前			0	0		
55		八戸			0	0	0	0
56	群馬県	高崎市			0	0	0	0
57		太田市			0	0	0	0
58	神奈川県	川崎市			0	0	0	0
59	福井県	嶺南			0	0	0	0
60	静岡県	浜松市			0	0	0	0
61		東部支所			0	0	0	0
62	愛知県	豊橋市			0	0	0	0
63		小牧市			0	0	0	0
64	兵庫県	姫路市			0	0	0	0
65	和歌山県	紀南		3	0	0	2	2
66	島根県	石見分室						
67	高知県	安芸			0	0	0	0
68		幡多			0	0	0	0
69	福岡県	北九州市			0	0	0	0
70		筑後地区			0	0	1	1
71		筑豊地区			0	0	1	1
72		京築地区				0	1	1
73	長崎県	佐世保			0	0	0	0
74	大分県	日田市			0	0	0	0
75	沖縄県	名護市			0	0	0	0
		人材バンク計			0	0	6	7
		合 計			0	0	12	14

都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

平成21年4月～12月

県名	新規求人件数 (a)	有効求人件数 (b)	新規求職者数 (c)	有効求職者数 (d)	紹介・応募入数		採用人数 (e)	有効求人倍率 (b/d)	充足率 (e/a)	就職率 (e/c)			
					内紹介人數	内応募人數							
01. 北海道	2,224	1,298	636	363	1,994	1,027	988	536	446	167	0.62	7.5%	8.4%
02. 青森県	531	343	136	84	828	674	316	226	87	180	0.20	33.9%	21.7%
03. 岩手県	1,134	683	309	182	1,006	532	611	321	276	100	0.58	8.8%	9.9%
04. 宮城県	970	469	287	135	1,006	668	642	283	344	56	0.43	5.8%	5.6%
05. 秋田県	670	447	163	111	520	268	139	84	52	29	0.61	4.3%	5.6%
06. 山形県	903	489	223	123	582	295	266	147	114	48	0.76	5.3%	8.2%
07. 福島県	930	412	306	129	761	518	403	128	255	29	0.59	3.1%	3.8%
08. 茨城県	2,113	848	685	272	569	323	383	121	246	69	2.12	3.3%	12.1%
09. 栃木県	2,306	919	711	282	484	201	752	6	740	74	3.54	3.2%	15.3%
10. 群馬県	3,945	1,868	1,193	556	2,257	1,029	1,166	612	521	280	1.16	7.1%	12.4%
11. 埼玉県	6,315	2,557	1,976	770	2,126	2,288	2,331	881	1,439	324	0.86	5.1%	15.2%
12. 千葉県	5,756	1,847	1,817	572	894	726	1,320	194	1,101	76	2.50	1.3%	8.5%
13. 東京都	9,717	4,166	2,971	1,222	4,773	1,528	13,027	3,435	9,505	459	1.94	4.7%	9.6%
14. 神奈川県	5,335	1,916	1,676	587	1,566	679	2,868	514	2,330	164	2.47	3.1%	10.5%
15. 新潟県	567	338	156	92	264	105	166	58	105	19	1.48	3.4%	7.2%
16. 富山県	1,424	713	419	206	927	377	626	368	255	145	1.11	10.2%	15.6%
17. 石川県	1,175	762	368	230	1,017	620	482	284	193	129	0.59	11.0%	12.7%
18. 福井県	1,504	789	425	211	1,084	664	1,121	1,001	117	176	0.64	11.7%	16.2%
19. 山梨県	1,523	805	446	229	884	356	495	224	247	93	1.25	6.1%	10.5%
20. 長野県	3,947	1,688	1,228	526	402	308	282	79	201	57	3.99	1.4%	14.2%
21. 岐阜県	834	313	269	101	411	232	141	25	111	3	1.16	0.4%	0.7%
22. 静岡県	3,628	1,963	1,101	550	2,517	2,359	1,130	809	319	505	0.47	13.9%	20.1%
23. 愛知県	2,437	1,130	791	355	784	418	995	150	839	69	1.89	2.8%	8.8%
24. 三重県	1,671	702	500	205	676	342	226	92	127	45	1.48	2.7%	6.7%
25. 滋賀県	1,870	785	524	202	847	468	353	148	203	215	1.12	11.5%	25.4%
26. 京都府	1,407	676	422	195	883	472	522	159	348	30	0.89	2.1%	3.4%
27. 大阪府	4,500	2,264	1,327	665	1,140	685	3,784	680	3,071	205	1.94	4.6%	18.0%
28. 兵庫県	1,779	912	583	292	467	337	759	31	717	106	1.73	6.0%	22.7%
29. 奈良県	1,199	546	385	171	510	178	421	85	329	40	2.16	3.3%	7.8%
30. 和歌山县	1,169	569	354	163	554	510	458	381	73	105	0.70	9.0%	19.0%
31. 鳥取県	389	154	106	43	553	273	116	34	82	27	0.39	6.9%	4.9%
32. 島根県	1,543	760	443	217	1,420	577	306	219	97	129	0.77	8.4%	9.1%
33. 関山県	2,562	1,038	815	326	479	286	373	97	271	54	2.75	2.1%	11.3%
34. 広島県	2,439	983	789	319	154	910	203	20	182	37	0.87	1.5%	24.0%
35. 山口県	510	228	181	71	463	285	120	34	75	163	0.63	32.0%	35.2%
36. 徳島県	437	239	140	73	445	323	116	76	40	17	0.43	3.9%	3.8%
37. 香川県	978	419	295	126	388	748	89	35	54	11	0.39	1.1%	2.8%
38. 愛媛県	819	371	252	114	367	206	141	29	112	31	1.23	3.8%	8.4%
39. 高知県	955	570	291	167	652	820	224	197	27	60	0.36	6.3%	9.2%
40. 沖縄県	2,261	1,033	684	305	1,599	1,513	1,029	396	612	109	0.45	4.8%	6.8%
41. 佐賀県	242	153	49	30	254	307	87	87	42	0.16	17.4%	16.5%	
42. 長崎県	2,235	1,023	662	299	1,243	914	974	714	259	119	0.72	5.3%	9.6%
43. 熊本県	546	309	166	90	429	258	210	122	85	49	0.64	9.0%	11.4%
44. 大分県	1,208	666	335	175	882	510	319	257	60	118	0.66	9.8%	13.4%
45. 宮崎県	813	438	212	112	781	527	1,159	91	1,066	88	0.40	10.8%	11.3%
46. 鹿児島県	399	233	113	68	664	259	180	3	177	47	0.44	11.8%	7.1%
47. 沖縄県	1,082	595	309	166	1,146	661	210	39	154	81	0.47	7.5%	7.1%
合計	92,901	42,409	28,230	12,481	44,652	28,575	43,029	14,512	28,054	5,179	0.99	5.6%	11.6%
全国平均値	1,976.6	902.3	600.6	265.5	950.0	608.0	854.1	308.8	609.9	110.2			

\* 有効求人件数・有効求人件数・有効求人事業所数・有効求職者数は、平成21年4月～12月の平均。

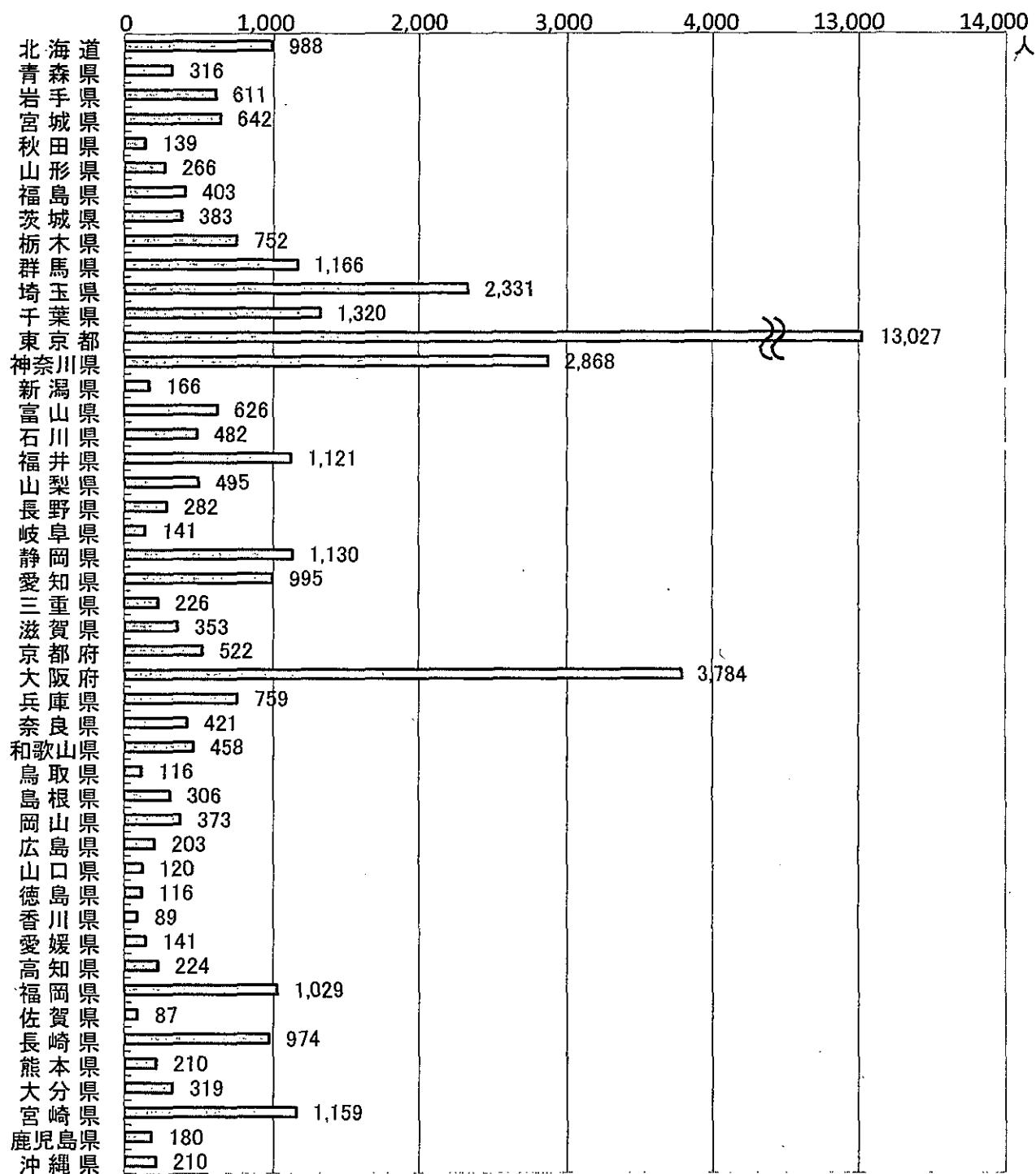
\* 新規求人件数・新規求人件数・新規求人事業所数・新規求職者数・応募数・紹介数・採用人数は累計。

\* 紹介人數は、福祉人材センター・バンクが求人に對し紹介を行った求職者数

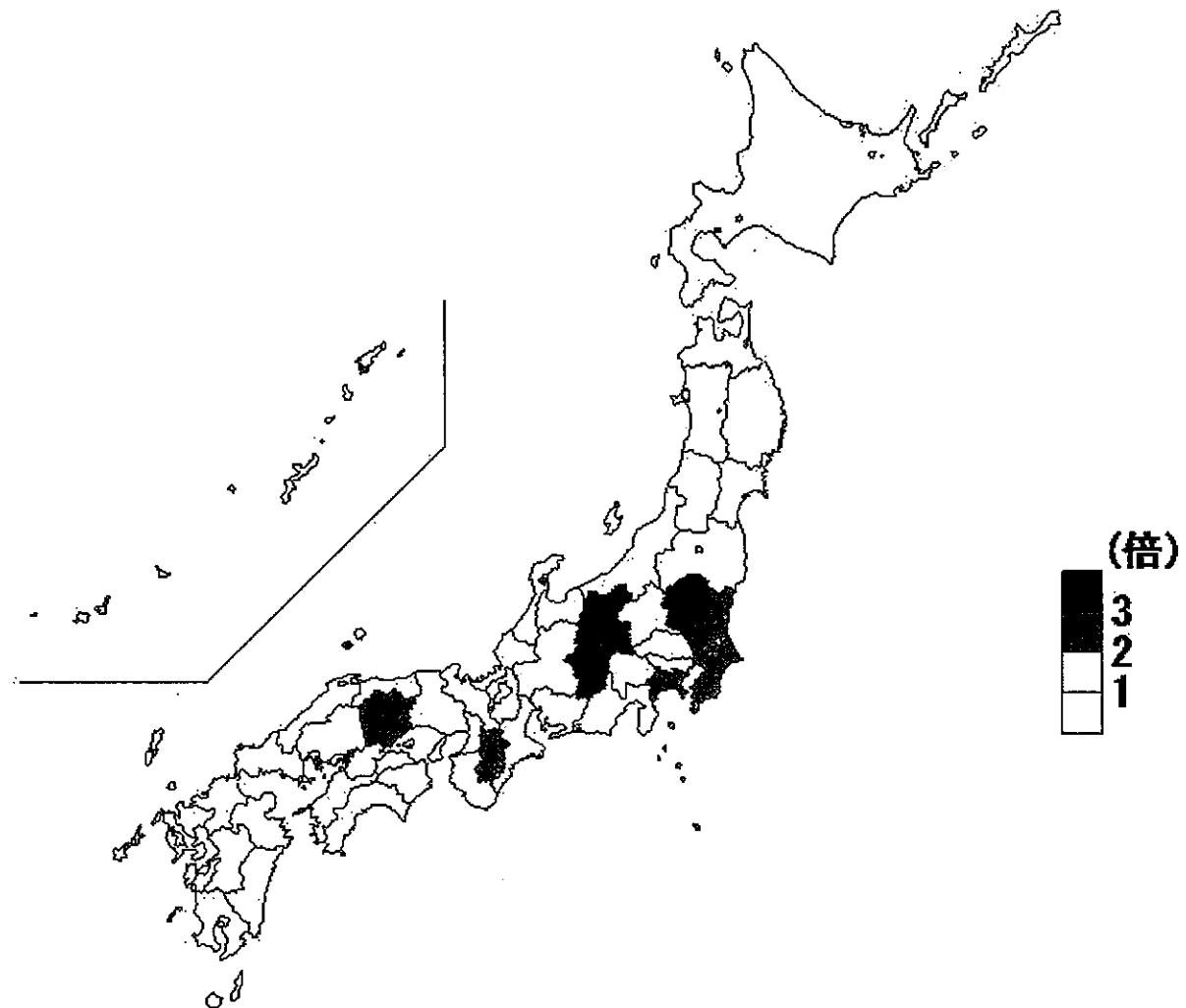
\* 応募人數は、福祉人材情報システムが発行した応募用紙の件数(求職者が自ら申し込んだ件数)

\* 採用人數は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募用紙を利用して、採用が決まった人數

紹介・応募人数(H21.4~12)〈求人側に紹介、応募した求職者数〉



※求人側に対し、①福祉人材センター・バンクが紹介を行った求職者数(紹介人数) + ②求職者が自ら応募した件数(応募人数)



福祉人材センター・バンクにおける有効求人倍率  
(2009年4~12月の平均)

## ○福利厚生センター関係資料

## 都道府県地方事務局（業務受託団体）一覧

平成21年12月1日

地方事務局名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828	011-251-3848
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	0177-23-1391	0177-23-1394
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466	019-637-4255
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 日宝本町ビル2階	022-227-5535	022-227-5151
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2711	018-864-2701
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31	023-642-2155	023-642-1493
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251	024-523-4477
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133	029-241-1434
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622	028-623-4963
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県福祉マンパワーセンター内	027-255-6600	027-255-6040
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547	048-822-2888
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729	043-245-9047
東京都社会福祉協議会	162-8953	新宿区神楽河岸1-1	03-5261-2240	03-3235-5979
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-314-6155	045-316-3801
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520	045-281-5528
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21	0764-32-2959	0764-42-4884
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212	076-222-8900
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339	0776-24-8941
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610	055-254-8614
長野県社会福祉協議会	380-0923	長野市大字若里1570-1	026-226-4126	026-228-0130
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館内	058-275-5508	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5248	054-251-7508
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359	052-232-2050
三重県社会福祉事業職員共済会	514-8552	津市桜橋2-131	059-227-5145	059-221-0044
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261	077-524-0441
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都内	075-252-5888	075-252-5881
大阪民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6768-8144	06-6768-9362
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-242-4633	078-242-4153
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102	0744-29-0108
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ピック愛内	073-435-5222	073-435-5226
鳥取県社会福祉協議会	680-0846	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5970	0852-32-5973
岡山県社会福祉協議会	700-0813	岡山市石閑町2-1 岡山県総合福祉会館内	086-226-3511	086-227-3566
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423	082-252-2133
山口県健康福祉財団	753-0811	山口市吉敷3325-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404	083-925-2381
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199	088-622-9287
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545	087-861-5622
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344	089-921-8939
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくしプラザ4F	088-844-4600	088-844-9411
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3310	092-584-3319
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600	095-844-5948
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畠町3-7	096-322-8077	096-324-5464
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888	097-552-6868
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県総合センター内	0985-22-3145	0985-27-9003
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県社会福祉協議会	903-0804	那霸市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合センター内	098-882-5703	098-886-8474

# 【福利厚生センターのサービスメニュー一覧】

(平成21年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容
健康管理事業	生活習慣病予防健診費用助成	検査項目に応じて、1人当たり 2,830円~4,120円 (乳・子宮がん検診を受診した場合820円(限度) (前立腺がん検診は3,000円を限度に生活習慣病健診助成額と選択)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳・子宮がん検診のいずれかまたは両方受診した場合に助成 ・30歳以上の男性会員が前立腺がん検診を受診した場合に生活習慣病健診と選択で助成
	電話健康相談	無料	・365日、いつでも、どこからでも電話で健康などの相談ができる
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関する30品目の中から希望する品を給付
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・セントラルスポーツ、コナミ、ルネサンス、NASの各施設
共済事業	弔慰金・見舞金		
	・会員の死亡	600,000円	
	・" "	1,800,000円 (就業中・通勤時の事故の場合)	
	・会員の配偶者の死亡	100,000円	
	・会員の入院	1日につき 1,000円	・就業中・通勤時の事故による場合。手術を行った場合には5万円~20万円加算
任意加入の保険	・災害(法人)	1法人当たり 200,000円	・災害救助法適用地域内で一定規模以上の損害を被った場合
	・" (会員)	1人当たり 10,000円	
	・ソウエル団体生命保険	優良割引を適用し、掛金は個人で加入するより約50%割引	・任意に加入できる割安な保険 ・最高契約金額 2,000万円。65歳まで加入可。医師の診断書は不要 (配偶者も1,000万円まで加入できる)
	・ソウエル積立保険	3つの保障(死亡・医療・年金)を1つにセット	・掛金は1口月々5,000円最高7口まで
	・ソウエル傷害保険	日常生活・交通事故のケガを保障	・団体割引・優良割引が適用され23.5%割引
贈呈事業	・ソウエル入院保険	ケガ・病気で入院した場合、入院1日目から保険	・" "
	・ソウエルがん保険	がんと診断された場合の保障	・団体割引が適用され15%割引
	・ソウエル自動車保険	お近くの代理店が、お客様本位のプランを提案	・代理店提携方式を採用(全国約600店)
	・ペット保険	アニコム損保の「どうぶつ健保ふみみり」を提供	
	結婚祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員が結婚した場合に贈呈
研修事業	出産祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈
	入学祝	1人当たり 5,000円の商品券	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈
	資格取得記念品	記念品の贈呈	・働きながら、対象となる専門資格を取得した場合に贈呈
	永年勤続記念品	記念品の贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで贈呈
	海外研修	経費の一部(1/2強)助成 ・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・全食事付	(障害福祉関係) (児童福祉関係) (マネジメント) (老人福祉関係) ※H21年度は新型インフルエンザの影響により全コース中止
受講事業	広報講習会	受講料及び教材費無料	・施設便り作成のノウハウを学ぶ
	レクリエーション・リーダー養成講習会		・レクリエーションの企画運営方法を学ぶ
	接遇講習会		・施設利用者との接遇方法を学ぶ
	パソコン講習会		・パソコンの主要ソフトについてその使用方法を学ぶ
	メンタルヘルス講習会		・管理職を対象にメンタルヘルス不全の早期発見と対処を学ぶ
ローン・クレジット	ローン		年各2回実施 +各ブロックにて開催
	・住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 5,000万円(審査あり)	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%引下げ H18.11月から「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施
	・特別資金ローン (みずほ銀行)	担保・保証人なし 最高 300万円(審査あり)	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より割安な金利(固定型3%、変動型3%)で利用が可能。
	クレジット機能付会員証	年会費1,750円を初年度無料、2年度目以降1,000円引の750円	・2,000万円の海外旅行傷害保険の自動付帯など
	指定保養所		
余暇活動用事業	・厚生年金宿泊施設	被保険者料金適用に加え	・厚生年金宿泊施設
	・国民年金健康保養センター		・国民年金健康保養センター
	・KKR宿泊施設 (国家公務員共済組合連合会)	準組合員料金適用に加え	・KKR宿泊施設
	・休暇村	標準宿泊料金の10%割引に加え	・休暇村
	・グリーンピア	標準宿泊料金の5%~10%割引に加え	・グリーンピア
海外事業	・ダイワロイユホテル	室料が特別優待料金に加え	・会員制リゾートホテル
	・京急	会員、同行者とも室料が一般料金の約50%割引	・会員制リゾートホテル・別荘
	・ライフサポート俱乐部	会員、同行者とも会員料金の適用	・会員制リゾートホテル・別荘
	・ラフォーレ俱乐部	会員、同行者とも会員料金の適用	・会員制リゾートホテル
	テマパーク	会員割引 7~25%割引	・東京ディズニーリゾート、U.S.J.、ハウステンボス、スペースワールドなど
会員交流	海外リフレッシュツアー	低料金のオリジナルツアーア	・内容の充実した低料金の短期海外ツアーア
	国内・海外旅行(パッケージツアーア	会員割引 3~10%割引	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアーア、名鉄観光など
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5~30%割引	・提携宿泊施設の割引利用
	レンタカー	会員割引 最高51%割引	・ニッポン、日産、マツダ、トヨタ、オーリックス各社
	クラブ・サークル活動支援	会員1人当り 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成
情報提供など	会員交流	会員1人当り1,600円を地方事務局へ助成	・宿泊を伴う文流事業については1人1泊2万円、2泊以上4万円を限度に助成 ・日帰りの文流事業、親睦、スポーツ競技については1人1万円を限度に助成
	スポーツ・カルチャー	学天ソウエル 会員割引	・インターネットを使った通信講座。会員は無料で利用可。 ・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、クッキングなど
	ショッピングなど	ソウエルw.e.b書店 会員割引 5~60%割引	・一般書籍・CD・DVDが10%~15%割引。1,500円以上の購入で送料無料(一部地域を除く) ・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、エステ、住宅建築など
	情報提供など	ホームページ 「ソウエルクラブニュース」の発行 情報誌「ソウエルクラブ」の発行 手帳・ハンドブックの発行 カレンダー・事務マニュアルの発行	http://www.sowel.or.jp 毎月1回、全事業所に配付 年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配付 手帳は希望者全員に配布。ハンドブックは全会員に配布。 全事業所に配付

## 福利厚生センター加入状況

都道府県別加入状況（平成21年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	747	33,209	830	90.0%
青森	72	2,583	502	14.3%
岩手	65	3,243	295	22.0%
宮城	42	2,827	212	19.8%
秋田	78	3,768	199	39.2%
山形	98	4,371	210	46.7%
福島	93	4,872	254	36.6%
茨城	112	4,459	454	24.7%
栃木	92	2,617	306	30.1%
群馬	98	3,222	460	21.3%
埼玉	138	5,367	675	20.4%
千葉	67	2,415	531	12.6%
東京	274	19,200	898	30.5%
神奈川	44	1,372	676	6.5%
新潟	50	3,915	380	13.2%
富山	94	5,273	187	50.3%
石川	64	2,788	275	23.3%
福井	46	1,945	207	22.2%
山梨	34	1,043	217	15.7%
長野	65	2,425	320	20.3%
岐阜	87	3,942	267	32.6%
静岡	129	4,708	415	31.1%
愛知	90	5,844	580	15.5%
三重	137	5,483	272	50.4%
滋賀	64	2,113	237	27.0%
京都	80	3,540	418	19.1%
大阪	83	5,352	1,050	7.9%
兵庫	81	3,054	716	11.3%
奈良	42	1,855	195	21.5%
和歌山	44	1,445	204	21.6%
鳥取	21	1,076	108	19.4%
島根	25	689	241	10.4%
岡山	71	4,491	328	21.6%
広島	128	9,105	410	31.2%
山口	66	3,427	291	22.7%
徳島	84	2,958	156	53.8%
香川	81	3,552	175	46.3%
愛媛	56	3,538	201	27.9%
高知	39	990	158	24.7%
福岡	153	6,526	1,037	14.8%
佐賀	33	1,508	223	14.8%
長崎	84	3,480	482	17.4%
熊本	94	3,125	606	15.5%
大分	71	3,122	294	24.1%
宮崎	53	2,334	364	14.6%
鹿児島	58	2,165	554	10.5%
沖縄	110	2,773	342	32.2%
合計	4,437	203,109	18,412	24.1%

(注)

1. 社会福祉法人数は、厚生労働省調べ（平成19年3月末現在）による法人数。

## 平成22年度 社会福祉研修実施計画（案）（委託・国庫補助事業）

	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び申込書提出先	
1 1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 【面接授業4日】	①22.6.24(火)～6.25(金) ②22.7.20(火)～7.23(金) ③22.7.24(土)～7.27(火) ④22.7.28(水)～7.31(土) ⑤22.8.29(日)～9.1(水) ※上記、①～⑤のうち指定された1回を受講	22.4.1(木) 社会福祉研修主管部まで
2 2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育により、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1回	300人	1年 【面接授業5日】	①22.8.6(金)～8.10(火) ②22.9.10(金)～9.14(火) ③22.9.18(土)～9.22(木) ④22.9.23(木)～9.27(月) ⑤22.11.6(土)～11.10(水) ⑥22.12.3(金)～12.7(火) ⑦22.12.18(土)～12.22(水) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	22.4.1(木) 社会福祉研修主管部まで
3 3	社会福祉法人経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース (3) サービス管理コース【新規】	1回 1回 1回	200人 200人 200人	3日 3日 3日	(1) 経営管理コース 22.7.11(日)～7.13(火) (2) 人事管理コース 22.9.7(火)～9.9(木) (3) サービス管理コース 22.9.28(火)～9.30(木)	22.6.4(金) 22.7.31(金) 22.8.21(金) 中央福祉学院まで
4 4	介護福祉士実習指導者講習課程	介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して、必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。	介護福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者になろうとする者及び、実習施設における実習指導者になろうとする者及び、実習施設における実習指導者	2回	各40人	4日	①22.11.2(火)～11.5(金) ②23.1.12(水)～1.15(土)	①22.9.3(金) ②22.11.12(金) 中央福祉学院まで
5 5	社会福祉士実習指導者講習課程	社会福祉士養成カリキュラムの「相談援助実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して、必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。	社会福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者になろうとする者及び、実習施設における実習指導者	2回	各40人	3日	①22.11.21(日)～11.23(火) ②23.2.20(日)～2.22(火)	①22.9.3(金) ②22.12.17(金) 中央福祉学院まで
6 6	児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者、又は平成22年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 【面接授業5日】	22.10.5(火)～10.9(土)	22.4.1(木) 社会福祉研修主管部まで
7 7	社会福祉施設指導職員特別 研修課程	福祉サービスに従事する指導的職員(主任等)に対して、専門的観点から指導・助言を行うスーパーバイザーとしての能力の向上を図る。	社会福祉施設における主任相談職員、主任介護職員等指導的職員 (1) 主任相談職員コース (2) 主任介護職員コース	1回 1回	120人 120人	3日 3日	(1) 主任相談職員コース 23.1.30(日)～2.1(火) (2) 主任介護職員コース 22.8.10(火)～8.12(木)	22.12.24(金) 22.6.11(金) 中央福祉学院まで
8 8	「福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯研修課程・標準研修プログラム」に基づき各県社会福祉研修実施機関が推進する「福祉職員生涯研修課程」の研修指導予定者及び研修指導経験者	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推進する「福祉職員生涯研修課程」の研修指導予定者及び研修指導経験者	1回	50人	4日	22.4.23(金)～4.25(日)	22.4.2(金)

※都合により変更する場合があります。

平成22年度 社会福祉研修実施計画（案）（独自事業）

	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育により修得させ資格を取得させる。	社会福祉法人等が経営する施設又は団体に現在勤務している者	2回	3,900人	1年 【面接授業5日】	別途「開催要綱」にて通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育により教授し資格を取得させる。	社会福祉法人立の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	700人	1年 【面接授業5日】	①22.8.6(金)～8.10(火) ②22.9.10(金)～9.14(火) ③22.9.18(土)～9.22(水) ④22.9.23(木)～9.27(月) ※「公立施設長」の面接授業と同時実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講
3 福祉施設長専門講座	社会福祉施設の機能強化推進に必要な専門的知識及び技術を修得させ、高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等であって社会福祉事業経験が1年以上あり、次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	200人	1年 【面接授業4日×2回】	①22.6.26(土)～6.29(火) ②22.2.5(土)～2.8(火)
4 社会福祉士通信課程 【社会福祉士一般養成施設】	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第4条第一号イのいずれかに該当する者	1回	【22期】320人	1年7ヵ月 【面接授業4日×2回、 要実習者は7日】	第22期生・第1回 [A'グループ] 22.8.20(金)～8.23(月) [B'グループ] 22.9.3(金)～9.6(月) ※第2回は平成23年度実施
5 都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識、及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1回	30人	3日	22.9.28(火)～30(木)
6 市区町村社会福祉協議会 管理職員研修課程	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識、及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	60人	3日	23.1.21(金)～1.23(日)
7 都道府県・指定都市社会福祉 協議会職員研修会【新規】	都道府県・指定都市社会福祉協議会の職員に必要とされる業務に関する知識、及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新人職員等	1回	60人	4日	22.10.24(日)～10.27(水)
8 社会福祉協議会・社会福祉施 設職員会計実務講座 【通信課程】	市区町村社協・社会福祉施設の会計実務担当者等に必要とされる社会福祉法人「新会計基準」に関する知識、及び介護報酬の請求実務等、会計実務能力の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等	1回	500人	6ヵ月 【面接授業3日】	①23.1.22(土)～1.24(月) ②23.2.14(月)～2.16(水) ③23.2.17(木)～2.19(土) ※上記のうち指定された1回を受講
9 都道府県・指定都市社会福祉 研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1回	60人	3日	22.5.11(火)～5.13(木)
10 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)インストラクター養成コース 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者 (2)施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する者	1回 1回	各60人	4日 3日	22.4.19(月)～4.22(木) 22.10.25(月)～10.27(水)
11 「保育実習」(保育所・児童福 祉施設等)担当職員研修会	保育士養成カリキュラムの保育実習を指導する実習施設の実習指導者に対して、必要な専門知識と指導技術を修得させる。	保育実習施設における実習指導者、もしくは保育士資格を有し、保育実習施設における実習指導者になろうとする者	1回	50人	3日	22.9.15(水)～9.17(金)

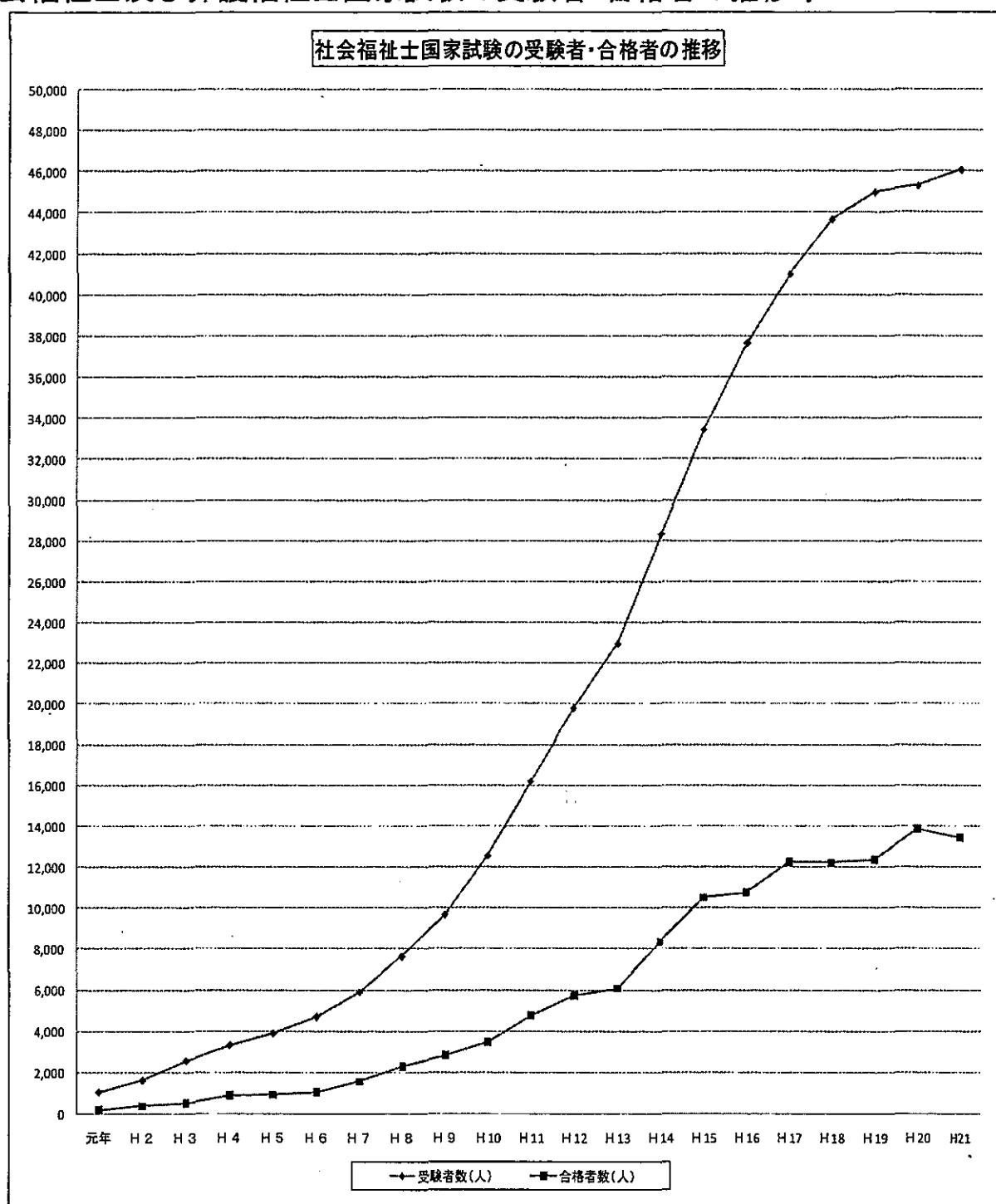
※都合により変更する場合があります。

## 国立保健医療科学院・平成22年度研修一覧

## 「受講申込期限一覧」

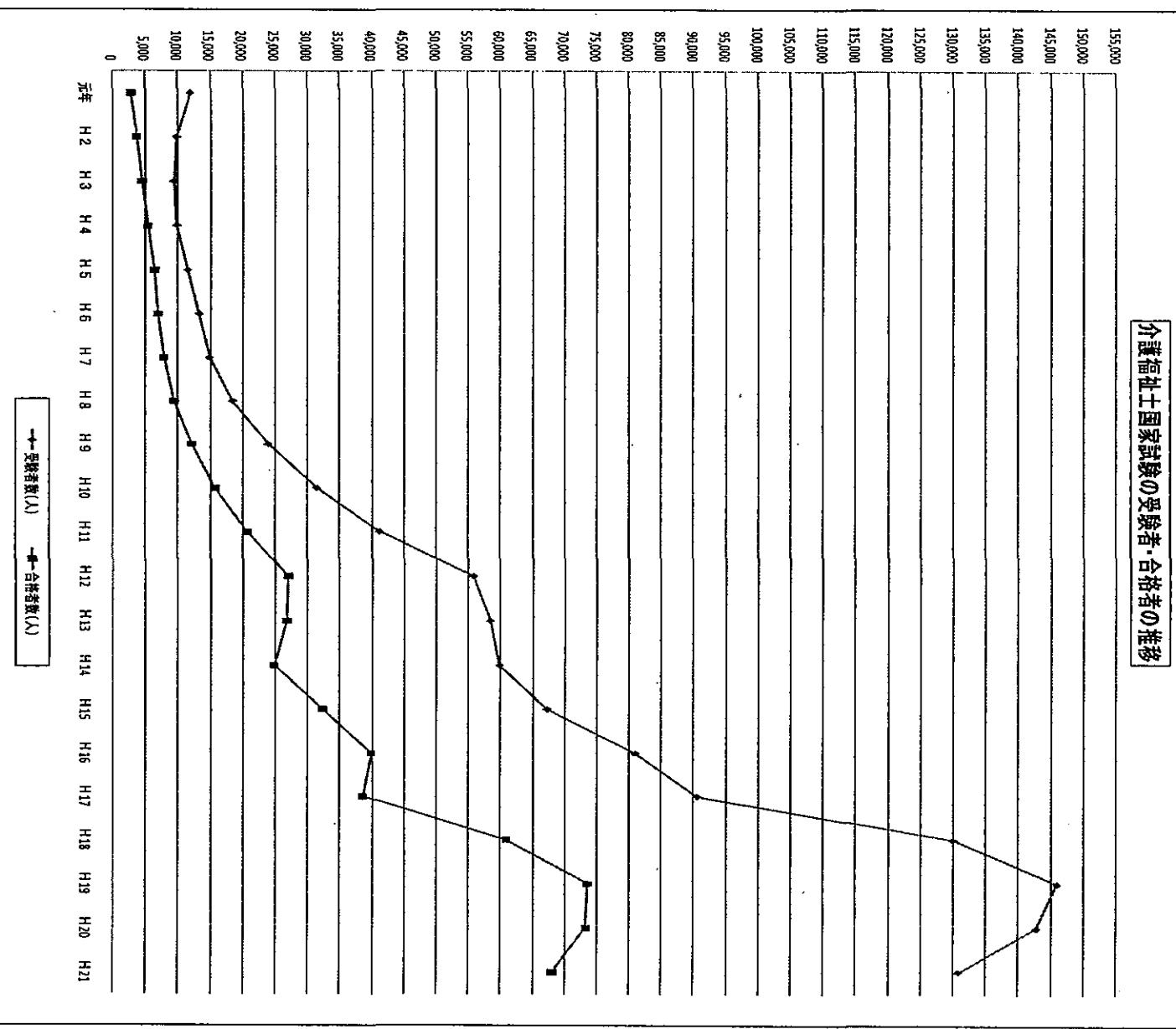
研修名	申込期限及び提出先	受講申込書等の提出期限
	各都道府県等主管部(局)長 ↓ 国立保健医療科学院	
(1) 都道府県・指定都市・中核市  指導監督職員研修  ① 社会福祉法人・老人福祉施設担当 ② 社会福祉法人・児童福祉施設担当 ③ 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 ④ 生活保護担当		平成22年 4月16日(金) 平成22年 4月30日(金) 平成22年 5月 7日(金) 平成22年 7月23日(金)
(2) 福祉事務所長研修		平成22年 5月21日(金)
(3) 生活保護自立支援研修担当育成研修		平成22年 6月 4日(金)
(4) 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司 合同研修		平成22年 9月30日(金)
(5) 介護保険指導監督中堅職員研修		平成22年 7月16日(水)
(6) 都道府県障害程度区分指導者研修		平成22年 4月30日(金)
(7) 要介護認定都道府県等職員研修		平成22年 8月20日(金)
(8) 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修	第1回分 第2回分	平成22年 3月12日(金) 平成22年 7月23日(金)
(9) ユニットケアに関する研修		平成22年 4月23日(金)

## 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	総計
受験者数(人)	1,003	1,617	2,565	3,303	3,885	4,588	5,887	7,533	9,549	12,535	16,206	19,812	22,952	28,329	33,452	37,657	41,044	43,701	45,022	45,324	46,099	432,420
合格者数(人)	160	378	528	874	924	1,049	1,559	2,291	2,832	3,450	4,774	5,749	6,074	8,343	10,501	10,733	12,241	12,222	12,345	13,865	13,436	124,359
合格率 (%)	17.4	23.4	20.5	25.4	23.8	22.3	26.5	30.0	29.4	27.6	29.5	29.0	25.5	29.5	31.4	28.5	29.8	28.0	27.4	30.5%	29.1%	28.5%

介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



## 社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧

(平成21年11月末現在) (単位:人)

	社会福祉士	介護福祉士
	(社) 日本社会福祉士会会員数	(社) 日本介護福祉士会会員数
北海道	1,432	1,438
青森県	409	603
岩手県	407	483
宮城県	440	567
秋田県	226	484
山形県	384	393
福島県	465	362
茨城県	459	595
栃木県	376	553
群馬県	504	690
埼玉県	1,147	605
千葉県	1,131	957
東京都	3,058	1,699
神奈川県	2,109	1,215
新潟県	897	1,541
富山県	342	1,660
石川県	388	1,194
福井県	321	371
山梨県	220	620
長野県	700	2,950
岐阜県	476	281
静岡県	979	1,299
愛知県	1,203	996
三重県	514	514
滋賀県	375	486
京都府	721	902
大阪府	1,651	2,875
兵庫県	1,220	1,594
奈良県	270	362
和歌山县	214	361
鳥取県	230	464
島根県	294	302
岡山県	527	1,664
広島県	793	1,135
山口県	520	1,709
徳島県	217	215
香川県	310	996
愛媛県	412	878
高知県	199	323
福岡県	1,222	3,064
佐賀県	148	440
長崎県	413	810
熊本県	560	487
大分県	400	1,428
宮崎県	290	1,419
鹿児島県	577	874
沖縄県	320	314
全国計	30,470	45,172

○都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿

(参考資料14)

都道府県社会福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局連絡先	TEL
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1	在宅サッポロSCビル2F 011-717-6886
青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5F 017-723-2560
岩手	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30	青山和敬荘内 019-648-1411
宮城	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19	PROP三条館内 022-233-0296
秋田	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内 018-896-7881
山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内 023-615-6565
福島	979-1161	福島県双葉郡富岡町夜の森南5-6-1	渡辺さちお社会福祉士事務所気付 0240-22-7758
茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5F 029-244-9030
栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同事務所 028-600-1725
群馬	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7	群馬県公社総合ビル5階 027-212-8388
埼玉	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5	ベルメゾン小島103 048-857-1717
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター4階 043-238-2866
東京	102-0072	東京都千代田区飯田橋4-7-6	カクエビル4階 03-5215-7365
神奈川	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館3階 045-317-2045
新潟	950-8575	新潟県新潟市上所2丁目2-2	新潟ユニゾンプラザ3階 025-281-5502
山梨	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20	ハイツオザワ202 055-254-3531
長野	380-0836	長野県長野市南長野南県町1001-3ロワール丸ビル4階	長野県社会福祉団体合同事務所内 026-229-6621
富山	939-0341	富山県射水市三ヶ579	富山福祉短期大学内 0766-55-5572
石川	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1	高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内 076-272-2244
福井	910-0026	福井県福井市光陽4-2-26	県浴場会館2階6号室 0776-27-0688
岐阜	500-8261	岐阜県岐阜市茜部大野2-219	058-277-7216
静岡	420-0024	静岡県静岡市葵区中町24-2	若杉ビル3F 054-252-9877
愛知	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3	サンマンション鶴舞402 052-264-0687
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館4階 059-228-6008
滋賀	520-2352	滋賀県野洲市富波乙681-55	077-518-2640
京都	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館2F 075-803-1574
大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内 06-4304-2772
兵庫	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通5-1-5	永原ビル5B 078-265-1330
奈良	630-8253	奈良県奈良市内侍原町8番地	ソメカワビル2階 0742-26-2757
和歌山	640-8323	和歌山県和歌山市太田421-1	駅前東ビル4階F室 073-473-1753
鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	鳥取県社会福祉協議会内 0857-59-6336
島根	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1	特別養護老人ホームあいサンホーム内 0854-56-0081
岡山	700-0975	岡山県岡山市北区野田屋町2-6-22	福中ビル第1-2階 086-201-5253
広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内 082-254-3019
山口	753-0072	山口県山口市大手町9-6	社会福祉会館内 083-928-6644
徳島	771-1203	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前155-2	088-693-1370
香川	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611	0877-98-0854
愛媛	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21	NPO法人家族支援フォーラム内 089-922-1937
高知	781-1105	高知県土佐市高岡町丙21-17	088-828-5922
福岡	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12	アイビーコートⅢビル601号 092-483-2944
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3	佐賀県社会福祉士会館 0952-36-5833
長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟5階 095-848-6012
熊本	860-0811	熊本県熊本市九品寺4-3-1	096-371-5670
大分	875-0222	大分県臼杵市野津町大字吉田字仮屋3026	0974-24-3340
宮崎	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島2-9-6	宮崎NPOハウス301 0985-86-6111
鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内 099-213-4055
沖縄	900-0023	沖縄県那覇市楚辺2-24-24	ケイズコート2階 098-836-8201

## 都道府県介護福祉士会名簿

支部名	郵便番号	事務局所在地	電話
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4-1	011-707-4700
青森	030-0822	青森市中央3-20-30	017-731-2006
岩手	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	019-637-4527
宮城	981-8523	仙台市青葉区国見1-19-1	022-393-8557
秋田	019-1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙102-30	090-2027-0294
山形	990-0021	山形市小白川町2-3-31	023-615-6565
福島	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘79	090-7065-1740
茨城	312-0022	ひたちなか市金上562-1	029-354-5221
栃木	320-6580	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-600-1725
群馬	371-8525	前橋市新前橋町13-12	027-255-6226
埼玉	330-0056	さいたま市浦和区東仲町4-16	048-871-2504
千葉	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	043-248-1451
東京	135-0003	江東区猿江1-3-7	03-5624-2821
神奈川	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8776
新潟	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2	025-281-5531
富山	939-8084	富山市西中野1-1-18	076-422-2442
石川	920-0964	金沢市本多町3-1-10	076-234-1151
福井	910-2178	福井市梅野町10-17	0776-41-2667
山梨	400-0203	南アルプス市徳永175-41	055-285-6488
長野	380-0836	長野市南県町1001-3	026-223-6670
岐阜	501-6063	羽島郡笠松町長池396-2	058-387-6347
静岡	420-0024	静岡市葵区中町24-2	054-253-0818
愛知	492-8137	稲沢市国府宮3-4-11	0587-32-0554
三重	514-8552	津市桜橋2-131	059-271-9918
滋賀	525-0014	草津市駒井沢町302	077-568-1758
京都	602-8143	京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	075-801-8060
大阪	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	06-6766-3633
兵庫	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18	078-232-4590
奈良	634-0063	橿原市久米町569	0744-35-5286
和歌山	646-0012	田辺市神島台6-1	0739-22-3639
鳥取	689-0201	鳥取市伏野1729-5	0857-59-6336
島根	693-0031	出雲市吉志町906	0854-42-9888
岡山	700-0813	岡山市北区石閏町2-1	086-222-3125
広島	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3016
山口	753-0072	山口市大手町9-6	083-924-2783
徳島	779-3105	徳島市国府町東高輪宇天満369-1	0886-42-9666
香川	762-0044	坂出市本町3-5-26	0877-46-0143
愛媛	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-8566
高知	780-8567	高知市朝倉戊375-1	088-844-3511
福岡	812-0012	福岡市博多区博多駅中央街7-1	092-474-7015
佐賀	846-0002	多久市北多久町大字小侍869	0952-75-3292
長崎	852-8104	長崎市茂里町3-24	095-842-1237
熊本	862-0950	熊本市水前寺6-41-5	096-384-7125
大分	870-0921	大分市萩原4-8-58	097-551-6555
宮崎	880-0014	宮崎市鶴島2-9-6	0985-22-3710
鹿児島	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-206-3050
沖縄	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-3344

## 都道府県精神保健福祉士協会等名簿

都道府県協会名	郵便番号	事務局所在地	電話番号	FAX番号
北海道精神保健福祉士協会	001-0010	札幌市北区北10条西4-1SCビル2階	011-887-9709	011-717-6887
青森県精神保健福祉士協会	039-3501	青森市大字浅虫字内野27-2浅虫温泉病院	017-752-3004	017-752-3194
岩手県精神保健福祉士会	025-0033	花巻市諒訪500(独)国立病院機構花巻病院医療相談室	0198-24-0511	0198-24-1721
宮城県精神保健福祉士協会	981-1231	名取市手倉田字山無番地宮城県立精神医療センター 医療福祉相談科	022-384-2236	022-384-0162
秋田県精神保健福祉士協会	018-2413	大仙市協和上淀川五百刈田352秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	018-892-3751	018-892-3759
山形県精神保健福祉士協会	999-3103	上山市金谷字金谷神927-5(福)鶴翔会 こまくさの里	023-673-2148	023-673-2172
福島県精神保健福祉士会	963-0201	郡山市大槻町御前3-1すがのクリニック	024-988-3300	024-988-3800
茨城県精神保健福祉士協会	300-0213	かすみがうら市牛渡5513-1(福)明清会 ほびき園	029-898-3661	029-898-3760
栃木県精神保健福祉士協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725	028-600-1730
群馬県精神保健福祉士協会	370-3603	北群馬郡吉岡町陣場98田中病院	0279-54-2108	0279-54-0247
埼玉県精神保健福祉士協会	362-8006	北足立郡伊奈町小室318-2埼玉県立精神保健福祉センター	048-723-1111	048-723-1561
千葉県精神保健福祉士協会	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2千葉県精神保健福祉センター	043-263-3891	043-265-3963
東京精神保健福祉士協会	180-0013	武藏野市西久保1-6-25-302就労支援センターMEW	080-5679-8385	050-3712-8426
神奈川精神保健福祉士協会	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2神奈川県精神保健福祉センター	045-821-5354	045-821-5354
新潟県精神保健福祉士協会	940-0015	長岡市舟2丁目4-1新潟県立精神医療センター	0258-24-3930	0258-24-3891
富山県精神保健福祉士協会	930-0103	富山市北代5200和尚会生活支援センター	076-434-8100	076-434-8150
石川県精神保健福祉士会	922-0831	加賀市幸町2-63加賀二この病院地域ケアセンター	0761-72-0880	0761-72-0875
福井県精神保健福祉士協会	918-8537	福井市下六条町201(医)厚生会 福井厚生病院ストレスケアセンター	0776-41-3377	0776-41-3372
山梨県精神保健福祉士協会	400-0001	甲府市和田町2968(財)花園病院精神科医療総合サービスセンター	055-253-2228	055-253-8257
長野県精神保健福祉士協会	390-0872	松本市北深志1-5-18かとうメンタルクリニック	0263-34-6141	0263-34-7983
岐阜県精神保健福祉士協会	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂谷3555地域生活支援センターひびき	0574-25-1294	0574-25-1296
静岡県精神保健福祉士協会	410-8575	沼津市中瀬町24-1沼津中央病院 医療相談課	055-931-4100	055-934-1698
愛知県精神保健福祉士協会	444-0104	額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔8京ヶ峰岡田病院	0564-82-1421	0564-82-9338
三重県精神保健福祉士協会	515-8575	四日市市日永5039総合心療センターひなが管理棟1F障害者相談支援センターンシオ	059-345-2356	059-346-4643
滋賀県精神保健福祉士会	526-0045	長浜市寺田町257長浜青樹会病院 セフィロトヘルスケア医療社会事業科	0749-62-1652	0749-65-0870
京都精神保健福祉士協会	611-0011	宇治市五ヶ庄三番割32-1(医)栄仁会 宇治おうばく病院内	0774-32-8399	0774-32-8399
大阪精神保健福祉士協会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内	06-6764-7839	06-6764-7839
兵庫県精神保健福祉士協会	652-0041	神戸市兵庫区湊川町3-13-20湊川病院 医療福祉科	078-521-1367	078-531-7068
奈良県精神科ソーシャルワーカー協会	633-0062	桜井市稟殿1000桜井稟合宿内奈良県精神保健福祉センター	0744-43-3131	0744-42-1603
和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会	641-0054	和歌山市塙屋3-6-2(医)宮本病院地域活動支援センター様	073-444-2468	073-446-6607
鳥取県精神保健福祉士会	683-0804	米子市米原1460-7(福)養和会 エポック翼	0859-36-2005	0859-36-2007
島根県精神保健福祉士会	692-0022	安来市南十神町19-9杉原クリニック	0854-22-1222	0854-22-1251
岡山县精神保健福祉士協会	702-8508	岡山市浦安本町100-2(財)慈圭会慈圭病院 生活福祉支援室	086-282-1191	086-262-4448
広島県精神保健福祉士協会	720-0542	福山市金江町薫江590-1医療法人永和会 下永病院	084-935-8811	084-935-8973
山口県精神保健福祉士協会	753-8502	山口県桜島3-2-1山口県立大学 社会福祉学部	083-928-4752	083-928-4752
徳島県精神保健福祉士協会	771-1342	板野郡上板町佐藤塙字東288(医)あいざと会 藍里病院 相談室	088-694-5151	088-694-5321
香川県精神保健福祉士協会	787-0003	三豊市高瀬町比地中2966-3 三豊市立西香川病院	0875-72-5121	0875-72-2192
愛媛県精神保健福祉士会	790-8571	松山市二番町4丁目7-2松山市保健福祉部生活福祉課	089-948-6398	089-934-2632
高知県精神保健福祉士協会	780-8535	高知市西町100細木ユニティ病院 在宅部	070-5686-4280	088-825-0915
福岡県精神保健福祉士協会	811-2413	柏原郡篠栗町大字尾仲94篠栗病院内 相談室	092-947-1042	092-947-1625
佐賀県精神保健福祉士協会	840-0806	佐賀市神園3-18-45神野病院	0952-31-1441	0952-32-3469
長崎県精神保健福祉士協会	851-3423	西海市西彼町八木原郷3453-1(医)栄寿会 真珠園療養所	0959-28-0038	0959-28-1031
熊本県精神保健福祉士協会	865-0048	玉名市小野尻5番地域活動支援センター ふれあい	0968-73-1022	0968-73-1023
大分県精神保健福祉士協会	870-1153	大分市大字小野鶴1350生活訓練施設フライハイム	097-588-8616	097-588-8861
宮崎県精神保健福祉士会	880-0916	宮崎市大字恒久5567番地(財)弘潤会 野崎病院医療福祉相談室	0985-51-3111	0985-59-3271
鹿児島県精神保健福祉士協会	898-0089	枕崎市白沢北町191(医)慈生会 ウエルフェア九州病院医療福祉相談課	0993-72-0055	0993-72-1199
沖縄県精神保健福祉士協会	904-0012	沖縄市安慶田4-10-3(医)卯の会 新垣病院	098-933-2758	098-932-9677

## 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受け入れ(概要)

- 1. 目的**     ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)  
      ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国**    ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 人数枠**     インドネシア: 22年度(3年目)は300人、フィリピン: 当初2年間で600人  
※日本の労働市場に悪影響を及ぼさないよう上限を設定  
    〔  
      ・平成20年度実績: インドネシア人候補者104人  
      ・平成21年度実績: インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人  
    〕
- 4. 在留期間**    ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。  
    ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。  
    ・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件**       ・候補者     … 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者  
      ・受入施設    … ①定員30名以上の介護施設であること  
                  ②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと  
                  ③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること  
                  ④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと  
                  ⑤適切な研修体制を確保すること 等  
                  (候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)
- 6. その他**      ・受け入れの実務は、協定に基づく唯一の受け入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

## 平成21年度 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受け入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受け入れ最大人数を設定。）
- ・外国人候補者の受け入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団(JICWELS)が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんを依頼することはできない。

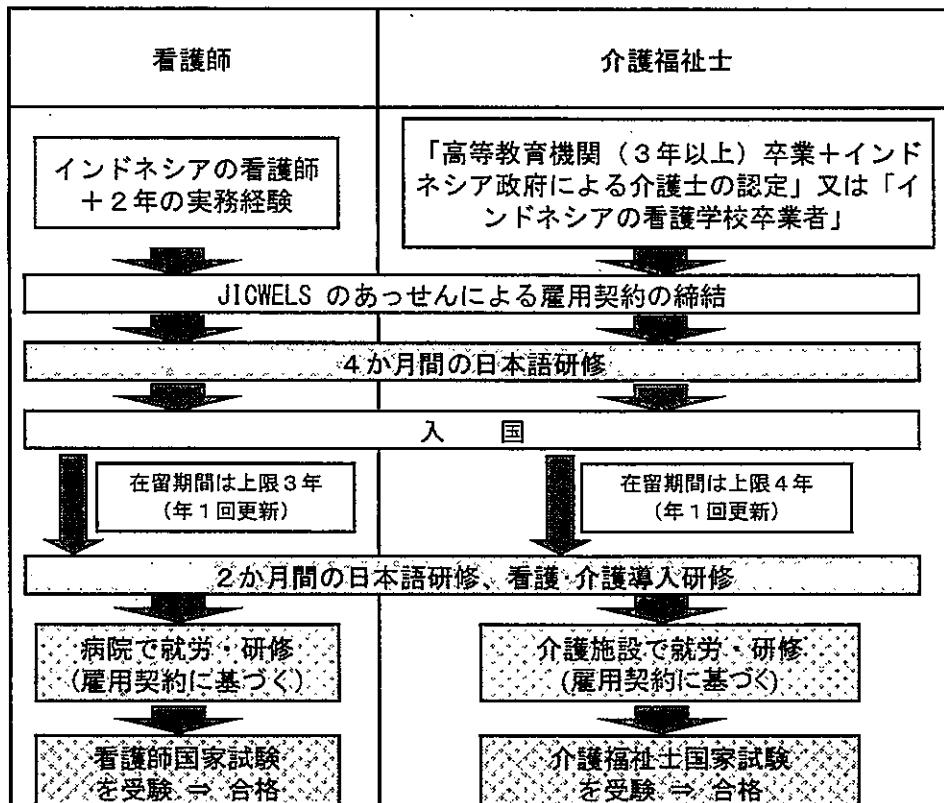
### インドネシア

平成20年7月1日 協定発効

平成20年8月 第1陣208人(看護104人、介護104人)を受け入れた。

平成21年7月 インドネシアで4か月間の日本語研修を開始。

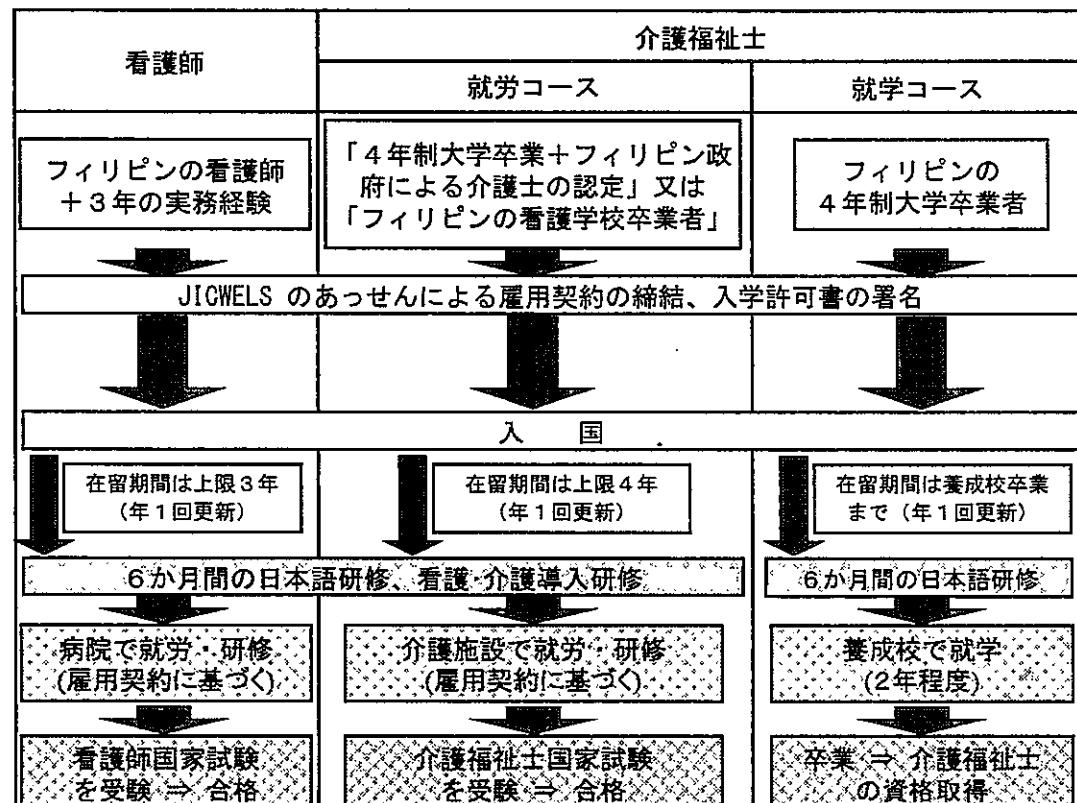
平成21年11月 第2陣361人(看護173人、介護188人)が入国し、2か月間の日本語研修を経て22年1月より就労開始。(この他、日本語研修免除者1名は10月に入国し、就労開始。)



### フィリピン

平成20年12月11日 協定発効

平成21年5月 就労コースの候補者が入国、6か月間日本語研修を受講。10月より看護師候補者88人が就労開始。11月より介護福祉士候補者178人が就労開始(日本語研修免除者10人は6月より就労開始)。平成21年9月 就学コースの介護福祉士候補者27人が入国し、6か月間の日本語研修を受講中。22年4月より就学開始予定。



※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

## 外国人介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の概要等

外国人介護福祉士の日本語習得を支援するため、22年度予算案において、以下の事業を実施するためには必要な経費を盛り込んだところ。

各自治体におかれでは、管内の受入施設に対して、積極的な周知を行うとともに、事業の活用促進をお願いしたい。

### 1. 受入施設が行う日本語研修に対する助成（受入施設日本語習得支援事業）

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援

補助率：定額（10／10）

候補者1人当たり年間23.5万円以内（国1／2、施設1／2相当）

### 2. 日本語定期研修の実施（日本語定期研修事業）

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語習得できるよう支援。

※ EPAに関する様々な情報については、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を実施しているところ。今後とも、適時情報提供を行っていくが、御不明な点等があれば、当局にお知らせ願いたい。

## 外国人介護福祉士候補者の受け入れに関する当面のスケジュール

	インドネシア	フィリピン
1月		介護福祉士候補者の募集 (於: フィリピン (昨年12月から募集中))
2月		
3月	↓ 介護福祉士候補者の募集 (於: インドネシア)	↓ マッチング (受入希望施設一候補者)
4月		入国 日本語研修の開始 (6か月間)
5月	↓ マッチング (受入希望施設一候補者)	
6月		
7月	日本語研修の開始 (6か月間)	

※1 いずれも、現時点での予定であり、今後変更があり得る。また、フィリピンについては、就労コースのスケジュールを記載している。

※2 インドネシアについては、日本語研修の実施方法及び候補者の入国情期は未定。

※3 なお、日本側の受入施設の募集は、既に締め切られたところ。

平成21年12月現在の状況を記載した資料であり、未確定事項も含まれる。

# 社会福祉法人の新会計基準(素案)について

平成21年12月25日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

## 目 次

1. 新基準(素案)を作成する背景と目的	.....	P 1
2. 新基準(素案)の基本的な考え方	.....	P2
3. 新基準(素案)の構成	.....	P2
4. 新基準(素案)における主な改正点	.....	P3
(1)適用範囲の一元化	.....	P3
(2)計算書の簡素化	.....	P4
(3)区分方法の変更	.....	P5
(4)財務諸表等の作成	.....	P7
(5)その他の主な変更点	.....	P8
5. 移行期間について	.....	P9
参考 1. 附属明細書の考え方	.....	P10
参考 2. 財務諸表注記の充実	.....	P11
参考 3. 「区分方法の変更」の事例による説明	.....	P12
参考 4. 主な変更内容	.....	P14
参考 5. 既存通知の取扱いの方向性	.....	P19

## 1. 新基準(素案)を作成する背景と目的

### ◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

### ◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

### ◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(素案)(以下、「新基準(素案)」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準(素案)の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4～H21. 11 全14回)

委員：公認会計士、オブザーバー：厚労省、事務局：明治安田生活福祉研究所

## 2. 新基準(素案)の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする。
- ◆ 新基準(素案)の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

## 3. 新基準(素案)の構成

- (1) 基準と注解 :会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針 :会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない

様式例、勘定科目とその解説を示したもの。

※ その他、「運用指針」の中で、従来の会計ルールから新会計基準へ移行するに当たっての「移行措置」を示す予定。

## 4. 新基準(素案)における主な改正点

### (1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

#### ◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所		病院会計準則による
	公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可
収益事業			一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用

#### ◆ 新基準(素案)

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準(素案)を適用する
公益事業		
収益事業		

## (2) 計算書の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成  
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

### ◆ 現行基準

#### 【計算書類(4種類)】

- ①資金収支計算書
  - ②事業活動収支計算書
  - ③貸借対照表
  - ④財産目録
- +
- ⑤その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

### ◆ 新基準(素案)

#### 【財務諸表】(P7参照)

- ①資金収支計算書
- ②事業活動計算書
- ③貸借対照表

+

#### ④財産目録

#### ⑤附属明細書(※)(P11参照)

- (※)附属明細書
- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
  - ・財務諸表を補完する役割を持つ。

### (3)区分方法の変更～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

#### ①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

#### ②拠点区分

- ・事業区分を拠点(施設・事業所)別に区分

(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた区分とする。

#### ③サービス区分

- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護)に区分

(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いと区分とする。

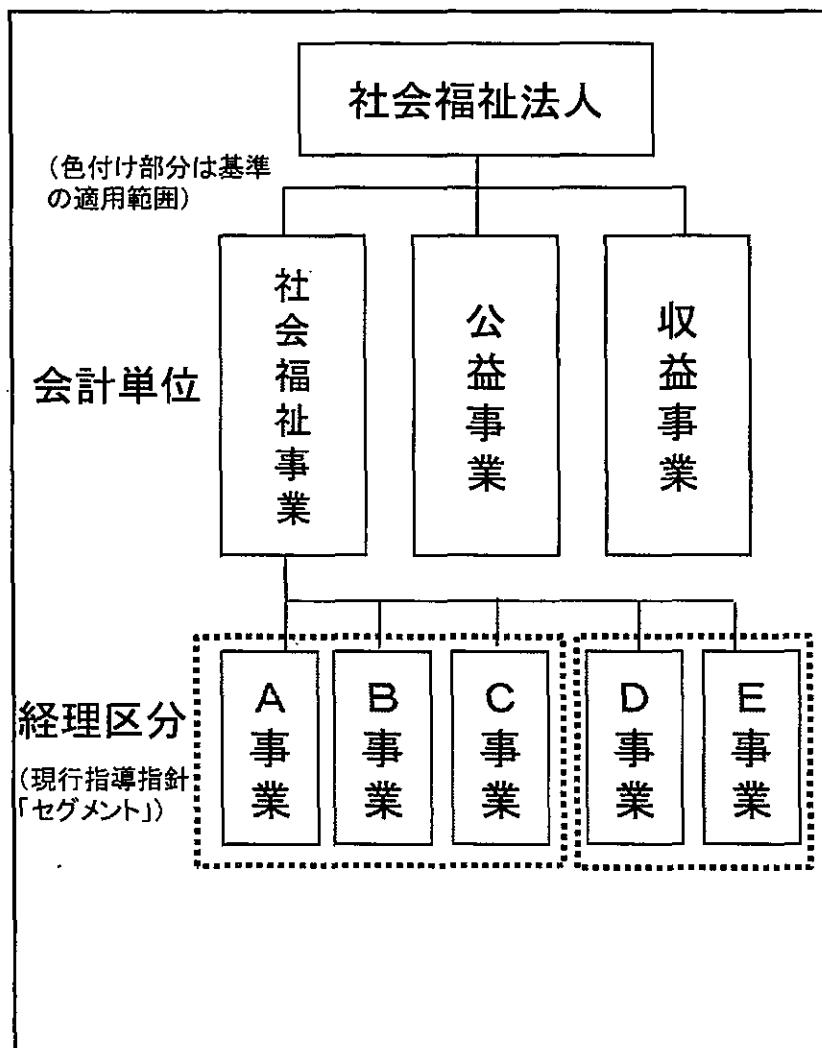
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支内訳表、拠点区分事業活動内訳表については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを作成

(注1)拠点区分事業活動内訳表は経常増減差額までの表示で可。

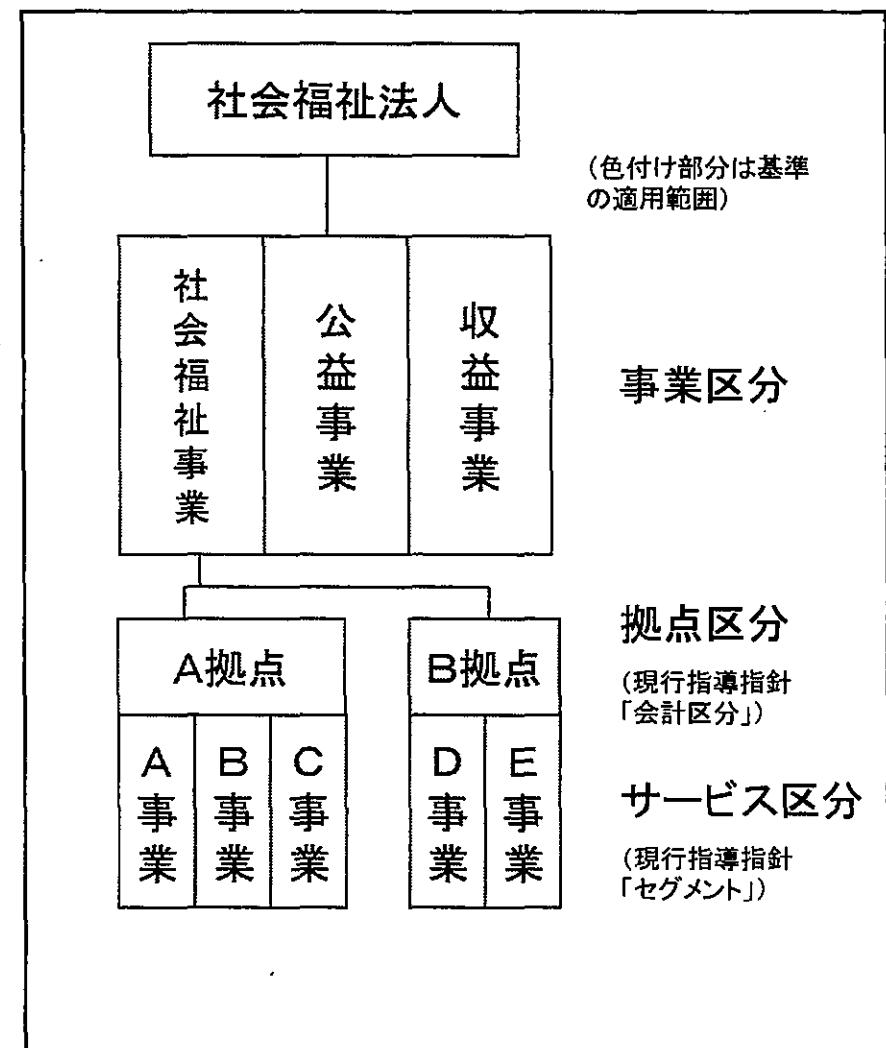
(注2)例えば、上記の例では拠点区分事業活動内訳表のみを作成(保育所、措置施設は拠点区分資金収支内訳表のみを作成)。

(「区分方法の変更」イメージ)

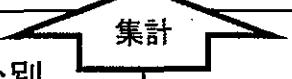
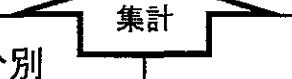
◆ 現行基準



◆ 新基準(素案)



#### (4)財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表 の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
事業区分別 (法人全体の会計を 事業別に区分表示)	 ○◎第1号の2様式	○◎第2号の2様式	○◎第3号の2様式		左記様式では 事業区分間の 内部取引消去 を行う
拠点区分別 (事業区分の会計を 拠点別に区分表示)	 ◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では 拠点区分間の 内部取引消去 を行う
拠点区分別 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は 記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計を サービス別に区分表 示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3で はサービス区 分間の内部取 引消去を行う

(注1)法人の事務負荷軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つ  
を省略できる。

(注2)第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所  
轄庁へ提出をする。

## (5) その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
  - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定。
  - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
  - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
  - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
  - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
  - 会計処理方法を明確化。

### 3. 移行期間について

#### <移行期間に関する方針>

- ・ 大規模法人については、移行期限を新基準施行後2年(平成24年度予算から)とする。(原則的な移行期限)
- ・ 小規模法人については、移行期限を3年(平成25年度予算から)とする。



#### <理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 大規模な法人が先行的に移行することで、小規模な法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した大規模な法人の実務者が実例を講義・周知することにより、小規模法人への過度な負担が軽減され、より円滑な移行が期待できる。

## 参考1

### 附属明細書の考え方

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

#### ◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

#### ◆ 新基準

- (1)全事業に係る附属明細書
  - ・ 基本財産およびその他の固定資産の明細書
  - ・ 引当金明細書
  - ・ 拠点区分資金収支内訳表
  - ・ 拠点区分事業活動内訳表
  - ・ 借入金明細書
  - ・ 受取寄附金明細書
  - ・ 受取補助金明細書
  - ・ 事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書
  - ・ 基本金明細書
  - ・ 国庫補助金等特別積立金明細書
  - ・ 積立金・積立預金明細書
- (2)就労支援事業に係る附属明細書
  - ・ 就労支援事業製造原価明細書
  - ・ 販売費及び一般管理費明細書

○ 現行の会計基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、9項目を追加し、16項目に拡充。  
 また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。  
 (下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象の内容及び影響額
- ⑦その他必要な事項



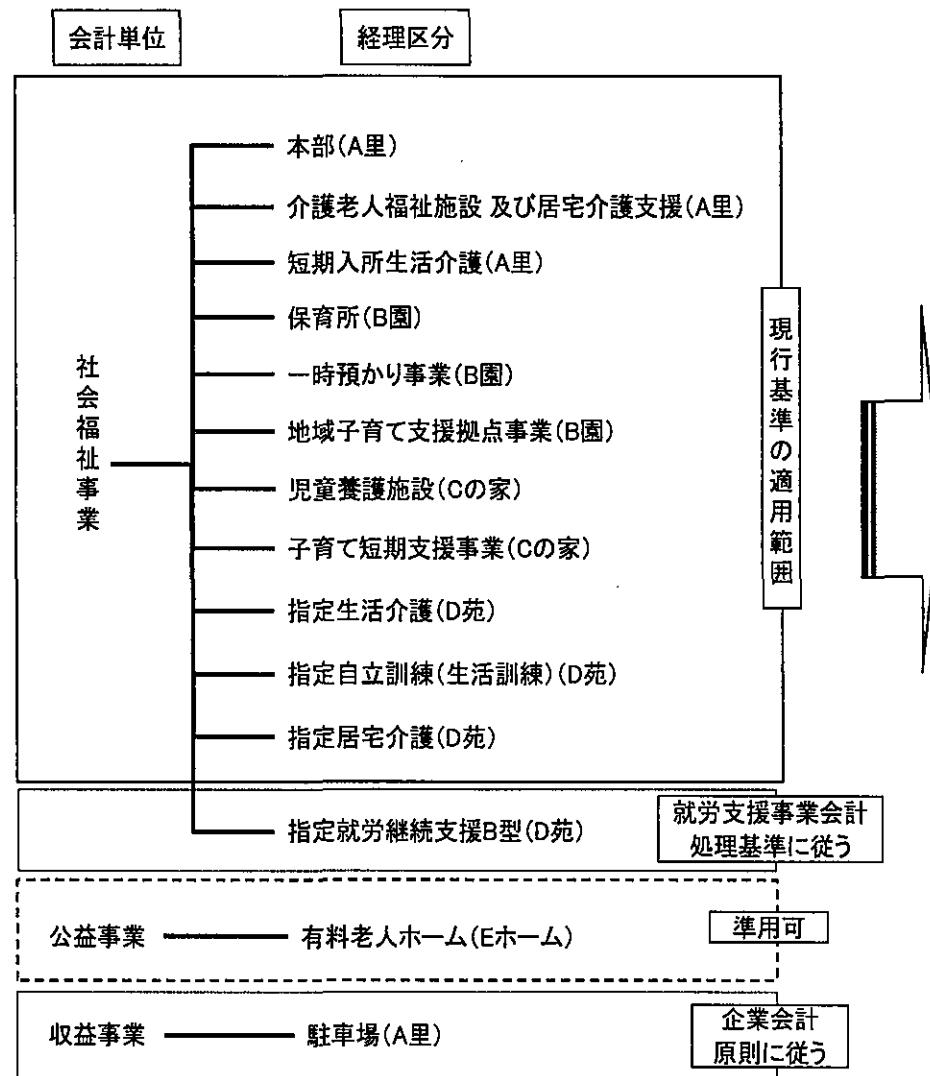
◆ 新基準(素案)で新たに加えた注記事項

- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分の設定方法等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ☆⑥保証債務等の偶発債務
- ⑦満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ⑧国庫補助金等の内訳、増減額、残高等
- ☆⑨関連当事者との取引内容

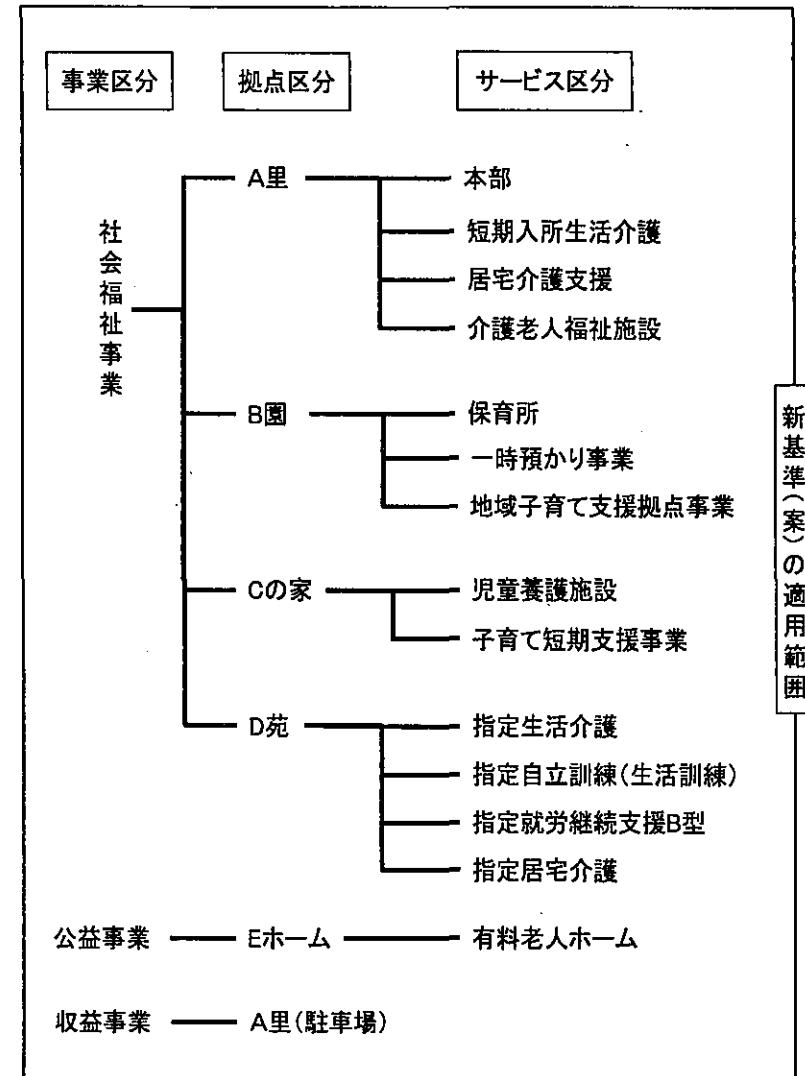
## 参考3-①

(「区分方法の変更」の事例による説明①)

現行基準



新基準 (素案)



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

**参考3-②** (「区分方法の変更」の事例による説明②)

拠点	各拠点で運営している事業
A里	<p>介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。</p> <p>また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。</p> <p>さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。</p>
B園	「保育所」。「一時預かり事業」及び「地域子育て支援拠点事業」も実施。
Cの家	「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。
D苑	<p>障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。</p> <p>また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。</p>
Eホーム	「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。

## 参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

### (ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→現行の会計基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

### (イ) 4号基本金の廃止

→基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

### (ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→施設・設備整備費の国庫補助金等については、一旦国庫補助金等特別積立金に積立て補助対象資産の償却期間にわたって取崩すことにより、損益の平準化を図るものとする。

(注)現行の会計基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するもの。

## 参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

### ◆ 現行基準

#### 【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他引当金

### ◆ 新基準(素案)

#### 【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

#### 参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

○ 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)にならび、たとえば以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ)退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ)減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ)税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡単な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

#### 参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、退職共済預け金と同額を退職給付引当金に計上する処理方法に統一する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

##### ◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度  
掛金を費用処理。

②都道府県等の実施する制度  
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度  
従来、注記なし。

##### ◆ 新基準(素案)

①福祉医療機構の退職共済制度  
掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度  
掛金額を退職共済預け金として資産計上し、同額を退職給付引当金に計上する(処理方法を統一)。

③採用している退職給付制度  
財務諸表の注記に明示。

#### 参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注)共同募金配分金等については、現行会計基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

##### ◆ 現行指導指針

###### 【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：寄附金として処理
- ②特別配分金：明記なし
- ③受配者指定寄附金：寄附金として  
処理

##### ◆ 新基準(素案)

###### 【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：民間団体からの助成金と  
同様の処理
- ②特別配分金：民間団体からの助成金と  
同様の処理
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

## 参考5

### 既存通知の取扱いの方向性

#### (1) 移行期間終了をもって廃止の方向

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」  
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」  
(平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」  
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 4 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について  
(平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 5 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 6 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」  
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 7 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」  
(平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

#### (2) 社会福祉法人以外の事業者に適用されるものとして存続する方向

- 8 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 9 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 10 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」  
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 11 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」  
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 12 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」  
(平成19年7月31日付け障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

## 社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案

### 事例 — 会計担当理事による保育所運営費の着服事案 —

#### 1 事案の概要

保育園（認可保育所）を設置運営する法人について、当該法人の内部調査の結果、会計担当理事による保育所運営費の着服が判明した。

法人からの報告を受け、特別監査を実施した結果、使途不明金を確認。

法人は、使途不明金一部について着服を認めた同理事を解任。

#### 2 所轄庁の特別監査

① 平成20年4月～5月までの間、特別監査を実施（計5回）

② 特別監査において確認した内容

##### ア 使途不明金について

- ・ 会計書類等を精査した結果、使途不明金を確認。
- ・ これらは、架空経費の計上や正規の経理処理を経ず無断で預金が引き出されたことにより発生したもの。
- ・ 法人には、会計担当理事の他に会計に関する知識を持つものがいない。
- ・ 会計担当理事は、使途不明金の一部について、私的流用したことを認めていない。
- ・ 法人は理事会で刑事告訴を決定し、所管警察署と協議中。

##### イ 会計処理の状況について

- ・ 実質的に会計担当理事に処理を任せきりにしていた。
- ・ 預金通帳、キャッシュカードといった預金の管理体制についても不十分。
- ・ 複数の者で確認を行うべき会計処理の基本原則が遵守されておらず、内部牽制体制が機能していない状況。

##### ウ 法人運営体制について

- ・ 財務管理について、会計担当理事に一任しており、理事会、監事の機能が形骸化している状況。

③ 法人に對し、1ヶ月間の報告期限を課した上で、是正改善命令を発出（5月）。

④ 是正改善命令の内容

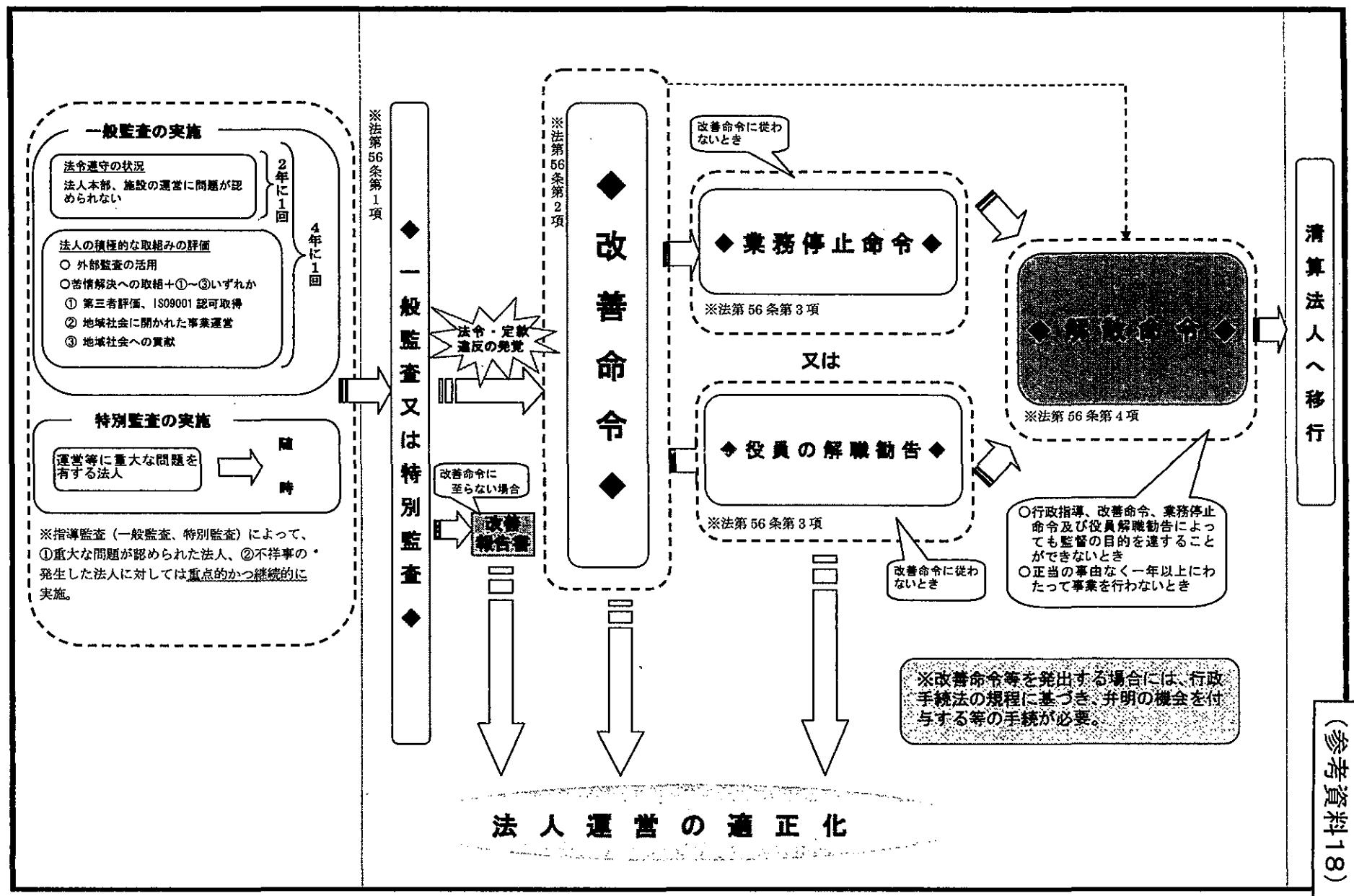
社会福祉法第56条第2項の規定に基づく、

- ・ 会計担当理事に対し、法人資産（施設運営費）の返還請求
- ・ 適正な会計処理を行うための会計組織の再構築
- ・ 適正な法人運営を行うための理事会、監事の機能確立

### 3 法人の改善措置内容

- ① 会計担当理事から法人資産の一部返還、理事長及び副理事長から未返還部分を立替え補填。
- ② 会計担当理事に対し、引き続き刑事・民事両面からの責任追及・返還請求
- ③ 事務職員を増員するなど、日々の会計処理体制を強化。
- ④ 新たに選任した会計担当理事により毎週、会計処理状況を確認。
- ⑤ 会計事務所と顧問契約を締結し、毎月、会計処理状況の外部監査を実施。
- ⑥ 理事に法人・施設運営に精通した他保育所の施設長、学識経験者を選任。
- ⑦ 監事に社会福祉法人の会計に精通した他保育所の施設長を選任。

## 社会福祉法第56条に基づいた法人の改善措置等の流れ（例示）



## ○第三者評価の受審件数(都道府県別)

平成21年6月29日

No.	都道府県	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	都道府県別 4年間合計数
1	北海道	0	1	9	20	30
2	青森県	5	19	34	12	70
3	岩手県	9	15	21	29	74
4	宮城県	0	0	0	3	3
5	秋田県	0	0	4	1	5
6	山形県	0	2	2	1	5
7	福島県	0	0	3	8	11
8	茨城県	1	2	6	3	12
9	栃木県	1	8	6	6	21
10	群馬県	16	11	8	11	46
11	埼玉県	8	22	26	25	81
12	千葉県	0	3	81	28	112
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	6,304
14	神奈川県	37	100	131	163	431
15	新潟県	0	0	0	7	7
16	富山県	9	18	7	4	38
17	石川県	0	42	38	32	112
18	福井県	0	3	2	4	9
19	山梨県	1	10	4	7	22
20	長野県	2	15	9	29	55
21	岐阜県	7	19	10	4	40
22	静岡県	47	38	45	40	170
23	愛知県	3	25	39	60	127
24	三重県	19	7	13	16	55
25	滋賀県	0	0	3	4	7
26	京都府	80	115	254	185	634
27	大阪府	9	31	80	60	180
28	兵庫県	20	25	51	52	148
29	奈良県	0	0	0	4	4
30	和歌山县	0	0	2	10	12
31	鳥取県	0	15	18	20	53
32	島根県	0	1	4	1	6
33	岡山県	0	0	0	3	3
34	広島県	0	0	0	1	1
35	山口県	41	39	25	14	119
36	徳島県	0	0	0	6	6
37	香川県	0	0	8	2	10
38	愛媛県	0	0	4	8	12
39	高知県	0	2	1	3	6
40	福岡県	0	0	0	5	5
41	佐賀県	0	4	1	2	7
42	長崎県	0	3	12	6	21
43	熊本県	0	21	22	27	70
44	大分県	11	14	18	14	57
45	宮崎県	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	9	5	4	18
47	沖縄県	0	0	2	4	6
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,765	9,225

※全国施設数 出典:

平成17~19年「社会福祉施設等調査報告」および「介護サービス施設・事業所調査」  
(厚生労働省大臣官房統計情報部)

※平成17~19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

